

# 任意共済のご案内

全国町村等職員

## 任意医療保険

【総合医療保険(団体型)】

任意医療保険

全国町村等職員

## 任意生命保険

【団体定期保険】

任意生命保険

全国町村等職員

## 任意収入補償保険

【団体長期障害所得補償保険】

任意収入補償保険

「契約概要」と「注意喚起情報」には、それぞれご加入の内容等に関する重要な事項のうち、

特にご確認いただきたい事項と特にご注意いただきたい事項が記載されています。

また、「正しく告知いただくために」には、ご加入・増額のお申込みの際に必要な被保険者告知に関する重要な事項が記載されています。お申込みにあたっては、当パンフレットとあわせてご確認ください。なお、当パンフレットは、お申込みいただきました後も大切に保管ください。

申込締切日

令和2年11月4日(水)

加入日(効力発生日)

令和3年1月1日

# ライフイベントに合わせたおすすめプラン!!

<「任意医療保険」と「任意生命保険」について>  
 年齢は、保険年齢で記載しております。  
 「保険年齢」とは、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数については6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げて計算した年齢をいいます。

掛金は概算掛金です。正規掛金は申込締切後に算出し、更新日(今回は令和3年1月1日)から適用します。  
 また、任意医療保険の本人・配偶者の掛金は年齢、任意生命保険の本人・配偶者の掛金は年齢・性別によって異なります。

## 25歳の方 (独身)

本人:25歳

独身でも、病気やケガによる入院・手術等・就業障害などへの備えは必要です。任意共済を上手に活用して備えましょう。

## 35歳の方 (配偶者・子ども1人あり)

本人:35歳 男性 配偶者:32歳 女性  
 子ども:3歳

結婚やお子様の誕生で手厚い保障が必要な時期です。団体保険としての割引が適用された掛金で、賢く保障を準備しましょう。

## 45歳の方 (配偶者・子ども2人あり)

本人:45歳 男性 配偶者:42歳 女性  
 子ども:12歳・10歳

お子様の教育資金やご自身の健康など様々なことに気を配る必要があります。任意共済をフル活用して保障を準備しましょう。

## 55歳の方 (配偶者あり)

本人:55歳 男性 配偶者:52歳 女性

退職後を意識し、将来的に退職者継続加入制度を活用することも視野に、任意共済で長期にわたる保障を確保しておきましょう。

### 任意医療保険

総合医療保険(団体型)

1泊2日以上入院・手術等の保障

入院給付金日額

本人 **5,000円**  
 (月払掛金(概算) 男性 1,180円 女性 1,180円)

入院給付金日額

本人 **10,000円**  
 (月払掛金(概算) 2,670円)  
 配偶者 **5,000円**  
 (月払掛金(概算) 1,285円)  
 子ども(1人) **3,000円**  
 (月払掛金(概算) 495円)

入院給付金日額

本人 **12,000円**  
 (月払掛金(概算) 4,032円)  
 配偶者 **5,000円**  
 (月払掛金(概算) 1,425円)  
 子ども(2人) 1人あたり **3,000円**  
 (月払掛金(概算) 495円)

入院給付金日額

本人 **10,000円**  
 (月払掛金(概算) 5,840円)  
 配偶者 **5,000円**  
 (月払掛金(概算) 2,165円)

P5~P8  
P23~P26

### 任意生命保険

団体定期保険

死亡・所定の高度障がい状態の保障

- ① 死亡保険金額(高度障がい保険金額)
- ② 死亡保険金額(高度障がい保険金額)  
 ③ 災害保険金額(災害高度障がい保険金額)

本人 ①の場合… **200万円**  
 ②の場合… **400万円**  
 (月払掛金(概算) 男性 236円 女性 158円)

- ① 死亡保険金額(高度障がい保険金額)
- ② 死亡保険金額(高度障がい保険金額)  
 ③ 災害保険金額(災害高度障がい保険金額)

本人 ①の場合… **3,000万円**  
 ②の場合… **6,000万円**  
 (月払掛金(概算) 3,540円)  
 配偶者 ①の場合… **1,000万円**  
 ②の場合… **2,000万円**  
 (月払掛金(概算) 790円)

- ① 死亡保険金額(高度障がい保険金額)
- ② 死亡保険金額(高度障がい保険金額)  
 ③ 災害保険金額(災害高度障がい保険金額)

本人 ①の場合… **3,000万円**  
 ②の場合… **6,000万円**  
 (月払掛金(概算) 5,190円)  
 配偶者 ①の場合… **1,000万円**  
 ②の場合… **2,000万円**  
 (月払掛金(概算) 1,310円)

- ① 死亡保険金額(高度障がい保険金額)
- ② 死亡保険金額(高度障がい保険金額)  
 ③ 災害保険金額(災害高度障がい保険金額)

本人 ①の場合… **2,000万円**  
 ②の場合… **4,000万円**  
 (月払掛金(概算) 6,300円)  
 配偶者 ①の場合… **400万円**  
 ②の場合… **800万円**  
 (月払掛金(概算) 888円)

P9~P12  
P27~P32

### 任意収入補償保険

団体長期障害所得補償保険

ケガや病気により長期間仕事ができなくなったときの収入を補償

月額保険金額

本人 月額 **15万円(3口)**  
 (月払保険料 男性 1,485円 女性 1,503円)

月額保険金額

本人 月額 **20万円(4口)**  
 (月払保険料 3,136円)

月額保険金額

本人 月額 **20万円(4口)**  
 (月払保険料 6,316円)

月額保険金額

本人 月額 **15万円(3口)**  
 (月払保険料 7,470円)

P13~P18  
P57~P64

任意医療保険 任意生命保険 任意収入補償保険  
 月払掛金・保険料(概算) 合計

男性 **2,901円**  
 女性 **2,841円**

**11,916円**

**18,768円**

**22,663円**

任意医療保険

任意生命保険

任意収入補償保険

制度の  
しくみ  
と  
特徴

任意医療保険・任意生命保険は、みなさまの入院(1泊2日以上)・手術等・

死亡・所定の高度障がい状態を、現職中から退職後まで幅広く保障する制度です。

- 1 ライフイベントの変化に合わせて、毎年保障額の見直しができます。  
※ただし、健康状態等によっては保障額を増額できない場合があります。
- 2 医師の診査ではなく、健康状態等の告知によるお申込み手続きです。  
※告知に関しては、「正しく告知いただくために」をご覧ください。
- 3 掛金には団体保険としての割引が適用されます。  
※P7・P8、P10～P12をご覧ください。

- 4 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。  
※脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。

昨年度の配当還元率\*

**任意医療保険**  
総合医療保険(団体型) **約14.3%**

**任意生命保険**  
団体定期保険 **約11.9%**

※年間払込掛金に対する配当金の割合です。  
●上記は令和元年度(\*)の配当実績に基づくものであり、将来のお受取りをお約束するものではありません。  
(\*)保険期間:平成31年1月1日～令和元年12月31日

現職中

任意医療保険 1泊2日以上入院・手術等を保障します。

お申込みにあたっては、必ずP23以降をご確認ください。

職員とその配偶者様・お子様をご加入いただくことができます。

ご加入	保険期間: 1年	更新	更新	更新
職員	申込入院給付金日額 12,000円～5,000円	入院療養給付金: 入院給付金日額×5	手術給付金: ・1泊2日以上継続した入院中に受けられた対象手術につき入院給付金日額×20 ・放射線治療は、入院給付金日額×10 ・外来・日帰り手術は、入院給付金日額×5	新規加入・増額 年齢65歳6カ月まで
配偶者	10,000円～3,000円			年齢65歳6カ月まで
子ども	5,000円 あるいは 3,000円			年齢22歳6カ月まで

選べる保障額と、それに応じた掛金は、P7・P8をご確認ください。

原則として、加入資格を満たさざり、更新により継続してご加入いただくことができます。  
更新日付にて、入院給付金日額を増額(または減額)することができます。

※新規加入・増額される場合には、「申込書兼告知書」裏面に記載の質問事項に対する答えが全て「いいえ」となる必要があります。

保険期間中のケガや病気等による「入院」「手術」等に対する保障を確保できます。

任意生命保険 死亡・所定の高度障がい状態を保障します。

お申込みにあたっては、必ずP27以降をご確認ください。

職員とその配偶者様・お子様まで、万一の場合の安心をサポートいたします。

ご加入	保険期間: 1年	更新	更新	更新
職員	申込保険金額 3,000万円～200万円			新規加入・増額 年齢65歳6カ月まで
配偶者	1,000万円～200万円			年齢65歳6カ月まで
子ども	400万円あるいは200万円			年齢22歳6カ月まで

選べる保障額と、それに応じた掛金は、P10～P12をご確認ください。

原則として、加入資格を満たさざり、更新により継続してご加入いただくことができます。  
更新日付にて、保険金額を増額(または減額)することができます。

※新規加入・増額される場合には、「申込書兼告知書」裏面に記載の質問事項に対する答えが全て「いいえ」となる必要があります。

このようなときに、保険金をお支払いします。

- 保険期間中に死亡された場合
- 保険期間中に、加入日(\*)以後の病気やケガによって、所定の高度障がい状態になられた場合  
(\*)保障額を増額する場合、増額部分については、加入日を増額日と読替えます。

退職後のお取扱いについて

退職者継続加入制度

概要はP47～P50をご覧ください。

職員とその配偶者の方は、退職後も、現職中と同様の保障が得られます!

任意医療保険 1泊2日以上入院・手術等を保障します。

最長年齢75歳6カ月まで更新可能

任意生命保険 死亡・所定の高度障がい状態を保障します。

最長年齢75歳6カ月まで更新可能

- 1 現職中の加入年数を問わず、移行することができます。  
〔任意医療保険あるいは任意生命保険に、令和2年12月末日まで継続加入される方が対象です。〕

- 2 入院給付金日額・保険金額は、退職直前に加入していた金額以下で選ぶことができます。  
退職者継続加入制度への移行時およびその後の更新時に、新規に任意医療保険および任意生命保険に加入することや、入院給付金日額・保険金額を増額することはできません。(減額・脱退は可能です。)

- 3 移行対象者は、職員とその配偶者となります。  
子どもは、退職者継続加入制度の対象とはなりません。  
〔令和2年1月1日以降に加入団体を退職後、令和2年12月31日まで任意医療保険あるいは任意生命保険に引続き加入中である退職者(\*)とその配偶者が対象です。  
(\*)その子どもは令和2年12月31日までの加入となります。〕

- 4 掛金のお払込みは年払となります。

留意点

- 配偶者・子どものみで加入することはできません。また、配偶者は、任意医療保険・任意生命保険ともに職員と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。子どもは、任意医療保険については職員(配偶者も加入する場合は配偶者)と同額もしくはそれ以下の保障額、任意生命保険については職員と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。
- 掛金の払込方法は加入団体ごとに異なっておりますのでご注意ください。



## 主な保障内容

保険期間中に以下のお支払事由に該当されたときにお支払いします。  
給付金のお支払いにあたっては、原因となるケガや病気が加入日(\*)以後に生じることが必要となります。  
(\*)その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については加入日を増額日と読替えます。

給付の名称	お支払事由	お支払額	お支払限度※1
入院給付金	ケガや病気等により1泊2日以上継続して入院をされたとき	入院給付金日額 × 入院日数	[1回の入院※2] 124日 [通算] 1,095日
入院療養給付金	入院給付金の支払われる入院をされたとき	入院給付金日額 × 5	通算30回 ※3
手術給付金(20倍) ※4	1泊2日以上継続した入院中に、公的医療保険制度の対象となる手術または先進医療に該当する手術等を受けられたとき	入院給付金日額 × 20	—
手術給付金(5倍) ※4	外来または日帰り入院中に、公的医療保険制度の対象となる手術または先進医療に該当する手術等を受けられたとき	入院給付金日額 × 5	通算30回
放射線治療給付金	公的医療保険制度の対象となる放射線治療または先進医療に該当する放射線照射・温熱療法を受けられたとき	入院給付金日額 × 10	通算なし (60日の間に1回)

- ※1 お支払限度については、更新前後のお支払日数(回数)を通算します。  
 ※2 入院を2回以上された場合でも、最終の入院の退院日の翌日からの経過日数等によっては1回の入院とみなす場合があります。  
 ※3 すでに入院療養給付金のお支払事由に該当している場合には、入院療養給付金が支払われることとなった最終の入院が開始された日からその日を含めて180日経過後に新たに開始された入院がお支払いの対象となります。  
 ※4 一部の所定の手術については、お支払いの対象外となります。 <対象外の手術の例>…「創傷処理」「皮膚切開術」等  
 また、同一の日に複数回の手術を受けられた場合には、1つの手術についてのみがお支払いの対象となります。  
 この場合、手術給付金(20倍)が支払われるときは、手術給付金(5倍)のお支払いはいたしません。

保障内容に関する詳細、「給付金のお受取りにあたっての日数制限」や上表の注記(※1～※4)等の制限事項の詳細については、【当パンフレット】「給付金の支払事由」、「法令等の改正に伴う変更」、「注意喚起情報」「給付金をお支払いしない場合等」、ならびに【ご加入のみなさまへ】を必ずご確認ください。

## 保障額と掛金

払込方法は加入団体ごとに決まっておりますので、係の方にお問合せください。

- ※「保険年齢」とは、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数については6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げて計算した年齢をいいます。  
 ●以下の入院給付金日額からご希望の入院給付金日額をお選びください。配偶者は職員と同額もしくはそれ以下、子どもは職員(配偶者も加入する場合は配偶者)と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。(配偶者・子どものみで加入することはできません。)  
 ●記載の掛金は概算掛金です。正規掛金は申込締切後に加入者数等に基づき算出し、更新日(今回は令和3年1月1日)から適用します。掛金は、毎年の更新日に再計算し適用します。年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同額で更新された場合、通常、更新後の掛金は更新前より高くなります。  
 ●保険年齢71歳以上の方の掛金は、係の方へお問合せください。

## 月払掛金(概算)

対 象	職員					配偶者		子ども	
	職員	配偶者	職員	配偶者	職員	配偶者	子ども	子ども	
申込入院給付金日額	12,000円	10,000円	8,000円	5,000円	3,000円	5,000円	3,000円	5,000円	3,000円
保 険 年 齢	(単位:円)					(単位:円)		(単位:円)	
15歳～19歳 (H13.7.2生～H18.7.1生)	1,524	1,270	1,016	635	381	825	495	9,900	5,940
20歳～24歳 (H 8.7.2生～H13.7.1生)	2,292	1,910	1,528	955	573				
25歳～29歳 (H 3.7.2生～H 8.7.1生)	2,832	2,360	1,888	1,180	708				
30歳～34歳 (S61.7.2生～H 3.7.1生)	3,084	2,570	2,056	1,285	771				
35歳～39歳 (S56.7.2生～S61.7.1生)	3,204	2,670	2,136	1,335	801				
40歳～44歳 (S51.7.2生～S56.7.1生)	3,420	2,850	2,280	1,425	855				
45歳～49歳 (S46.7.2生～S51.7.1生)	4,032	3,360	2,688	1,680	1,008				
50歳～54歳 (S41.7.2生～S46.7.1生)	5,196	4,330	3,464	2,165	1,299				
55歳～59歳 (S36.7.2生～S41.7.1生)	7,008	5,840	4,672	2,920	1,752				
60歳～64歳 (S31.7.2生～S36.7.1生)	9,324	7,770	6,216	3,885	2,331				
65歳～69歳 (S26.7.2生～S31.7.1生)	12,588	10,490	8,392	5,245	3,147				
70歳 (S25.7.2生～S26.7.1生)	15,888	13,240	10,592	6,620	3,972				

## 半年払掛金(概算)

半年払掛金は月払掛金の6倍です。

職員の方は、12,000円～5,000円の入院給付金日額から、配偶者の方は、10,000円～3,000円の入院給付金日額からお選びください。

お子様は、5,000円・3,000円の入院給付金日額からお選びください。

対 象	職員					配偶者		子ども	
	職員	配偶者	職員	配偶者	職員	配偶者	子ども	子ども	
申込入院給付金日額	12,000円	10,000円	8,000円	5,000円	3,000円	5,000円	3,000円	5,000円	3,000円
保 険 年 齢	(単位:円)					(単位:円)		(単位:円)	
15歳～19歳 (H13.7.2生～H18.7.1生)	9,144	7,620	6,096	3,810	2,286	4,950	2,970	4,950	2,970
20歳～24歳 (H 8.7.2生～H13.7.1生)	13,752	11,460	9,168	5,730	3,438				
25歳～29歳 (H 3.7.2生～H 8.7.1生)	16,992	14,160	11,328	7,080	4,248				
30歳～34歳 (S61.7.2生～H 3.7.1生)	18,504	15,420	12,336	7,710	4,626				
35歳～39歳 (S56.7.2生～S61.7.1生)	19,224	16,020	12,816	8,010	4,806				
40歳～44歳 (S51.7.2生～S56.7.1生)	20,520	17,100	13,680	8,550	5,130				
45歳～49歳 (S46.7.2生～S51.7.1生)	24,192	20,160	16,128	10,080	6,048				
50歳～54歳 (S41.7.2生～S46.7.1生)	31,176	25,980	20,784	12,990	7,794				
55歳～59歳 (S36.7.2生～S41.7.1生)	42,048	35,040	28,032	17,520	10,512				
60歳～64歳 (S31.7.2生～S36.7.1生)	55,944	46,620	37,296	23,310	13,986				
65歳～69歳 (S26.7.2生～S31.7.1生)	75,528	62,940	50,352	31,470	18,882				
70歳 (S25.7.2生～S26.7.1生)	95,328	79,440	63,552	39,720	23,832				

## 年払掛金(概算)

年払掛金は月払掛金の12倍です。

職員の方は、12,000円～5,000円の入院給付金日額から、配偶者の方は、10,000円～3,000円の入院給付金日額からお選びください。

お子様は、5,000円・3,000円の入院給付金日額からお選びください。

対 象	職員					配偶者		子ども	
	職員	配偶者	職員	配偶者	職員	配偶者	子ども	子ども	
申込入院給付金日額	12,000円	10,000円	8,000円	5,000円	3,000円	5,000円	3,000円	5,000円	3,000円
保 険 年 齢	(単位:円)					(単位:円)		(単位:円)	
15歳～19歳 (H13.7.2生～H18.7.1生)	18,288	15,240	12,192	7,620	4,572	9,900	5,940	9,900	5,940
20歳～24歳 (H 8.7.2生～H13.7.1生)	27,504	22,920	18,336	11,460	6,876				
25歳～29歳 (H 3.7.2生～H 8.7.1生)	33,984	28,320	22,656	14,160	8,496				
30歳～34歳 (S61.7.2生～H 3.7.1生)	37,008	30,840	24,672	15,420	9,252				
35歳～39歳 (S56.7.2生～S61.7.1生)	38,448	32,040	25,632	16,020	9,612				
40歳～44歳 (S51.7.2生～S56.7.1生)	41,040	34,200	27,360	17,100	10,260				
45歳～49歳 (S46.7.2生～S51.7.1生)	48,384	40,320	32,256	20,160	12,096				
50歳～54歳 (S41.7.2生～S46.7.1生)	62,352	51,960	41,568	25,980	15,588				
55歳～59歳 (S36.7.2生～S41.7.1生)	84,096	70,080	56,064	35,040	21,024				
60歳～64歳 (S31.7.2生～S36.7.1生)	111,888	93,240	74,592	46,620	27,972				
65歳～69歳 (S26.7.2生～S31.7.1生)	151,056	125,880	100,704	62,940	37,764				
70歳 (S25.7.2生～S26.7.1生)	190,656	158,880	127,104	79,440	47,664				

# 任意生命保険 【団体定期保険】

## 意向確認欄

ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した保険期間1年の商品です。加入資格を満たすかぎり、更新により一定期間継続してご加入いただくことができます。

- ・死亡保障・高度障がい保障

### チェック欄

当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。)により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

- 保障内容はニーズに合致していますか。
- ご自身が選択された保障額・掛金、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

## この保険の特徴

- 掛金には**団体保険としての割引**が適用されます。  
また、1年ごとに収支計算を行い、**剰余金が生じた場合は、配当金をお受取り**になれます。  
※脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。
- 医師の診査ではなく、**健康状態等の告知によるお申込み手続き**です。  
※告知に関しては、「正しく告知いただくために」をご覧ください。
- **一旦加入すれば**、その後病気になられても、加入資格を満たすかぎり同額、もしくはそれ以下の保障額で**継続加入**できます。
- ライフイベントの変化に合わせて、**毎年保障額の見直し**ができます。  
※ただし、健康状態等によっては保障額を増額できない場合があります。

## ご参考 過去3年間の配当還元率\*

年度 (保険期間)	令和元年度 (H31.1.1~R1.12.31)	平成30年度 (H30.1.1~H30.12.31)	平成29年度 (H29.1.1~H29.12.31)
配当還元率	約 <b>11.9%</b>	約 <b>18.6%</b>	約 <b>28.9%</b>

※年間払込掛金に対する配当金の割合です。

●上記数値は各年度の配当実績に基づくものであり、将来のお受取りをお約束するものではありません。

## 保障額と掛金

払込方法は加入団体ごとに決まっておりますので、係の方にお問合せください。

※「保険年齢」とは、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数については6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げて計算した年齢をいいます。

- 配偶者・子どもは、職員と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。(配偶者・子どものみで加入することはできません。)
- (職員・配偶者)の掛金は概算掛金です。正規掛金は申込締切後に算出し、更新日(今回は令和3年1月1日)から適用します。掛金は、毎年更新日に再計算し適用します。年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同額で更新された場合、通常、更新後の掛金は更新前より高くなります。《子ども》の掛金は1人あたりの確定掛金です。
- 記載の掛金は、確定掛金を含め、令和2年6月25日(計算基準日)現在のものであり、保険料率等が改定される場合には、変動することがあります。
- 保険年齢71歳以上の方の掛金は、係の方へお問合せください。
- **保険金額 職員(400万円・200万円)、配偶者(400万円・200万円)は新規に加入される方だけでなく、すでに加入されている方も選択できます。**

保険金額 配偶者(500万円)はすでに加入されている方のみ継続加入することができます。

職員の方は、**3,000万円~200万円**の保険金額から、配偶者の方は、**1,000万円~200万円**の保険金額からお選びください。

お子様は、**400万円・200万円**の保険金額からお選びください。

## 月払掛金(概算)

対 象	職 員										こども		(ご参考) 配偶者	
	3,000万円	2,500万円	2,000万円	1,500万円	1,000万円	800万円	600万円	400万円	200万円	400万円	200万円	500万円		
申込保険金額														
疾病による場合 死亡保険金額(高度障がい保険金額)	3,000万円	2,500万円	2,000万円	1,500万円	1,000万円	800万円	600万円	400万円	200万円			400万円	200万円	500万円
不慮の事故による場合 死亡保険金額(高度障がい保険金額) + 災害保険金額(災害高度障がい保険金額)	6,000万円	5,000万円	4,000万円	3,000万円	2,000万円	1,600万円	1,200万円	800万円	400万円			600万円	300万円	1,000万円
保 険 年 齢	(単位:円)										(単位:円)		(単位:円)	
男 性	15歳~35歳 (S60.7.2生~H18.7.1生)	3,540	2,950	2,360	1,770	1,180	944	708	472	236	360	180	590	
	36歳~40歳 (S55.7.2生~S60.7.1生)	4,140	3,450	2,760	2,070	1,380	1,104	828	552	276			690	
	41歳~45歳 (S50.7.2生~S55.7.1生)	5,190	4,325	3,460	2,595	1,730	1,384	1,038	692	346			865	
	46歳~50歳 (S45.7.2生~S50.7.1生)	6,900	5,750	4,600	3,450	2,300	1,840	1,380	920	460			1,150	
	51歳~55歳 (S40.7.2生~S45.7.1生)	9,450	7,875	6,300	4,725	3,150	2,520	1,890	1,260	630			1,575	
	56歳~60歳 (S35.7.2生~S40.7.1生)	13,110	10,925	8,740	6,555	4,370	3,496	2,622	1,748	874			2,185	
	61歳~65歳 (S30.7.2生~S35.7.1生)	19,380	16,150	12,920	9,690	6,460	5,168	3,876	2,584	1,292			3,230	
66歳~70歳 (S25.7.2生~S30.7.1生)	28,140	23,450	18,760	14,070	9,380	7,504	5,628	3,752	1,876	4,690				
女 性	15歳~35歳 (S60.7.2生~H18.7.1生)	2,370	1,975	1,580	1,185	790	632	474	316	158	※1人あたりの確定掛金です。	395		
	36歳~40歳 (S55.7.2生~S60.7.1生)	3,360	2,800	2,240	1,680	1,120	896	672	448	224		560		
	41歳~45歳 (S50.7.2生~S55.7.1生)	3,930	3,275	2,620	1,965	1,310	1,048	786	524	262		655		
	46歳~50歳 (S45.7.2生~S50.7.1生)	5,160	4,300	3,440	2,580	1,720	1,376	1,032	688	344		860		
	51歳~55歳 (S40.7.2生~S45.7.1生)	6,660	5,550	4,440	3,330	2,220	1,776	1,332	888	444		1,110		
	56歳~60歳 (S35.7.2生~S40.7.1生)	8,190	6,825	5,460	4,095	2,730	2,184	1,638	1,092	546		1,365		
	61歳~65歳 (S30.7.2生~S35.7.1生)	10,560	8,800	7,040	5,280	3,520	2,816	2,112	1,408	704		1,760		
66歳~70歳 (S25.7.2生~S30.7.1生)	13,920	11,600	9,280	6,960	4,640	3,712	2,784	1,856	928	2,320				

保険年齢 3歳~22歳 (H10.7.2生~H30.7.1生)

# 保障額と掛金(続き)

払込方法は加入団体ごとに決まっておりますので、係の方にお問合せください。

※「保険年齢」とは、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数については6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げて計算した年齢をいいます。

保険金額 配偶者(500万円)はすでに加入されている方のみ継続加入することができます。

## 半年払掛金(概算)

半年払掛金は月払掛金の**6倍**です。

職員の方は、**3,000万円～200万円**の保険金額から、  
配偶者の方は、**1,000万円～200万円**の保険金額からお選びください。

お子様は、**400万円・200万円**の保険金額からお選びください。

対象	職員										配偶者		子ども		(ご参考) 配偶者
	3,000万円	2,500万円	2,000万円	1,500万円	1,000万円	800万円	600万円	400万円	200万円	400万円	200万円	400万円	200万円	500万円	
申込保険金額	3,000万円	2,500万円	2,000万円	1,500万円	1,000万円	800万円	600万円	400万円	200万円	400万円	200万円	400万円	200万円	500万円	
疾病による場合 死亡保険金額(高度障がい保険金額)	3,000万円	2,500万円	2,000万円	1,500万円	1,000万円	800万円	600万円	400万円	200万円	400万円	200万円	400万円	200万円	500万円	
不慮の事故による場合 死亡保険金額(高度障がい保険金額) + 災害保険金額(災害高度障がい保険金額)	6,000万円	5,000万円	4,000万円	3,000万円	2,000万円	1,600万円	1,200万円	800万円	400万円	600万円	300万円	600万円	300万円	1,000万円	
保険年齢	(単位:円)										(単位:円)		(単位:円)		
男 性	15歳～35歳 (S60.7.2生～H18.7.1生)	21,240	17,700	14,160	10,620	7,080	5,664	4,248	2,832	1,416	2,160	1,080	※1人あたりの確定掛金です。	3,540	
	36歳～40歳 (S55.7.2生～S60.7.1生)	24,840	20,700	16,560	12,420	8,280	6,624	4,968	3,312	1,656				4,140	
	41歳～45歳 (S50.7.2生～S55.7.1生)	31,140	25,950	20,760	15,570	10,380	8,304	6,228	4,152	2,076				5,190	
	46歳～50歳 (S45.7.2生～S50.7.1生)	41,400	34,500	27,600	20,700	13,800	11,040	8,280	5,520	2,760				6,900	
	51歳～55歳 (S40.7.2生～S45.7.1生)	56,700	47,250	37,800	28,350	18,900	15,120	11,340	7,560	3,780				9,450	
	56歳～60歳 (S35.7.2生～S40.7.1生)	78,660	65,550	52,440	39,330	26,220	20,976	15,732	10,488	5,244				13,110	
	61歳～65歳 (S30.7.2生～S35.7.1生)	116,280	96,900	77,520	58,140	38,760	31,008	23,256	15,504	7,752				19,380	
	66歳～70歳 (S25.7.2生～S30.7.1生)	168,840	140,700	112,560	84,420	56,280	45,024	33,768	22,512	11,256				28,140	
女 性	15歳～35歳 (S60.7.2生～H18.7.1生)	14,220	11,850	9,480	7,110	4,740	3,792	2,844	1,896	948	2,160	1,080	※1人あたりの確定掛金です。	2,370	
	36歳～40歳 (S55.7.2生～S60.7.1生)	20,160	16,800	13,440	10,080	6,720	5,376	4,032	2,688	1,344				3,360	
	41歳～45歳 (S50.7.2生～S55.7.1生)	23,580	19,650	15,720	11,790	7,860	6,288	4,716	3,144	1,572				3,930	
	46歳～50歳 (S45.7.2生～S50.7.1生)	30,960	25,800	20,640	15,480	10,320	8,256	6,192	4,128	2,064				5,160	
	51歳～55歳 (S40.7.2生～S45.7.1生)	39,960	33,300	26,640	19,980	13,320	10,656	7,992	5,328	2,664				6,660	
	56歳～60歳 (S35.7.2生～S40.7.1生)	49,140	40,950	32,760	24,570	16,380	13,104	9,828	6,552	3,276				8,190	
	61歳～65歳 (S30.7.2生～S35.7.1生)	63,360	52,800	42,240	31,680	21,120	16,896	12,672	8,448	4,224				10,560	
	66歳～70歳 (S25.7.2生～S30.7.1生)	83,520	69,600	55,680	41,760	27,840	22,272	16,704	11,136	5,568				13,920	

保険金額 配偶者(500万円)はすでに加入されている方のみ継続加入することができます。

## 年払掛金(概算)

年払掛金は月払掛金の**12倍**です。

職員の方は、**3,000万円～200万円**の保険金額から、  
配偶者の方は、**1,000万円～200万円**の保険金額からお選びください。

お子様は、**400万円・200万円**の保険金額からお選びください。

対象	職員										配偶者		子ども		(ご参考) 配偶者
	3,000万円	2,500万円	2,000万円	1,500万円	1,000万円	800万円	600万円	400万円	200万円	400万円	200万円	400万円	200万円	500万円	
申込保険金額	3,000万円	2,500万円	2,000万円	1,500万円	1,000万円	800万円	600万円	400万円	200万円	400万円	200万円	400万円	200万円	500万円	
疾病による場合 死亡保険金額(高度障がい保険金額)	3,000万円	2,500万円	2,000万円	1,500万円	1,000万円	800万円	600万円	400万円	200万円	400万円	200万円	400万円	200万円	500万円	
不慮の事故による場合 死亡保険金額(高度障がい保険金額) + 災害保険金額(災害高度障がい保険金額)	6,000万円	5,000万円	4,000万円	3,000万円	2,000万円	1,600万円	1,200万円	800万円	400万円	600万円	300万円	600万円	300万円	1,000万円	
保険年齢	(単位:円)										(単位:円)		(単位:円)		
男 性	15歳～35歳 (S60.7.2生～H18.7.1生)	42,480	35,400	28,320	21,240	14,160	11,328	8,496	5,664	2,832	4,320	2,160	※1人あたりの確定掛金です。	7,080	
	36歳～40歳 (S55.7.2生～S60.7.1生)	49,680	41,400	33,120	24,840	16,560	13,248	9,936	6,624	3,312				8,280	
	41歳～45歳 (S50.7.2生～S55.7.1生)	62,280	51,900	41,520	31,140	20,760	16,608	12,456	8,304	4,152				10,380	
	46歳～50歳 (S45.7.2生～S50.7.1生)	82,800	69,000	55,200	41,400	27,600	22,080	16,560	11,040	5,520				13,800	
	51歳～55歳 (S40.7.2生～S45.7.1生)	113,400	94,500	75,600	56,700	37,800	30,240	22,680	15,120	7,560				18,900	
	56歳～60歳 (S35.7.2生～S40.7.1生)	157,320	131,100	104,880	78,660	52,440	41,952	31,464	20,976	10,488				26,220	
	61歳～65歳 (S30.7.2生～S35.7.1生)	232,560	193,800	155,040	116,280	77,520	62,016	46,512	31,008	15,504				38,760	
	66歳～70歳 (S25.7.2生～S30.7.1生)	337,680	281,400	225,120	168,840	112,560	90,048	67,536	45,024	22,512				56,280	
女 性	15歳～35歳 (S60.7.2生～H18.7.1生)	28,440	23,700	18,960	14,220	9,480	7,584	5,688	3,792	1,896	4,320	2,160	※1人あたりの確定掛金です。	4,740	
	36歳～40歳 (S55.7.2生～S60.7.1生)	40,320	33,600	26,880	20,160	13,440	10,752	8,064	5,376	2,688				6,720	
	41歳～45歳 (S50.7.2生～S55.7.1生)	47,160	39,300	31,440	23,580	15,720	12,576	9,432	6,288	3,144				7,860	
	46歳～50歳 (S45.7.2生～S50.7.1生)	61,920	51,600	41,280	30,960	20,640	16,512	12,384	8,256	4,128				10,320	
	51歳～55歳 (S40.7.2生～S45.7.1生)	79,920	66,600	53,280	39,960	26,640	21,312	15,984	10,656	5,328				13,320	
	56歳～60歳 (S35.7.2生～S40.7.1生)	98,280	81,900	65,520	49,140	32,760	26,208	19,656	13,104	6,552				16,380	
	61歳～65歳 (S30.7.2生～S35.7.1生)	126,720	105,600	84,480	63,360	42,240	33,792	25,344	16,896	8,448				21,120	
	66歳～70歳 (S25.7.2生～S30.7.1生)	167,040	139,200	111,360	83,520	55,680	44,544	33,408	22,272	11,136				27,840	

任意生命保険

任意生命保険

# 任意収入補償保険 【団体長期障害所得補償保険】

引受幹事保険会社：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

## 意向確認欄

ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した保険期間1年の商品です。加入資格を満たすかぎり、更新により一定期間継続してご加入いただくことができます。

### ・長期就業障害時の収入補償

### チェック欄

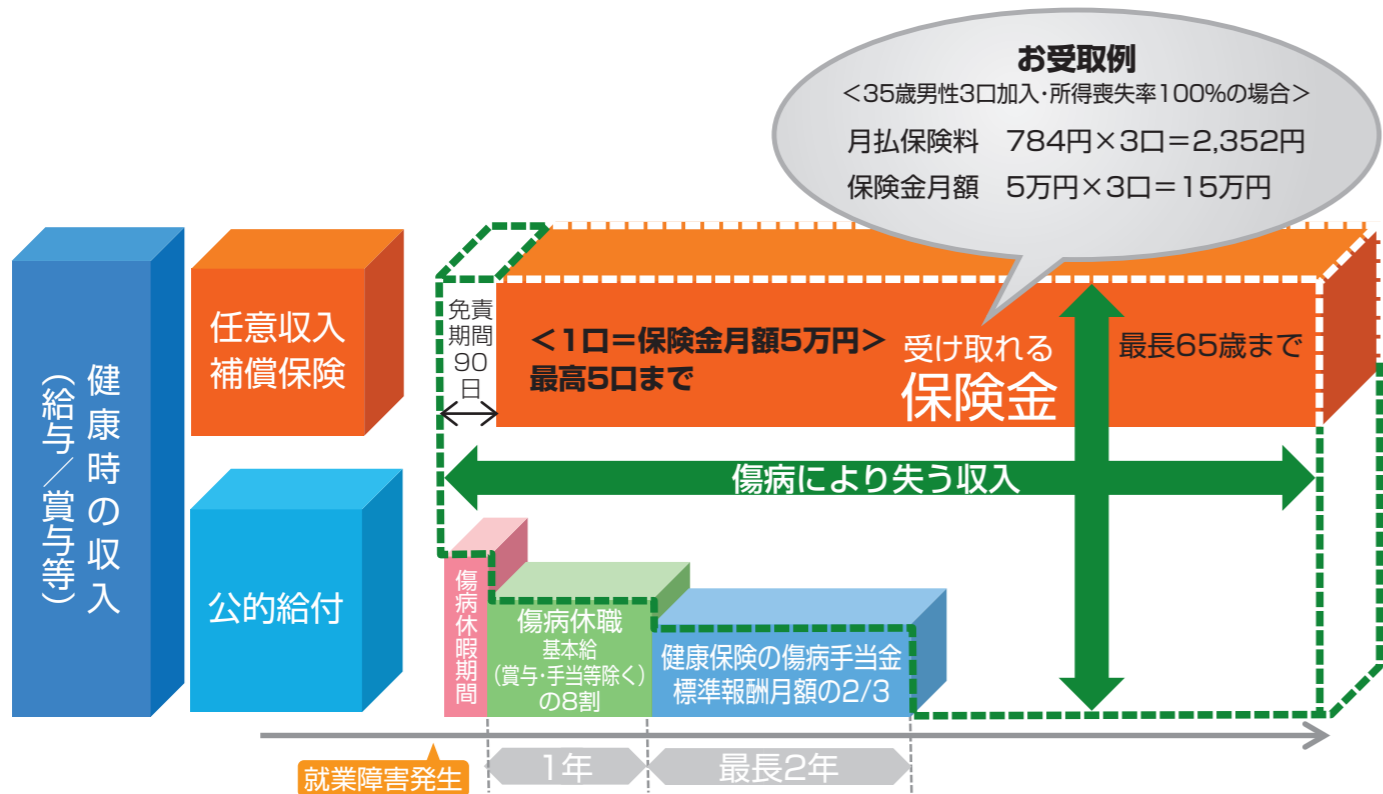
当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。)により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

- 補償内容はニーズに合致していますか。
- ご自身が選択された口数・保険料、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

## この保険の概要

「ケガや病気」で就業障害となり長期間働けなくなった場合の収入の減少を最大65歳まで補償する保険です。全国町村等職員にとって、ケガや病気により長期間働けなくなり職場復帰できない状態が続けば、収入は減少し、ご本人・ご家族は生活費、ローン返済等さまざまな出費に困窮します。「任意収入補償保険」は、全国町村等職員がケガや病気により就業できなくなったとき、公的給付等だけでは補えない所得の喪失を最長65歳まで長期間にわたり補償する保険です。

## 補償のイメージ図



## この保険の特徴

### 長期療養時の補償

ケガや病気により、免責期間を超えても仕事ができない状態が続いている場合に最長で65歳まで所得を補償します。  
 \* てん補期間は65歳に達した日\*までとなります。ただし、免責期間の終了日の翌日からてん補期間満了日までの期間が3年に満たない被保険者については、てん補期間は3年となります。  
 ※65歳に達した日とは、65歳の誕生日の前日をいいます。

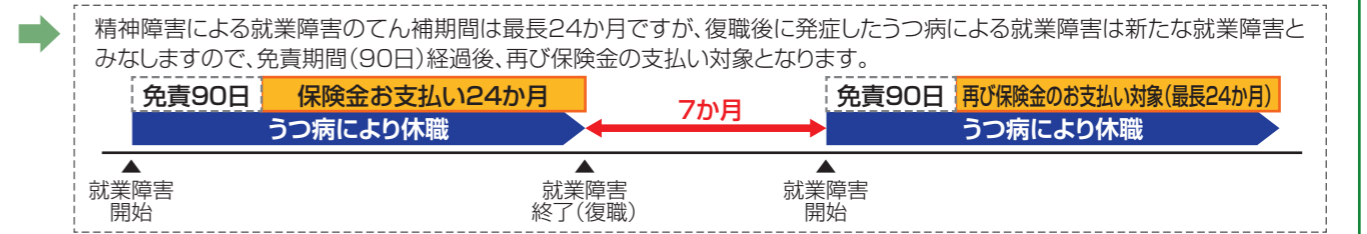
### 精神障害も補償

躁うつ病等の精神障害により、免責期間を超えても仕事ができない状態が続いている場合に最長で24か月所得を補償します(精神障害補償特約セット)。

### 復職後に、同一の身体障害により、再び就業障害となった場合の取扱い(精神障害補償特約)

復職期間が6か月以内の場合は、同一の就業障害とみなします。復職期間が6か月を超える場合は、後の就業障害は新たな就業障害とみなし、新たに免責期間(90日)およびてん補期間(最長24か月)を適用します。

例) うつ病による就業障害が免責期間(90日)経過後、24か月継続し保険金が支払われました。症状が回復し復職したものの、7か月後に再びうつ病を発症し就業障害となりました。



### 天災によって被ったケガも補償

地震、噴火またはこれらによる津波によって被った身体障害により、免責期間を超えても仕事ができない状態が続いている場合に所得を補償します(天災危険補償特約セット)。

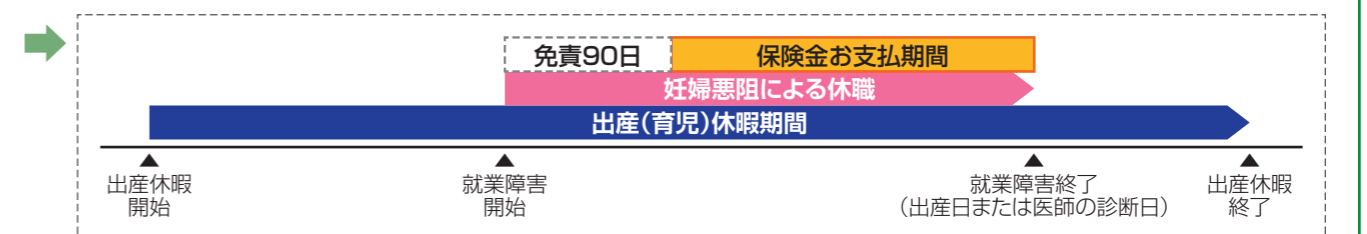
### 妊娠に伴う障害も補償

妊娠、出産、早産または流産による身体障害により、免責期間を超えても仕事ができない状態が続いている場合に所得を補償します(妊娠に伴う身体障害補償特約セット)。\*女性のみセットされています。

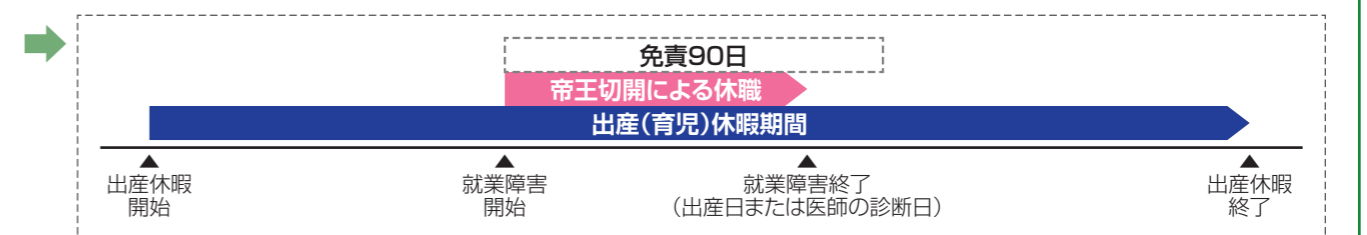
### 出産(育児)休暇取得期間に就業障害となった場合の取扱い(妊娠に伴う身体障害補償特約)

出産(育児)休暇取得期間中であっても、医師により就業不能状態と診断された場合は診断日が就業障害開始日とみなします。

例1) 出産休暇取得後に妊娠悪阻(つわりが悪化した状態)として診断され、就業不能認定となりました。出産日まで就業不能と医師が診断したため保険金が支払われました。



例2) 帝王切開手術を行い、出産日まで就業不能と医師が診断しましたが免責期間内に病状が回復したため保険金は支払われませんでした。



ただし免責期間中に症状が回復し、身体障害による就業障害でない場合は、育児休暇中などで、出社していなくても復職とみなします。(保険金のお支払いは対象外となります。)



## 統計データの家計調査を基にした、「世帯人員別の消費支出」の額

(注)家計調査は、毎日の家計の収入や支出を家計簿につけていただき、その結果を取りまとめ、国民生活の実態を家計の面から明らかにするために統計局が実施している調査です。調査の対象は全国の世帯にまたがっています。

単身世帯		4人世帯	
食費	約4.0万円	食費	約8.2万円
住居	約2.3万円	住居	約1.4万円
光熱・水道	約1.2万円	光熱・水道	約2.4万円
保健医療	約0.7万円	保健医療	約1.2万円
交通・通信	約2.2万円	交通・通信	約5.1万円
教養・娯楽	約1.9万円	教養・娯楽	約3.2万円
その他	約4.1万円	その他	約11.0万円
(注)その他には「家具・家事用品」、「被服及び履物」、「教育」及び「その他の消費支出」を含みます。		(注)その他には「家具・家事用品」、「被服及び履物」、「教育」及び「その他の消費支出」を含みます。	
<b>合計</b>	<b>約16.4万円</b>	<b>合計</b>	<b>約32.5万円</b>

出典：平成30年家計調査(総務省統計局)

## 長期間働けなくなったら、収入がいくら不足するか、実際に考えてみましょう!!

ケガや病気による就業障害により「所得喪失」状態となった場合、死亡された場合以上に経済的負担が大きくなる可能性があります。

健康時の収入

■現在の基本給 = _____円	■ご家族の収入 = _____円
■超過勤務手当 = _____円	
■その他諸手当 = _____円	<b>合計 _____円</b>

※税金・保険料などが引かれたあとの「手取り額」をご記入下さい。

家計簿	退職時の収入
<b>■月々の支払</b> 食費 _____円 家賃・住宅ローン _____円 光熱費 _____円 保健医療 _____円 通信費 _____円 教育費 _____円 家具・家事用品 _____円 洋服・靴 _____円 教養・娯楽 _____円 小計 _____円 <b>■賞与での支払予定額</b> _____円 <b>合計 _____円</b>	<b>■公的給付(目安)</b> 基本給×80%※ = _____円 <b>■ご家族の収入</b> _____円 <b>合計 _____円</b> ※傷病退職期間は基本給の80%、傷病手当金は標準報酬月額 <sup>2</sup> / <sub>3</sub> が一定期間給付されますが、 <b>労働実績がなければ賞与は支払われない可能性があります。また、療養が長引いて長期にわたり働けなくなったり、退職せざるを得ない場合には収入が途絶えてしまうこともあり得ます。</b>

減少後の収入では、毎月の生活費や医療費を賄えなくなるリスクがあります。

## 月々の保険料

### ●月払保険料表<1口=保険金月額5万円>

今年度より団体割引率が15%になりました。前年度の10%でご契約いただいている方も今年度より15%が自動的に適用となります。

今年度より  
団体割引  
15%適用!

口数	1口		2口		3口		4口		5口	
保険金月額	5万円		10万円		15万円		20万円		25万円	
年齢	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
15~24歳	467円	357円	934円	714円	1,401円	1,071円	1,868円	1,428円	2,335円	1,785円
25~29歳	495円	501円	990円	1,002円	1,485円	1,503円	1,980円	2,004円	2,475円	2,505円
30~34歳	602円	671円	1,204円	1,342円	1,806円	2,013円	2,408円	2,684円	3,010円	3,355円
35~39歳	784円	972円	1,568円	1,944円	2,352円	2,916円	3,136円	3,888円	3,920円	4,860円
40~44歳	1,112円	1,327円	2,224円	2,654円	3,336円	3,981円	4,448円	5,308円	5,560円	6,635円
45~49歳	1,579円	1,867円	3,158円	3,734円	4,737円	5,601円	6,316円	7,468円	7,895円	9,335円
50~54歳	2,093円	2,360円	4,186円	4,720円	6,279円	7,080円	8,372円	9,440円	10,465円	11,800円
55~59歳	2,490円	2,535円	4,980円	5,070円	7,470円	7,605円	9,960円	10,140円	12,450円	12,675円
60~64歳	2,362円	2,163円	4,724円	4,326円	7,086円	6,489円	9,448円	8,652円	11,810円	10,815円

※年齢は令和3年1月1日時点の満年齢です。  
 ※記載の保険料は団体割引15%を適用しています。  
 ※精神障害補償特約、妊娠に伴う身体障害補償特約(女性のみ)、天災危険補償特約をセットしています。  
 ※払い込みいただいた保険料のうち所定の金額については、税法上の生命保険料控除の対象となります。受け取れる保険料は非課税ですので、所得税および住民税の対象となりません。

ご加入にあたっては、加入直前12か月における平均所得額に50%以下の口数をご選択ください。就業障害発生直前の平均月間所得額を上回る部分については補償を受けられませんのでご注意ください。

$$\text{平均月間所得額} = \{(\text{年間収入額}) - (\text{働けなくなったことにより支出を免れる金額})\} / 12\text{か月}$$



## 取扱内容

- ◆加入資格 : 町村(一部の市を含む)とその一部事務組合・広域連合および系統町村会に所属する町村長、副町村長、常勤の職員(雇用期間1年以上)で令和3年1月1日において満15歳以上満64歳以下の方。
- ◆お申込方法 : 加入をご希望の方は、加入団体の係の方に加入申込書をご請求ください。加入申込書に必要事項を記入、署名いただいたうえ、11月4日(水)までにご提出ください。
- ◆加入申込書提出先 : 加入団体の係の方
- ◆保険期間(ご契約期間) : 令和3年1月1日午後4時より1年間
- ◆保険料払込方法 : 令和3年2月22日より指定口座から引落します。(月払)(金融機関休業日の場合翌営業日)

# 「働けないリスク」について、考えた事がありますか？

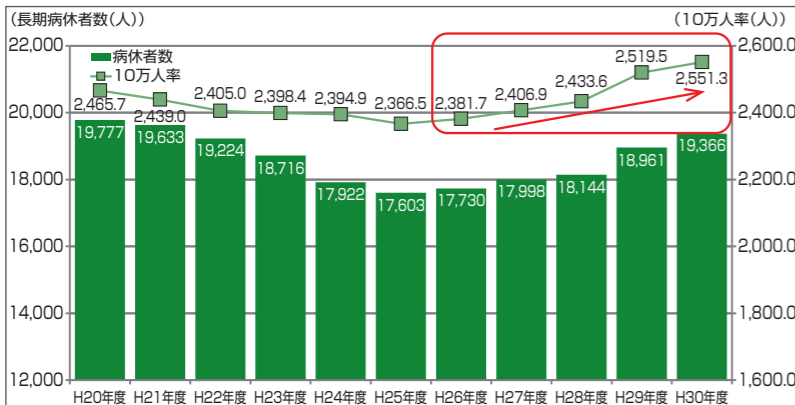
## 町村等職員の職場は多忙!長期病休者数は増加傾向!

【公務災害認定された精神疾患等の業務負荷の類型別割合】

業務負荷の類別		平成30年度
1.異常な出来事への遭遇		15.4%
2.仕事の量・質	仕事の内容	15.4%
	仕事の量 (勤務時間の長さ)	30.7%
	勤務形態	—
3.役割・地位の変化	異動	—
	昇任	—
4.業務の執行体制		—
5.仕事の失敗、 責任問題の発生・対処	仕事の失敗	—
	不祥事の発生と対処	—
6.対人関係等の職場環境		23.1%
7.住民等の公務上での関係		15.4%
合計		100%

<出典:地方公務員災害補償基金 平成30年度過労死等の公務災害補償状況について>

【長期病休者数(10万人率)の推移】



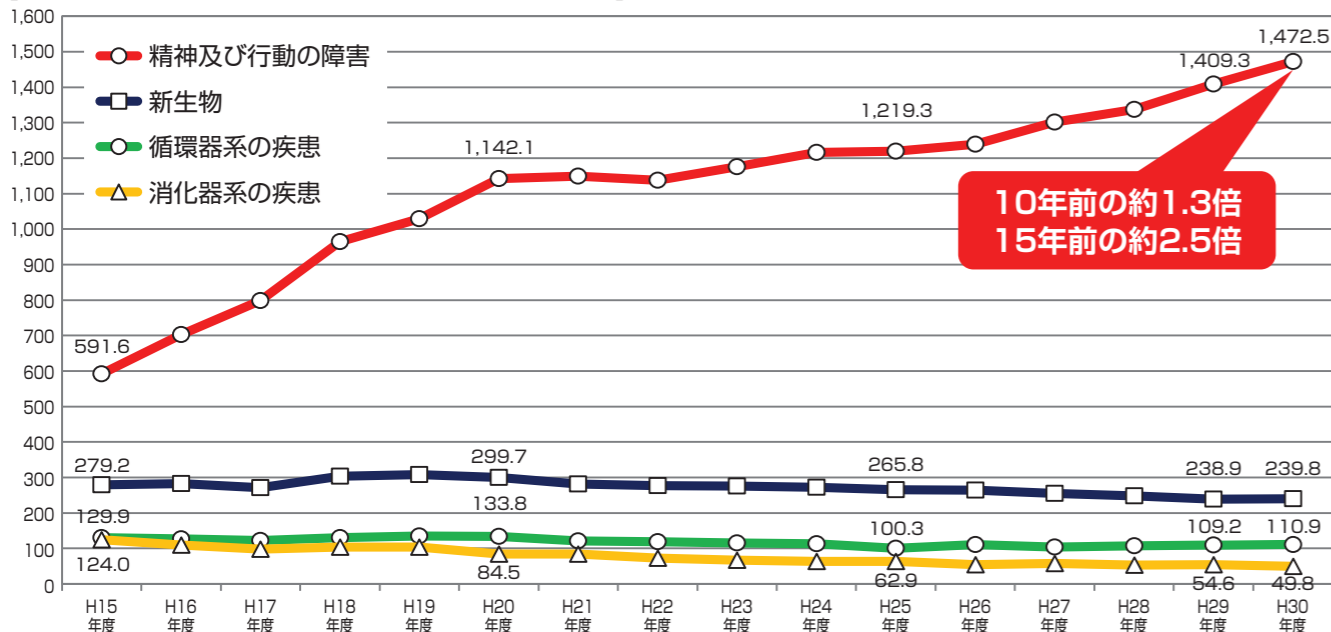
<出典:一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会 地方公務員健康状況等の現況(平成30年度)の概要>

地方公務員の  
約**100**人に  
**2.5**人が  
長期病休中です!

※地方公務員の長期病休者数(平成30年度)は、  
**19,366**人

## 精神及び行動の障害による長期病休者は、毎年、大幅に増加。

【主な疾病分類別の長期病休者率(10万人率)の推移】



<出典:一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会 地方公務員健康状況等の現況(平成30年度)の概要>

## 保険金のお支払事例

**Episode.1**  
自分自身が精神疾患になるなんて...

咳が止まらなくなり、内科を受診すると気管支炎との診断。薬を飲んでも症状が治らず、別の病院を受診。心的ストレスが要因であることを指摘され、心療内科を受診。  
⇒就業障害となってしまった...

就業障害発生: 27歳

就業障害状態の期間: 27歳 - 29歳

免責期間: 90日

保険金のお支払い期間(24か月)

**Episode.2**  
妊娠高血圧症候群の診断...

妊婦検診を受けた際(出産予定5か月前)、妊娠高血圧症候群の診断。とくに自覚症状はなかったが、要安静、要休業との指示がでた。  
⇒出産まで就業障害となってしまった...

就業障害発生: 5か月(入院・自宅療養期間)

就業障害状態の期間: 5か月(入院・自宅療養期間) - 出産(または就業障害終了日※)

免責期間: 90日

保険金のお支払い期間

**任意収入補償保険に加入していると**

3口加入の場合 → 毎月15万円お受取り → **任意収入補償保険に最大受取金額**  
15万円×24か月=**約360万円**

**任意収入補償保険に加入していると**

2口加入の場合 → 毎月10万円お受取り → **任意収入補償保険での総受取額**  
10万円×(5か月-免責90日)=**約20万円**  
※身体障害による就業障害にかざります。

## 任意収入補償保険のご加入にあたっての注意

任意収入補償保険

- ご加入内容の変更・脱退のお申出がない限り、ご契約は自動的に継続されます。この場合、継続後の保険料は、継続日現在の被保険者の年齢および保険料率により変更となる場合がありますのでご注意ください。またご加入範囲の年齢を超えた場合にはご継続ができませんのでご了承ください。(ご注意) 保険金請求事故が多発した場合などについて、ご継続を中止させていただくことがあります。
- ご加入の際は、加入申込書の各項目(生年月日・性別・他の保険契約等の有無など)について正しく記入してください。
- 事故が発生した場合は、30日以内に取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡が遅れた場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- 他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として加入申込書に記載していただきます。正しく記入していただかなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。
- 健康状態告知書質問事項の回答内容や加入申込書記載事項(生年月日・他保険加入状況・保険金請求歴等)等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

(引受幹事保険会社) あいおいニッセイ同和損害保険株式会社(分担割合76%) 公務部 営業第二課  
〒103-8250 東京都中央区日本橋3-5-19日本橋本社ビル9F  
TEL:03-6734-9985(平日9:00~17:00)

(非幹事保険会社) 損害保険ジャパン株式会社(分担割合20%)  
日本生命保険相互会社(分担割合4%)  
※実際に引受けを行う保険会社およびその分担割合は変更になる可能性があります。これらに係る確定内容を知りたい場合には、取扱代理店または引受保険会社にお問合せください。

(取扱代理店) 株式会社千里  
〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32  
TEL:0120-797-978

■このパンフレットは「団体長期障害所得補償保険」の概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくはご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合せください。

■この保険契約は3社による共同保険契約であり、各引受保険会社は分担割合に応じて連帯することなく単独別個に責任を負います。引受幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の受領、保険証券の発行、保険金のお支払いその他の業務を行っております。

■この保険は全国町村会を保険契約者とし、全国の町村職員を加入者および被保険者とする団体長期障害所得補償保険の団体契約です。

■団体長期障害所得補償保険のご契約のしおり(普通保険約款・特約)、保険証券は保険契約者(全国町村会)に交付されます。

- 1 新規加入または増額される場合、「申込書兼告知書」裏面に記載の「質問事項」に対する答えが全て「いいえ」となることが必要です。  
「正しく告知いただくために」を十分ご確認いただき、お申込みください。
- 2 新規加入される方は、「申込書兼告知書」を係の方へご提出ください。  
また、死亡保険金受取人欄に個人名を記入し、職員(配偶者)との続柄が「その他(9)」となる方を職員(配偶者)の死亡保険金受取人とされる場合は、「死亡保険金受取人指定書」をあわせてご提出ください。
- 3 すでに加入されている方で、死亡保険金受取人を変更される場合は、「死亡保険金受取人指定書」をご提出ください。  
(「申込書兼告知書」での受取人変更のお取扱いはできません。)  
この場合、死亡保険金受取人変更の効力発生日は、保険契約者(団体)が引受保険会社に「死亡保険金受取人指定書」を発送した日です。
- 4 その他内容の変更(脱退を含みます。)がある方は、「申込書兼告知書」をご提出ください。
- 5 必要事項が記入・押印されているか、ご提出前にご確認ください。内容を訂正される場合は二重線で抹消後、訂正印(申込印と同一のもの)を押印のうえ、正当内容をご記入ください。

- ◎ **令和2年11月4日(水)までに係の方**にご提出ください。
- ◎ **白紙の「申込書兼告知書」**等が必要な場合は、**係の方**までご請求ください。

チェック欄	確認項目		
	任意医療保険	任意生命保険	
✓	1	加入団体名を記入し、掛金払込方法を○で囲んでください。(払込方法は加入団体ごとに決まっています。)	
✓	2	係の方にご確認いただき、正確にご記入ください。	
✓	3	「申込書兼告知書」を記入された日をご記入ください。 ※告知日として重要です。(募集期間は10/1～11/4です。)	
✓	4	氏名は全てカタカナでご記入ください。	
✓	5	性別・年号を○で囲み、生年月日をご記入ください。	
✓	6	配偶者・子どもも申込みされる場合、ご記入ください。 (子どもの家族区分欄は子どもの加入人数に応じて「02」「03」と順番にご記入ください。) ※夫婦ともに職員の場合は、配偶者の方も職員(本人)として別々にお申込みください。	
✓	7	今回申込みされる加入区分・入院給付金日額を○で囲み、掛金は払込方法に応じてP7・P8の該当箇所を参照のうえご記入ください。 (網掛け欄に既加入内容の印字がある場合、既加入内容の訂正は不要です。)	今回申込みされる加入区分・保険金額を○で囲み、掛金は払込方法に応じてP10～P12の該当箇所を参照のうえご記入ください。 (網掛け欄に既加入内容の印字がある場合、既加入内容の訂正は不要です。)
✓	8	任意医療保険のみご加入の方は、記入不要です。	職員・配偶者の死亡保険金受取人を指定し、氏名(カタカナ)・続柄コード・人数をご記入ください。
✓	9	必ず5枚すべてに申込印を押印ください。(スタンプ可) (職員と配偶者は別の印を押印ください。)	
✓	10	掛金合計額をご記入ください。	
✓	11	・新規加入・増額をご希望の方は、「申込書兼告知書」裏面の「質問事項」をご確認ください。 ・職員が新規加入・増額のお申込みをされる方の告知を取りまとめのうえ、新規加入・増額する全ての申込者について質問事項に対する答えが全て「いいえ」となることを確認のうえ、チェック欄にチェックください。(レ点をご記入ください。) ※質問事項に対する答えが「はい」となる方は、新規加入・増額することができません。	
✓	注	内容を訂正される場合は二重線で抹消後、訂正印(申込印と同一のもの)を押印のうえ、正当内容をご記入ください。	

※当「申込書兼告知書」は記入見本用のものであり、配付されたものと内容が異なる場合があります。

任意医療保険

任意生命保険

任意医療保険

任意生命保険

- 加入ご希望の方は、必要事項をご記入のうえ、自署欄にフルネームで署名をいただき、ご提出ください。
- 黒いボールペンで強めに記入ください。

任意収入補償保険(団体長期障害所得補償保険) 加入申込書

あいおいニッセイ同和損害

全国町村等職員 任意収入補償保険 加入申込書

【団体長期障害所得補償保険】

1 申込日 令和 2 年 10 月 26 日

2 電話番号(日中連絡先)

3 電話番号(勤務先)

4 加入団体名

5 申込人(被保険者)氏名 (カナ) ミホン イチロウ (漢字) 自署 見本 一郎

6 支店 団体コード 枝番 被保険者番号 ※生年月日 ※性別

7 保険期間 : 令和3年1月1日より 1年間  
契約内容 てん補期間 : 65才に達した日まで  
免責期間 : 90日

8 加入区分  新規加入  継続申込  継続申込  継続申込

9 加入プラン  M 男  F 女 備考 必要事項をご記入のうえ、自署欄にフルネームで署名をいただき、ご提出ください。  
加入口数 5 口

10 健康状態告知事項にご回答ください。裏面の「健康状態告知事項および健康状態告知事項回答欄記入要領」およびパンフレット内「健康状態告知事項回答の解説」をお読みのうえ、下記に告知日と回答をご記入ください。

告知日		質問 1		質問 2	
令和	年 月 日	はい	いいえ	はい	いいえ
		1	2	1	2

11 健康状態告知事項(告知日)と質問事項(質問1・2)に該当する病名をカナで記入してください。病名・症状記入欄

12 保険金請求歴 (注)他の保険会社等への保険請求を含みます。

13 合計保険金額 あり

14 注意 ※印の項目は、ご契約に際して引受幹事会社がおたずねする時に重要な事項(告知事項)です。事実と相違する場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできませんので十分にご確認のうえご回答(記入)ください。

社内使用欄

(2020年7月承認) A20-101375

◎加入をご希望の方は、加入団体の係の方に加入申込書をご請求ください。

提出先・申込締切日

提出先: 加入団体の係の方

申込締切日: 令和2年11月4日(水)必着

※加入申込書の控えが必要な場合は、お手数ですが各自コピーをお取りください。

加入する場合

- 1 申込日をご記入ください。
  - 2 日中連絡のとれる電話番号と職場の連絡先をご記入ください。
  - 3 加入団体名をご記入ください。
  - 4 加入団体の係の方にご確認いただき、正確にご記入ください。
  - 5 下段 9 の※健康状態告知書質問事項回答欄の内容をご確認のうえ、フルネームで署名ください(印鑑不可)。
  - 6 生年月日と性別をご記入ください。
  - 7 該当の加入区分に○をしてください。
  - 8 加入プラン欄に男性の方は「M」、女性の方は「F」に○をし、加入口数欄に希望される口数をご記入ください。
  - 9 本パンフレット内「健康状態告知についてのご案内」と加入申込書裏面の記入要領をご覧いただき、質問事項にご回答ください。
  - 10 他の保険契約等、ご加入がある場合は指定欄にご記入ください。同種の保険契約がない方はご記入不要です。
  - 11 保険金請求歴がある方は、指定欄にご記入ください。保険金を受領していない方は記入不要です。
- 健康状態告知書質問事項回答欄の質問1~2の質問事項に該当しない場合、ご加入いただけます。ただし質問2に該当しても、特定疾病補償対象外にてご加入いただける場合もあります。

記入内容を訂正する場合

訂正箇所を二重線で抹消し、フルネームで署名(訂正署名)のうえ、正しい内容をご記入ください。

10 26 見本 一郎

例) 令和2年 ~~11月25日~~

預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書

預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書 (金融機関提出用) ダウンロード専用 TKD00123

取扱金融機関 御中 (金融機関提出用) 年 月 日

私が支払うべき料金を、次のとおり口座振替によって支払うことにしたいので、下記の事項確認のうえ依頼します。

取扱い会社 株式会社 日本共同システム (略称) NSK

顧客番号

1 収納企業使用欄

フリガナ 契約者 ミホン イチロウ 見本 一郎

フリガナ トウキョウト シバヤク エビス

郵便番号 150-8488 東京都 渋谷区 恵比寿

連絡先住所 1-28

電話番号 \*-\*-\*-\*-\*-\*-\*-\*

2 フリガナ 預金者 ミホン イチロウ 見本 一郎

3 金融機関お届け印

4 フリガナ エビス 恵比寿

ゆうちょ銀行以外の金融機関

ゆうちょ銀行

支店コード: 0012345

口座番号: 00123456

20,000 (18.02) T 振替コード FN31

ゆうちょ銀行以外の金融機関指定の場合

支店コード: 通帳に記載の店番号[3桁]をご記入ください。

預金種目: 普通・当座以外はご利用できません。

口座番号: 「右づめ」でご記入し、左部分は空欄になる場合、「0」…ゼロをご記入ください。

ハイフンは抜いてご記入ください。

ゆうちょ銀行指定の場合

通帳記号: 通帳記載のとおり「左づめ」でご記入ください。

通帳番号: 「右づめ」でご記入し、左部分は空欄になる場合、「0」…ゼロをご記入ください。

NSK口座振替 お取扱い金融機関	都市銀行 全行	信託銀行 3行 三菱UFJ・みずほ・三井住友	労働金庫 全金庫	農協 全農協
	地方銀行 全行	外国銀行 1行 シティバンク	商工中金 全支店	ゆうちょ銀行 全店
	第二地方銀行 全行	信用金庫 全金庫	信用組合	一部取扱不可・お申込み先へお問合わせください。

(注)お取扱していない主な金融機関

農林中央金庫 漁業協同組合 ジャパンネット銀行 セブン銀行 ソニー銀行 楽天銀行 住信SBIネット銀行 じぶん銀行 イオン銀行 大和ネクスト銀行 新銀行東京 新生銀行 あおぞら銀行 SBJ銀行 シティバンクを含む外国銀行

依頼・利用する場合

- 1 加入者の氏名・連絡先 氏名・住所・電話番号をご記入ください。
  - 2 預金者口座名義 通帳に表示されているお名義すべてをご記入ください。
  - 3 印鑑 金融機関お届け印を鮮明に押印ください。
  - 4 金融機関 どちらかをご記入ください。
- (注)フリガナは
- 左詰めでご記入ください。
  - 姓と名の間を1字空けてください。
  - カタカナ、アルファベットにもフリガナをご記入ください。

任意収入補償保険

## 任意医療保険 取扱内容

■以下の加入資格の他、新規加入・増額される場合には「申込書兼告知書」裏面に記載の質問事項に対する答えが全て「いい」となる必要があります。  
以下の年齢は令和3年1月1日現在の年齢です。

- 《職員》 町村(一部の市を含む)、あるいは町村(一部の市を含む)の一部事務組合・広域連合、系統町村会に所属する次の方で、年齢14歳6カ月超65歳6カ月以下の方。(S30.7.2生～H18.7.1生まれの方)
- ・町村長、副町村長、常勤の職員および公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき派遣される職員。
  - ・系統町村会その他町村関係団体の常勤の職員。
- 《配偶者》 職員と生計を一にする配偶者の方で、年齢満16歳以上65歳6カ月以下の方。(S30.7.2生～H17.1.1生まれの方)
- 《子ども》 職員と生計を一にするこどもで、年齢2歳6カ月超22歳6カ月以下の方。(H10.7.2生～H30.7.1生まれの方)ただし、加入資格のあるこどもが2名以上いる場合は、全員ご加入ください。  
この場合、入院給付金日額は同一となります。

(ご注意)

- ①一旦加入すれば、その後病気になる場合でも、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。
- ②職員としての加入資格を有する配偶者は、職員としてご加入ください。(同一人が職員、配偶者の二つの資格で二重に加入することはできません。)
- ③配偶者・子どものみで加入することはできません。
- ④配偶者は職員と同額もしくはそれ以下、子どもは職員(配偶者も加入する場合は配偶者)と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。
- ⑤保険期間中に職員が死亡または脱退された場合は、配偶者・子どもも自動的に脱退となります。
- ⑥ご加入者が上記加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。ただし、所定の条件のもとお手続きいただいた場合、下記【退職後の制度】のとおり継続加入いただくことができます。  
※被保険者の改姓やご家族の異動等の場合には、すみやかに係の方へお知らせください。

### 【在職者の更新年齢限度】

職員・配偶者の方は年齢75歳6カ月まで、子どもは年齢22歳6カ月まで更新できます。

※配偶者・子どもは職員と生計を一にする方です。

(職員・配偶者：S20.7.2以降生まれの方)

(子ども：H10.7.2以降生まれの方)

### 【退職後の制度】

#### 《退職者継続加入制度》

任意医療保険に加入されていた職員・配偶者の方は、退職後も「任意医療保険 退職者継続加入制度」に年齢75歳6カ月まで継続加入できます。(S20.7.2以降生まれの方)  
ただし、配偶者のみで継続加入することはできません。  
本人が令和2年1月1日以降に加入団体を退職後、令和2年12月31日まで任意医療保険に引続き加入中である場合、そのこどもは令和2年12月31日までの加入となります。

※本人が退職後、本人・配偶者・子どもの新規加入・増額はできません。

※詳細は係の方までお問合せください。

## 保険期間

■保険期間は令和3年1月1日～令和3年12月31日までです。  
以降は毎年1月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。

## この保険契約から脱退いただく場合

■職員(主たる被保険者)が加入資格を失われた場合には、保険期間の途中であってもその日にこの保険契約から脱退となります。(脱退手続きが必要です。)

※所定の条件のもとお手続きいただいた場合、継続加入いただくことができます。詳細は係の方までお問合せください。

■配偶者・子どもが加入されている場合、配偶者は次の①または②に定める日、子どもは次の①または③に定める日にこの保険契約から脱退となります。

- ①職員の脱退日・死亡日
- ②加入資格を失われた日
- ③更新日に子どもが加入資格を失われている場合はその更新日の前日

■この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

## 受取人

■職員(主たる被保険者)・配偶者・子どもの入院給付金・入院療養給付金・手術給付金・放射線治療給付金の受取人は職員(主たる被保険者)です。

## 配当金

■1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。  
配当金のお受取りがある場合、実質負担額(年間払込掛金から配当金を控除した金額)が軽減されます。

■脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。

## 給付金の支払事由

### 【入院給付金】

・お支払いは、被保険者が保険期間中に次の①または②に定める入院をされた場合に限りします。

①加入日(\*)以後に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として、2日以上継続して入院をされた場合  
※お支払いの対象となる入院は、治療を目的として医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設に入院をされた場合に限りします。

②骨髄幹細胞の採取術を直接の目的として、2日以上継続して入院をされた場合

※総合医療保険(団体型)への加入日(\*)からその日を含めて1年経過後の入院に限るものとし、その入院中に骨髄幹細胞の採取術を受けられることを要します。ただし、新医療保障保険(団体型)から総合医療保険(団体型)への継続加入者については、当該継続加入日からその日を含めて1年以内の骨髄幹細胞の採取術のための入院であってもお支払対象となります。(この場合、継続加入時における新医療保障保険(団体型)または総合医療保険(団体型)の入院給付金日額のいずれか低い金額が限度となります。)

※お支払いの対象となる入院は、医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設に入院をされた場合に限りします。

(\*)その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については加入日を増額日と読替えます。  
以下「加入日(\*)」については同じ内容を表しています。

・お支払いは、1回の入院について124日、通算して1,095日を限度とします。

※お支払限度については、更新前後のお支払日数を通算します。

・複数回の入院をされた場合、以下のようにお取扱いいたします。  
入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上された場合、それぞれの入院の原因にかかわらず、それらの入院を1回の入院とみなし、お支払日数の限度を適用します。ただし、入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については新たな入院とみなします。

### 【入院療養給付金】

・お支払いは、入院給付金の支払われる入院をされた場合に限りします。

・すでに入院療養給付金の支払事由に該当している場合には、入院療養給付金が支払われることとなった最終の入院が開始された日からその日を含めて180日経過後に新たに開始された入院がお支払いの対象となります。

・お支払いは、通算30回を限度とします。

※お支払限度については、更新前後のお支払回数を通算します。

### 【手術給付金(20倍)】

・お支払いは、被保険者が保険期間中、かつ2日以上継続した入院中に次の①または②に定める手術を受けられた場合に限りします。

①加入日(\*)以後に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として、所定の手術を受けられた場合  
※お支払いの対象となる手術は、治療を目的とし、医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設における手術に限りします。

②骨髄幹細胞の採取術を受けられた場合

※総合医療保険(団体型)への加入日(\*)からその日を含めて1年経過後に受けられた骨髄幹細胞の採取術であることを要します。ただし、新医療保障保険(団体型)から総合医療保険(団体型)への継続加入者については、当該継続加入日からその日を含めて1年以内に受けられた骨髄幹細胞の採取術であってもお支払対象となります。(この場合、継続加入時における新医療保障保険(団体型)または総合医療保険(団体型)の入院給付金日額のいずれか低い金額が限度となります。)

※お支払いの対象となる手術は、医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設における手術に限りします。

・同一の日に複数回の手術を受けられた場合には、1つの手術についてのみがお支払いの対象となります。

### 【手術給付金(5倍)】

・お支払いは、被保険者が保険期間中に次の①または②に定める手術を受けられた場合に限りします。

①加入日(\*)以後に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として、所定の手術を受けられた場合  
※お支払いの対象となる手術は、治療を目的とし、医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設における手術に限りします。

②骨髄幹細胞の採取術を受けられた場合

※総合医療保険(団体型)への加入日(\*)からその日を含めて1年経過後に受けられた骨髄幹細胞の採取術であることを要します。ただし、新医療保障保険(団体型)から総合医療保険(団体型)への継続加入者については、当該継続加入日からその日を含めて1年以内に受けられた骨髄幹細胞の採取術であってもお支払対象となります。(この場合、継続加入時における新医療保障保険(団体型)または総合医療保険(団体型)の入院給付金日額のいずれか低い金額が限度となります。)

※お支払いの対象となる手術は、医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設における手術に限りします。

・同一の日に複数回の手術を受けられた場合には、1つの手術についてのみがお支払いの対象となります。この場合、手術給付金(20倍)が支払われるときは、手術給付金(5倍)のお支払いはいたしません。

・お支払いは、通算30回を限度とします。

※お支払限度については、更新前後のお支払回数を通算します。

### 【放射線治療給付金】

・お支払いは、加入日(\*)以後に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として、保険期間中に所定の施術を受けられた場合に限りします。

・お支払いの対象となる施術は、治療を目的とし、医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設における施術に限りします。

・すでに放射線治療給付金の支払事由に該当している場合、放射線治療給付金が支払われることとなった最後の施術日からその日を含めて60日経過後に受けられた施術がお支払いの対象となります。

(ご注意)

○給付金をお支払いできないことがあります。お支払いに関する詳細は【ご加入のみなさまへ】をご覧ください。

## 任意医療保険 取扱内容

■入院給付金・入院療養給付金・手術給付金・放射線治療給付金の支払事由が生じたときは、すみやかに係の方へご連絡ください。

■請求書類は、加入団体に用意してあります。係の方を経由して当社〔日本生命保険相互会社〕へご提出ください。

■請求書類は、次のとおりです。なお、状況に応じてこれ以外の書類をご提出いただく場合や必要書類を省略いただける場合がございますので、係の方にお問合せください。

- 当社所定の「給付金請求書」
- 当社所定の「入院・手術・3大疾病等診断書(証明書)」

ただし、入院給付金または手術給付金を請求する際に、次のいずれにも該当する場合、「入院・手術・3大疾病等診断書(証明書)」に代わり、「治療内容報告書」と「領収証のコピー」をあわせてご提出いただくことをご請求いただけます。

- ①入院給付金をご請求いただく場合
  - ・入院日数が30日以下または給付金額が10万円以下であること。
  - ・すでに退院していること。
  - ・病気による入院の場合、ご加入(増額)から2年経過後の入院であること。
- ②手術給付金をご請求いただく場合
  - ・受けられた手術が1回のみであること。
  - ・1枚の領収証に1回分の手術料が算定され、医科診療報酬点数(手術料)の記載があること。
  - ・病気による手術の場合、ご加入(増額)から2年経過後の手術であること。

<以下の場合は当社所定の「入院・手術・3大疾病等診断書(証明書)」のご提出が必要です。>

- ・先進医療または放射線治療を受けられた場合。
- ・労災保険や自賠責保険等の対象となり領収証に手術料の記載がない(健康保険の対象外)が、医科診療報酬点数表で手術料の算定対象として列挙されている手術を受けられた場合。

※なお、ご提出いただいた「治療内容報告書」にて、お支払可否が判断できない場合は、当社所定の「入院・手術・3大疾病等診断書(証明書)」をご提出いただく場合があります。

<不慮の事故を原因とする場合>

- 当社所定の「事故状況報告書」
- 交通事故による場合、自動車安全運転センター発行の「交通事故証明書の写し」(ただし、入院給付金のみのご請求で入院日数20日未満かつ退院後の請求の場合は省略可)

<海外の病院または診療所の場合>

- 現地病院で発行された当社所定の「入院・手術等診断書(証明書)(海外用)」(診断書の翻訳文も添付願います。)
- ※翻訳文については団体名・団体印、または翻訳者の署名・押印・勤務先(役職)等【団体従業員・日本大使館職員等】を記載したもの。
- (注)治療内容報告書でのお取扱いはできません。

<ご注意>

・ご請求があった場合で、当社が必要と認めるときには詳細な事実の確認(医療機関への確認を含みます。)をさせていただきます。

・給付金を請求する権利は、3年間請求がないときには、時効により消滅します。ただし、請求権が時効により消滅した場合も、請求が認められる場合がありますので、係の方を経由して、当社〔日本生命保険相互会社〕へご照会ください。

<掛金>

■実質掛金(掛金から配当金を控除した金額)は、介護医療保険料控除の対象です。

※生命保険料控除に関する税制改正を受け、平成24年1月1日以降に締結・更新する契約から新生命保険料控除制度が適用され、実質掛金は、原則として介護医療保険料控除の対象となります。生命保険料控除に関する税制改正の詳細は、以下のニッセイのホームページをご参照ください。

(<https://www.nissay.co.jp/keiyaku/oshirase/hokenryokojo/>)

※介護医療保険料控除の対象となる実質掛金については、年末調整・確定申告時に控除証明書等に必ずご確認ください。

※当任意医療保険以外に介護医療保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した保険料に基づき計算されます。当任意医療保険のみの掛金に基づき計算されるわけではありません。

<給付金>

■入院給付金・入院療養給付金・手術給付金・放射線治療給付金は、非課税です。

※主たる被保険者が死亡された場合は、相続財産として相続税の課税対象となります。

\*税務の取扱い等について、令和2年3月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。

今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務取扱い等については、顧問税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

### 法令等の改正に伴う変更

■この保険契約の支払事由、保険料その他の保険契約の内容(以下、「支払事由等」といいます。)にかかわる法令等の改正による公的医療保険制度等の改正があり、その改正がこの保険契約の支払事由等に影響を及ぼすと引受保険会社が認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この保険契約の支払事由等を変更することがあります。

### 制度運営および引受保険会社

■当制度は全国町村会が生命保険会社と更新時点の約款に基づき締結した家族特約付総合医療保険(団体型)契約に基づいて運営します。

【引受保険会社】 日本生命保険相互会社

### 制度内容の変更

■全国町村会の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、保険料率や付保特約、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

### 生命保険契約者保護機構

■引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、給付金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、給付金額等が削減されることがあります。

■保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

(お問合せ先) 生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820  
月曜日~金曜日(祝日、年末年始を除く)  
午前9時~正午、午後1時~午後5時  
ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

### 個人情報の取扱いに関する全国町村会と引受保険会社からのお知らせ

■この保険契約は、全国町村会(以下、本会といいます。)を保険契約者とし、町村(以下、一部市を含みます。)あるいは町村の一部事務組合・広域連合、系統町村会等(以下、加入団体といいます。)の所属員とその配偶者・子どもを加入対象とする企業保険です。

そのため、この保険契約の運営にあたっては、本会・都道府県町村会ならびに加入団体は加入対象者の個人情報(氏名・性別・生年月日・健康状態等)を取扱い、本会がこの保険契約を締結した引受保険会社へ提出します。

本会・都道府県町村会ならびに加入団体は、この保険契約の運営において入手する個人情報を、この保険契約の事務手続きのために使用します。

■引受保険会社は受領した個人情報を各種保険の引受け・継続・維持管理、給付金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、本会・都道府県町村会ならびに加入団体等へその目的の範囲内で提供します。

■また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き本会・都道府県町村会・加入団体ならびに引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。

なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

<日本生命保険相互会社からのお知らせ>

日本生命保険相互会社では、お客様の個人情報を正確かつ最新のものにするために、業務上必要な範囲内で適切な措置を講じます。また、お客様の個人情報への不正なアクセスや漏洩、滅失、き損の防止その他お客様の個人情報の安全管理のために必要かつ適切と考えられる対策を講じます。

<「障がい」の表記>

当パンフレット(任意医療保険部分)では、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語を含め、「障害」を「障がい」と表記しています。

## 任意生命保険 取扱内容

### 加入資格

■以下の加入資格の他、新規加入・増額される場合には「申込書兼告知書」裏面に記載の質問事項に対する答えが全て「いいえ」となる必要があります。  
以下の年齢は令和3年1月1日現在の年齢です。

《職員》 町村（一部の市を含む）、あるいは町村（一部の市を含む）の一部事務組合・広域連合、系統町村会に所属する次の方で、年齢14歳6カ月超65歳6カ月以下の方。（S30.7.2生～H18.7.1生まれの方）  
・町村長、副町村長、常勤の職員および公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき派遣される職員。  
・系統町村会その他町村関係団体の常勤の職員。

《配偶者》 職員の配偶者の方で、年齢満16歳以上65歳6カ月以下の方。（S30.7.2生～H17.1.1生まれの方）

《子ども》 職員の扶養することでも、年齢2歳6カ月超22歳6カ月以下の方。（H10.7.2生～H30.7.1生まれの方）  
ただし、加入資格のある子どもが2名以上いる場合は、全員ご加入ください。この場合、保障額は同一となります。

※子どもとは次のいずれかに該当する子をいいます。  
（健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち子に関する規定を準用します。）

1. 職員の子で主としてその職員により生計を維持している者
2. 職員の配偶者の子で職員と同一の世帯に属し、主として職員により生計を維持している者（職員の配偶者がすでに死亡しているときを含みます。）

（ご注意）

- ①一旦加入すれば、その後病気にいられても、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。
- ②職員としての加入資格を有する配偶者は、職員としてご加入ください。（同一人が職員、配偶者の二つの資格で二重に加入することはできません。）
- ③配偶者・子どものみで加入することはできません。
- ④配偶者・子どもは、職員と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。
- ⑤保険期間中に職員が死亡または脱退された場合は、配偶者・子どもも自動的に脱退となります。
- ⑥ご加入者が上記加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。  
ただし、所定の条件のもとお手続きいただいた場合、下記【退職後の制度】のとおり継続加入いただくことができます。  
※被保険者の改姓やご家族の異動等の場合には、すみやかに係の方へお知らせください。

【在職者の更新年齢限度】

職員・配偶者の方は年齢85歳6カ月まで、子どもは年齢22歳6カ月まで更新できます。  
（職員・配偶者：S10.7.2以降生まれの方）  
（子ども：H10.7.2以降生まれの方）

【退職後の制度】

《退職者継続加入制度》

任意生命保険に加入されていた職員・配偶者の方は、退職後も「任意生命保険 退職者継続加入制度」に年齢75歳6カ月まで継続加入できます。（S20.7.2以降生まれの方）  
ただし、配偶者のみで継続加入することはできません。  
本人が令和2年1月1日以降に加入団体を退職後、令和2年12月31日まで任意生命保険に引き続き加入中である場合、その子どもは令和2年12月31日までの加入となります。  
※本人が退職後、本人・配偶者・子どもの新規加入・増額はできません。  
※詳細は係の方までお問合せください。

### 保険期間

■保険期間は令和3年1月1日～令和3年12月31日までです。  
以降は毎年1月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。

### この保険契約から脱退いただく場合

- 職員（主たる被保険者）が加入資格を失われた場合には、保険期間の途中であってもその日にこの保険契約から脱退となります。（脱退手続きが必要です。）  
※所定の条件のもとお手続きいただいた場合、継続加入いただくことができます。詳細は係の方までお問合せください。
- 配偶者・子どもが加入されている場合、配偶者は次の①または②に定める日、子どもは次の①または③に定める日にこの保険契約から脱退となります。  
①職員の脱退日・死亡日、職員について高度障がい保険金が支払われた場合には、職員が高度障がい状態に該当された日  
②加入資格を失われた日  
③更新日に子どもが加入資格を失われている場合はその更新日の前日
- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。
- 脱退後の保障を必要とされる方は、2年を超えて継続して被保険者であった場合、所定の条件のもと新たな告知や診査等を省略して個人保険に加入できます。詳細は、申込締切日までに係の方までお問合せください。

### 受取人

- 職員の死亡保険金・災害保険金受取人は、職員の配偶者・子ども・孫・父母・祖父母・兄弟姉妹から選択できます。
- 配偶者の死亡保険金・災害保険金受取人は、職員・子ども・孫・父母・祖父母・兄弟姉妹から選択できます。
- 職員および配偶者の高度障がい保険金・災害高度障がい保険金受取人は被保険者ご自身、子どもの死亡保険金・高度障がい保険金・災害保険金・災害高度障がい保険金受取人は職員（主たる被保険者）です。

### 配当金

- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。  
配当金のお受取りがある場合、実質負担額（年間払込掛金から配当金を控除した金額）が軽減されます。
- 脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。

### 保険金の年金受取り

受取人の希望により、保険金の全部または一部を受取人の方が年金として受取ることができます。（ただし、子ども特約の保険金は除きます。また、年金として受取ることができる保険金には制限があります。）  
保険金請求の際に、いずれかを選択していただきます。

年金の種類	種類	確定年金	保証期間付終身年金
	受取期間	5年、10年、15年	終身（保証期間15年）
年金の型	定額型・通増型（年5%の単利）		定額型
年金受取り	以下のいずれかを選択 （1）年1回受取り（2）年2回受取り（6カ月ごと）（3）年4回受取り（3カ月ごと）		
年金受取開始日	基金設定日から1年以内の（2月1日、5月1日、8月1日、11月1日）のいずれかを選択		
一括受取請求	一時金が必要なときは年金受取人の請求によって年金受取りにかえて、一括受取りを請求できます。（保証期間付終身年金の場合、一括受取りの請求期間は保証期間までとなります。）		
年金受取人が死亡された場合	残存受取期間の未払年金の現価を年金受取人の相続人にお支払いします。（保証期間付終身年金は、保証期間中に死亡された場合、残存保証期間に対応する未払年金現価を年金受取人の相続人にお支払いします。）		

- 年金年額が30万円未満となる場合は、年金でのお受取りはできません。（一時金でのお受取りとなります。）
- 年金受取方法を年2回受取り、または年4回受取りとする場合、年金年額40万円以上での設定が必要となります。
- 保証期間付終身年金は、第1回年金受取時の年金受取人の方が年齢39歳6カ月超の場合のみ選択可能です。

〈掛金〉

- 主契約および子ども特約の実質掛金（掛金から配当金を控除した金額）は、一般の生命保険料控除の対象です。  
※生命保険料控除に関する税制改正を受け、平成24年1月1日以降に締結・更新する契約から新生命保険料控除制度が適用され、（子ども）災害割増特約の実質掛金は、生命保険料控除の対象外となります。  
生命保険料控除に関する税制改正の詳細は、以下のニッセイのホームページをご参照ください。  
（<https://www.nissay.co.jp/keiyaku/oshirase/hokenryokojo/>）  
※一般の生命保険料控除の対象となる実質掛金については、年末調整・確定申告時に控除証明書等にて必ずご確認ください。  
※当任意生命保険以外に一般の生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した保険料に基づき計算されます。当任意生命保険のみの掛金に基づき計算されるわけではありません。

〈保険金〉

■死亡保険金・災害保険金

《職員》

相続税の課税対象となりますが、法定相続人が受取人の場合、職員死亡時の保険金（法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額について）に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。

《配偶者・子ども》

職員（主たる被保険者）が受取人の場合、死亡保険金・災害保険金は一時所得として所得税の課税対象となります。  
職員（主たる被保険者）以外が受取人の場合、死亡保険金・災害保険金は、贈与税の課税対象となる場合があります。

- 高度障がい保険金・災害高度障がい保険金…被保険者が受取人の場合、非課税です。  
※被保険者が死亡された場合は、相続財産として相続税の課税対象となります。

〈年金〉

- 年金…（公的年金等以外の）雑所得として所得税および住民税の課税対象です。

$$\text{課税対象額} = (\text{年金年額} + \text{年金開始後配当金}) - \text{年金年額} \times \frac{\text{年金基金充当金}}{\text{年金支給総額}}$$

\*税務の取扱い等について、令和2年3月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。  
今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。  
個別の税務取扱い等については、顧問税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

保険期間中の死亡や、加入日(\*1)以後の傷害または疾病によって、所定の高度障がい状態に該当された場合は、以下の保険金が支払われます。

**【死亡保険金】**

被保険者が保険期間中に死亡された場合、死亡保険金をお支払いします。

**【高度障がい保険金】**

被保険者がこの保険契約への加入日(\*1)以後の傷害または疾病によって、保険期間中に、下表(\*2)に定める高度障がい状態のいずれかになられた場合、高度障がい保険金をお支払いします。

なお、上記によって高度障がい保険金が支払われた場合には、この保険契約のその被保険者に対する部分は、高度障がい状態になられた時に消滅したものと取り扱います。

したがって、高度障がい保険金と死亡保険金は重複してはお支払いしません。

この保険には「災害割増特約」が付保されており、不慮の事故による死亡・所定の高度障がい状態に対しては、つぎのとおり保険金が支払われます。

**【災害保険金】**

被保険者が、災害割増特約への加入日(\*1)以後に発生した不慮の事故(\*3)による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内で、かつ、保険期間中に死亡された場合、またはこの特約への加入日(\*1)以後に発病した所定の感染症(\*4)を直接の原因として保険期間中に死亡された場合、災害保険金をお支払いします。

**【災害高度障がい保険金】**

被保険者が、災害割増特約への加入日(\*1)以後に発生した不慮の事故(\*3)による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内で、かつ、保険期間中に下表(\*2)に定める高度障がい状態のいずれかになられた場合、またはこの特約への加入日(\*1)以後に発病した所定の感染症(\*4)を直接の原因として下表(\*2)に定める高度障がい状態のいずれかになられた場合、災害保険金額と同額の災害高度障がい保険金をお支払いします。

災害保険金の支払後に、災害高度障がい保険金の請求を受けても、引受保険会社は、これをお支払いしません。

(\*1) その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については加入日を増額日と読替えます。

(\*2) 対象となる「高度障がい状態」とは以下のものをいいます。

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系または精神に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

～高度障がい状態に関する補足説明～

1. 常に介護を要するもの  
「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれかが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。
2. 眼の障がい(視力障がい)  
(1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。  
(2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。  
(3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障がいは視力を失ったものとはみなしません。
3. 言語またはしゃくの障がい  
(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。  
① 語音構成機能障がい、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合  
② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合  
③ 声帯全部のてき出により発音が不能の場合  
(2) 「しゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
4. 上・下肢の障がい  
「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においては股関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

(\*3) 詳細は、以下のニッセイのホームページをご参照ください。  
(<https://www.nissay.co.jp/hojin/oshirase/hokinuketori/>) 保険金・給付金のお受取りについて

(\*4) 所定の感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

**分類項目** コレラ、腸チフス、パラチフスA、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、ペスト、ジフテリア、急性灰白髄炎(ポリオ)、ラッサ熱、クリミア・コンゴ(Crimean-Congo)出血熱、マールブルグ(Marburg)ウイルス病、エボラ(Ebola)ウイルス病、痘瘡、重症急性呼吸器症候群[SARS](ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)

(注) 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年1月28日政令第11号)において指定感染症として定められた新型コロナウイルス感染症を含みます。

保険金をお支払いしない場合

**【告知義務違反によるとき】**

ご加入(\*1)のお申込みの際に保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは事実でないことを告げ、保険契約の全部またはその被保険者のご加入(\*1)部分が解除されたときには保険金をお支払いしません。ただし、支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことが証明された場合には、保険金をお支払いします。

また、次のような場合においても保険金をお支払いしませんので、ご加入(\*1)のお申込みの際に特にご注意ください。

**【各保険金については、つぎのいずれかによるとき】**

① 死亡保険金

- 死亡保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、死亡保険金をお支払いしません。
  - ・ 被保険者の自殺。ただし、その被保険者がそのご加入(\*1)日から起算して1年を超えて継続して被保険者であった場合には、死亡保険金をお支払いします。
  - ・ 保険契約者の故意。
  - ・ 死亡保険金受取人の故意。ただし、その死亡保険金受取人が死亡保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の死亡保険金受取人にお支払いします。
  - ・ 戦争その他の変乱。(\*2)

② 高度障がい保険金

- 高度障がい保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、高度障がい保険金をお支払いしません。
  - ・ 被保険者の故意。
  - ・ 保険契約者の故意。
  - ・ 高度障がい保険金の受取人の故意。ただし、その高度障がい保険金受取人が高度障がい保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の高度障がい保険金受取人にお支払いします。
  - ・ 戦争その他の変乱。(\*2)

③ 災害保険金・災害高度障がい保険金

- 災害保険金、災害高度障がい保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、これらの保険金をお支払いしません。
  - ・ 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき。
  - ・ 災害保険金の受取人または災害高度障がい保険金の受取人の故意または重大な過失によるとき。ただし、その者が災害保険金の一部の受取人または災害高度障がい保険金の一部の受取人であるときは、引受保険会社はその残額をその他の受取人にお支払いします。
  - ・ 被保険者の犯罪行為によるとき。
  - ・ 被保険者の精神障がいの状態を原因とする事故によるとき。
  - ・ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき。
  - ・ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき。
  - ・ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき。
  - ・ 地震、噴火または津波によるとき。(\*3)
  - ・ 戦争その他の変乱によるとき。(\*3)

・ 高度障がい保険金・災害保険金・災害高度障がい保険金についての注釈

- 高度障がい保険金、災害保険金、災害高度障がい保険金のお支払いは、その原因となる傷病や不慮の事故がご加入(\*1)時以後に生じた場合に限り、(原因となる傷病や不慮の事故がご加入(\*1)時に生じていた場合には、お支払事由に該当しません。)
- したがって、原因となる傷病や不慮の事故がご加入(\*1)時に生じていた場合には、過去の傷病歴(傷病名、治療期間等)、おからだの状態等について告知いただいているかどうかにかかわらず、これらの保険金はお支払対象となりません。

**【詐欺による取消(\*4)の場合】**

○ 保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消となることがあります。この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

**【不法取得目的による無効(\*4)の場合】**

○ 保険契約者または被保険者が保険金を不法に取得する目的もしくは他人に保険金を不法に取得させる目的をもってこの保険契約の締結・被保険者の加入等を行った場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を無効とし、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

**【保険契約が失効(\*4)した場合】**

○ 保険契約者から掛金の払込みがなく、この保険契約が効力を失ったとき。

**【重大事由による解除(\*4)の場合】**

○ 次のような事由に該当した場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を解除することがあります。この場合、保険金をお支払いしません。(以下の③の事由にのみ保険金受取人だけが該当した場合で、複数の保険金受取人のうち一部の保険金受取人が以下の③の事由に該当したときに限り、保険金のうち、その保険金受取人にお支払いすることとなっていた保険金を除いた額を、他の保険金受取人にお支払いします。)

- ① 保険契約者、被保険者(死亡保険金の場合は被保険者を除きます。 )または保険金受取人が、保険金(死亡保険金の場合は、他の保険契約の死亡保険金を含む、保険種類および給付の名称の如何を問いません。 )を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。 )をしたとき。
- ② この保険契約の保険金の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。 )があったとき。
- ③ 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、次の(ア)～(オ)のいずれかに該当するとき。
  - (ア) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。 )、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。 )に該当すると認められること
  - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
  - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
  - (エ) 反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること
  - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- ④ 上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき。



## 任意生命保険 取扱内容

### 保険金をお支払いしない場合(続き)

- (※1)保障額を増額する場合、増額部分については、ご加入を増額と読替えます。
- (※2)ただし、戦争その他の変乱によって支払事由に該当された被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、死亡保険金・高度障がい保険金の全額をお支払いし、または死亡保険金・高度障がい保険金を削減してお支払いします。
- (※3)ただし、地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によって支払事由に該当された被保険者の数の増加が、災害割増特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、これらの保険金の全額をお支払いし、またはその金額を削減してお支払いします。
- (※4)解除、取消、無効または失効の場合、ご加入を継続できません。

#### ■保険金の支払事由が生じたときは、すみやかに係の方へご連絡ください。

- 請求書類は、加入団体に用意してあります。係の方を経由して当社(日本生命保険相互会社)へご提出ください。
- 請求書類は、次のとおりです。なお、状況に応じてこれ以外の書類をご提出いただく場合や必要書類を省略いただける場合がございますので、係の方にお問合せください。
  - ・当社所定の「請求書」
  - ・当社所定の「死亡証明書」または一般の「死亡診断書(死体検案書)」(ご加入日(増額・復活)から1年経過後に死亡保険金のお支払事由が発生した場合は、「死亡証明書」「死亡診断書(死体検案書)」のコピーでもお取扱いいたします。)<死亡のとき>
  - (ご請求内容によっては、省略可能な場合がありますので、係の方にお問合せください。)
  - ・当社所定の「障がい診断書」<(災害)高度障がいのとき>
  - ・不慮の事故の場合…当社所定の「事故状況報告書」<災害保険金・災害高度障がい保険金請求のとき>
  - ・交通事故の場合…当社所定の「事故状況報告書」・自動車安全運転センター発行の「交通事故証明書の写し」<災害保険金・災害高度障がい保険金請求のとき>
  - ・受取人の本人確認書類
  - (ご請求内容によっては、省略可能な場合がありますので、係の方にお問合せください。)
  - ・受取人のマイナンバー確認書類<死亡のとき>
  - ・被保険者の除籍済住民票(死亡の記載があるもの)<死亡のとき>
  - ・当社所定の「代表受取人選定に関する申出書」<保険金受取人が2名以上の場合>
  - ・その他確認資料…死亡保険金の受取人が特定の個人に指定されていない場合等に必要となることがありますので、係の方にお問合せください。
  - ・住民票、印鑑証明書等の公的証明書は、原本以外にコピーでもお取扱いいたします。

#### <ご注意>

- ・保険金のご請求内容等の確認のため、当社職員または当社で委託した者が、契約者・被保険者・受取人・被保険者を診療した医師等に、病状や診療状況等を照会・確認させていただくことがあります。(上記照会・確認を妨げたり応じられなかったときは、当社はその間は保険金をお支払いできません。)
- ・保険金の請求は、支払事由発生時から3年間請求がないときには、時効により消滅します。ただし、請求権が時効により消滅した場合も、請求が認められる場合がありますので、係の方を経由して、当社(日本生命保険相互会社)へご照会ください。

- 当制度は全国町村会が生命保険会社と更新時点の約款に基づき締結した年金払特約付こども特約付災害割増特約付こども災害割増特約付団体定期保険契約に基づいて運営します。

- この団体定期保険契約は下記の引受保険会社による共同取扱契約であり、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。各ご加入者の加入保険金額について、引受保険会社はそれぞれの引受割合(令和2年3月23日現在)に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

#### 【引受保険会社】

- 日本生命保険相互会社(68%)〔事務幹事会社〕
- 第一生命保険株式会社(18%)
- 大樹生命保険株式会社(7%)
- 富国生命保険相互会社(5%)
- 明治安田生命保険相互会社(1%)
- 住友生命保険相互会社(1%)

- 全国町村会の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、保険料率や付保特約、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

- 引受保険会社各社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社各社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社各社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、保険金額等が削減されることがあります。
- 保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。(お問合せ先) 生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820  
月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)  
午前9時～正午、午後1時～午後5時  
ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

### 保険金のご請求について

### 制度運営および引受保険会社

### 制度内容の変更

### 生命保険契約者保護機構

### 個人情報の取扱いに関する全国町村会と引受保険会社からのお知らせ

- この保険契約は、全国町村会(以下、本会といいます。)を保険契約者とし、町村(以下、一部市を含みます。)あるいは町村の一部事務組合・広域連合、系統町村会等(以下、加入団体といいます。)の所属員とその配偶者・子どもを加入対象とする企業保険です。

そのため、この保険契約の運営にあたっては、本会・都道府県町村会ならびに加入団体は加入対象者の個人情報(氏名・性別・生年月日・健康状態等)を取扱い、本会がこの保険契約を締結した引受保険会社(共同引受会社を含みます。以下同じ。)へ提出します。

本会・都道府県町村会ならびに加入団体は、この保険契約の運営において入手する個人情報(個人番号を除く)を、この保険契約の事務手続きのために使用します。

- 引受保険会社は受領した個人情報(個人番号を除く)を各種保険の引受け・継続・維持管理、保険金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、本会・都道府県町村会ならびに加入団体、他の引受保険会社等へその目的の範囲内で提供します。

- また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き本会・都道府県町村会・加入団体ならびに引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。

なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。

(注) 保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

個人番号については、保険取引に関する支払調書作成事務のみに使用します。

#### 死亡保険金受取人の個人情報の取扱いについて

指定された死亡保険金受取人(以下、受取人といいます。)の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、受取人にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

#### <日本生命保険相互会社(事務幹事会社)からのお知らせ>

日本生命保険相互会社では、お客様の個人情報を正確かつ最新のものにするために、業務上必要な範囲内で適切な措置を講じます。また、お客様の個人情報への不正なアクセスや漏洩、滅失、き損の防止その他お客様の個人情報の安全管理のために必要かつ適切と考えられる対策を講じます。

#### <「障がい」の表記>

当パンフレット(任意生命保険部分)では、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語を含め、「障害」を「障がい」と表記しています。

# 任意医療保険【契約概要】

## 総合医療保険(団体型)

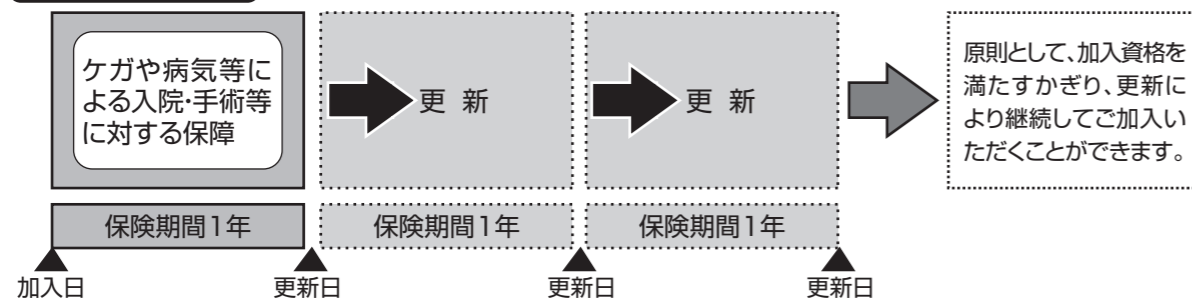
この「契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。また、「契約概要」に記載の保障内容等は、概要を示しています。その他詳細につきましては、パンフレット・「注意喚起情報」・「正しく告知いただくために」・「ご加入のみなさまへ」等を必ずご参照ください。

ご自身が選択された保障額・掛金、および、その他の商品内容がニーズ(ご意向)に合致しているか、お申込み前に必ずご確認ください。

### 1.この保険の特徴

- この保険は、全国町村会を契約者とし、加入団体に所属する職員とその配偶者・子ども、あるいは加入団体を退職された方とその配偶者のうち、希望される方にご加入いただく団体保険です。
- ご加入者(被保険者)の保険期間中のケガや病気等による入院・手術等に対する保障を確保できます。
- 保険期間1年の定期保険で、原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により継続してご加入いただくことができます。
- 掛金は毎年算出し、更新日から適用します。掛金は更新時の保険年齢等により変更します。
- 更新日には、加入入院給付金日額を増額あるいは減額いただくことができます。(ただし増額される場合には、「申込書兼告知書」裏面に記載の質問事項に対する答えが全て「いいえ」となる必要があります。)

#### しくみ図(イメージ)



### 2.主な保障内容と保障額

保険期間中に以下のお支払事由に該当されたときにお支払いします。  
給付金のお支払いにあたっては、原因となるケガや病気が加入日(\*)以後に生じることが必要となります。  
(\*)その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については加入日を増額日と読替えます。

給付の名称	お支払事由	お支払額	お支払限度 ※1
入院給付金	ケガや病気等により1泊2日以上継続して入院をされたとき	入院給付金日額 × 入院日数	(1回の入院 ※2) 124日 (通算) 1,095日
入院療養給付金	入院給付金の支払われる入院をされたとき	入院給付金日額 × 5	通算30回 ※3
手術給付金(20倍) ※4	1泊2日以上継続した入院中に、公的医療保険制度の対象となる手術または先進医療に該当する手術等を受けられたとき	入院給付金日額 × 20	—
手術給付金(5倍) ※4	外来または日帰り入院中に、公的医療保険制度の対象となる手術または先進医療に該当する手術等を受けられたとき	入院給付金日額 × 5	通算30回
放射線治療給付金	公的医療保険制度の対象となる放射線治療または先進医療に該当する放射線照射・温熱療法を受けられたとき	入院給付金日額 × 10	通算なし (60日の間に1回)

- ※1 お支払限度については、更新前後のお支払日数(回数)を通算します。
- ※2 入院を2回以上された場合でも、最後の入院の退院日の翌日からの経過日数等によっては1回の入院とみなす場合があります。
- ※3 すでに入院療養給付金のお支払事由に該当している場合には、入院療養給付金が支払われることとなった最終の入院が開始された日からその日を含めて180日経過後に新たに開始された入院がお支払いの対象となります。
- ※4 一部の所定の手術については、お支払いの対象外となります。＜対象外の手術の例＞…「創傷処理」「皮膚切開術」等  
また、同一の日に複数回の手術を受けられた場合には、1つの手術についてのみがお支払いの対象となります。  
この場合、手術給付金(20倍)が支払われるときは、手術給付金(5倍)のお支払いはいたしません。

※保障額・保障内容に関する詳細、「給付金のお受取りにあたっての日数制限」や上表の注記(※1～※4)等の制限事項の詳細については、パンフレット、「ご加入のみなさまへ」等の該当箇所を必ずご確認ください。

### 3.掛金

- 掛金は、毎年の更新時に、ご加入者(被保険者)の加入状況等に基づき、契約(団体)ごとに算出し、変更します。  
※掛金の詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

### 4.加入資格

- 本 人： 団体の所属員等で、年齢14歳6カ月超65歳6カ月以下の方。  
継続加入は、年齢75歳6カ月以下の方。
- 配 偶 者： 本人と生計を一にする配偶者の方で、年齢満16歳以上65歳6カ月以下の方。  
継続加入は、年齢75歳6カ月以下の方。
- こ ども： 本人と生計を一にするこどもで、年齢2歳6カ月超22歳6カ月以下の方。  
※配偶者・こどものみで加入することはできません。  
※年齢は効力発生日現在の年齢です。  
※加入資格の詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

### 5.保険期間

- 保険期間は効力発生日～令和3年12月31日までです。以降は毎年1月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。  
※実際に加入される方の保険期間、更新の条件の詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

### 6.受取人

- 受取人の詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

### 7.配当金

- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。配当金のお受取りがある場合、実質負担額(年間払込掛金から配当金を控除した金額)が軽減されます。  
※ご加入や脱退の時期等により配当金をお受取りにならない場合があります。

### 8.脱退による払戻金

- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

### 9.制度運営および引受保険会社

- 当制度は、契約者である団体が日本生命保険相互会社と締結した総合医療保険(団体型)契約に基づいて運営します。

### 10.ご相談窓口等

- お手続きや当制度の内容に関するご照会につきましては、係の方までお問合せください。  
また、募集期間中のお申込み手続きや当制度の内容に関するご照会につきましては、パンフレット等に記載のニッセイ団体保険コールセンターまでご連絡ください。  
なお、募集期間後の引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じくパンフレット等に記載の日本生命窓口までご連絡ください。
- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(「生命保険相談所」「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/> をご覧ください。)  
なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

# 特にご注意いただきたい事項【注意喚起情報】

## 総合医療保険(団体型)

この「注意喚起情報」は、ご加入(\*)のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しております。お申込みに必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。また、お支払事由等および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、パンフレット・「契約概要」・「正しく告知いただくために」・「ご加入のみなさまへ」等を必ずご参照ください。

(\*)保障額を増額する場合、増額部分については、ご加入を増額、加入日を増額日と読替えます。

### 1.クーリング・オフ

- この保険契約は、全国町村会を契約者とする保険契約であり、ご加入(\*)のお申込みにクーリング・オフの適用はありません。

### 2.告知に関する重要事項

- 「申込書兼告知書」裏面に記載の「質問事項」に対する答えが全て「いいえ」となる方のみご加入(\*)いただくことができます。
- ご加入者(被保険者)となられる方は、ご自身の健康状態等について「質問事項」に対する答えが全て「いいえ」となるかどうかをご確認いただきます。
- 「申込書兼告知書」にて被保険者となられる方ご本人が、ご自身の健康状態等について事実のありのままを、正確にもれなく告知してください。(これを告知義務といいます。)
- 引受保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)、団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことになりません。必ず「申込書兼告知書」にて告知してください。
- 告知義務に違反された場合は、ご加入(\*)を解除させていただきます。給付金をお支払いできないことがあります。
- 後日、給付金をご請求の際に、告知内容等を確認させていただきます。
- ※告知に関しては、「正しく告知いただくために」にて必ず詳細をご確認ください。

### 3.責任開始期

- 引受保険会社にご加入(\*)を承諾した場合、所定の加入日(\*)から保険契約上の責任を負います。ただし、被保険者の数が引受保険会社の定める数に満たない場合は、保険契約は効力を発生しません。(更新できません。)
- ※所定の加入日(\*)については、「申込書兼告知書」・「申込書(退職者用)」またはパンフレット等に記載された「効力発生日」です。
- 引受保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)には、ご加入(\*)を承諾する権限がありません。

### 4.給付金をお支払いしない場合等

- 次のような場合、給付金をお支払いしないことがあります。例えば、
  - (1)次のいずれかにより給付金の支払事由に該当した場合
    - ・保険契約者、被保険者または給付金受取人の故意または重大な過失による時
    - ・被保険者の犯罪行為による時
    - ・被保険者の精神障がいの状態を原因とする事故による時
    - ・被保険者の泥酔の状態を原因とする事故による時
    - ・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故による時
    - ・被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故による時
    - ・被保険者の薬物依存による時
    - ・頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛でいずれも他覚所見のないものによる時(原因の如何を問いません。)
  - (2)原因となる疾病や不慮の事故が加入日(\*)前に生じている場合
    - ※ただし、加入日(\*)からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したとき等は、加入日(\*)以後の原因によるものとみなします。
  - (3)告知義務違反による解除(注)の場合
    - ・引受保険会社が告知を求めた事項について保険契約者または被保険者から告知していただいた内容が、故意または重大な過失によって事実と相違し、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が告知義務違反により解除されたとき
  - (4)詐欺による取消(注)の場合
    - ・保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消されたとき(この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。)
  - (5)不法取得目的による無効(注)の場合
    - ・保険契約者または被保険者に給付金の不法取得目的があつて、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が無効とされたとき(この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。)
  - (6)保険契約が失効(注)した場合
    - ・保険契約者から保険料の払込みがなく、この保険契約が効力を失ったとき
  - (7)重大事由による解除(注)の場合
    - 次のような事由に該当し、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が解除されたとき
      - ① 保険契約者または給付金受取人が給付金を詐取る目的または、他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたとき
      - ② この保険契約の給付金の請求に関し、給付金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があつたとき
      - ③ 保険契約者、被保険者または給付金受取人が、次の(ア)～(オ)のいずれかに該当するとき
        - (ア)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること

- (イ)反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
  - (ウ)反社会的勢力を不当に利用していると認められること
  - (エ)反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること
  - (オ)その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- ④ 上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または給付金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき
- 以下のいずれかによって給付金の支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、給付金を削減してお支払いするかまたは給付金をお支払いしないことがあります。
    - ・地震、噴火または津波による時
    - ・戦争その他の変乱による時

(注)解除、取消、無効または失効の場合、ご加入を継続できません。

### 5.この保険契約から脱退いただく場合

- 本人(主たる被保険者)が加入資格を失われた場合には、保険期間の途中であつてもその日にこの保険契約から脱退となります。
- 配偶者・子どもが加入されている場合、配偶者は次の①または②に定める日、子どもは次の①または③に定める日にこの保険契約から脱退となります。
  - ①本人の脱退日・死亡日
  - ②加入資格を失われた日
  - ③更新日に子どもが加入資格を失われている場合はその更新日の前日
- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

### 6.制度内容の変更

- 団体の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、保険料率や付保特約、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

### 7.法令等の改正に伴う変更

- この保険契約の支払事由、保険料その他この保険契約の内容(以下「支払事由等」といいます。)にかかわる法令等の改正による公的医療保険制度等の改正があり、その改正がこの保険契約の支払事由等に影響を及ぼすと引受保険会社が認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この保険契約の支払事由等を変更することがあります。

### 8.生命保険契約者保護機構

- 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、給付金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、給付金額等が削減されることがあります。
- 保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

(お問合せ先) 生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820  
月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～午後5時  
ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

### 9.給付金のお支払いに関する留意事項

- お支払事由が発生する事象、給付金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等については、「ご加入のみなさまへ」に記載しておりますので、ご確認ください。なお、給付金のご請求は、団体経由で行っていただく必要があります。ご請求に応じて、給付金をお支払いする必要がありますので、給付金のお支払事由が生じた場合だけでなく、給付金のお支払いの可能性があると思われる場合や、お支払いに関してご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに団体のご相談窓口にご連絡ください。
- 給付金のお支払事由が生じた場合、ご加入の契約内容によっては、他の給付金等のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 給付金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等の事例については、以下のニッセイのホームページをご参照ください。

(<https://www.nissay.co.jp/hojin/oshirase/hokinuketori/>)

### 10.ご相談窓口等

- お手続きや当制度の内容に関するご照会につきましては、係の方までお問合せください。また、募集期間中のお申込み手続きや当制度の内容に関するご照会につきましては、パンフレット等に記載のニッセイ団体保険コールセンターまでご連絡ください。なお、募集期間後の引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じくパンフレット等に記載の日本生命窓口までご連絡ください。
- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/> をご覧ください。なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

## 総合医療保険(団体型)ご加入のみなさまへ〈お申込みの前に必ずお読みください〉

### I. 「医療保障保険契約内容登録制度」について

あなたのご契約内容が登録されます。

なお、以下の記載における医療保障保険(団体型)には、新医療保障保険(団体型)、およびこの保険契約[総合医療保険(団体型)]を含むものとします。

当社[日本生命保険相互会社]は、一般社団法人生命保険協会および一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社(以下「各生命保険会社等」といいます。)とともに、医療保障保険(団体型・個人型)契約のお引受けの判断の参考とすることを目的として、「医療保障保険契約内容登録制度」に基づき、当社の医療保障保険(団体型・個人型)契約に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

医療保障保険(団体型・個人型)契約のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、医療保障保険(団体型・個人型)契約に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、医療保障保険(団体型・個人型)契約をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。

一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について医療保障保険(団体型・個人型)契約のお申込みがあった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、医療保障保険(団体型・個人型)契約のお引受けの判断の参考とさせていただきます。また、登録の期間およびお引受けの判断の参考とさせていただきます期間は、契約日から医療保障保険(団体型・個人型)契約の消滅時までとします。

各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、医療保障保険(団体型・個人型)契約のお引受けの判断の参考とする以外に用いることはありません。また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

当社の医療保障保険(団体型・個人型)契約に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。契約者または被保険者が、当社の定める手続きに従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して登録事項が取扱われている場合、当社の定める手続きに従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細について、当社にお問合せいただくことができます。

#### 【登録事項】

- ①被保険者の氏名、生年月日および性別
  - ②保険契約の種類(医療保障保険(団体型・個人型))
  - ③治療給付率
  - ④入院給付金日額
  - ⑤保険契約の種類が医療保障保険(団体型)の場合、ご契約者名
  - ⑥保険契約の種類が医療保障保険(個人型)の場合、ご契約者の住所(市・区・郡までとします。)
  - ⑦契約日  
その他、正確な情報の把握のため、契約および申込みの状態に関して相互に照会することがあります。
- ※「医療保障保険契約内容登録制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ(<http://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

### II. 給付金のお支払いについて

#### 1. 入院給付金・入院療養給付金・手術給付金・放射線治療給付金について

保険期間中、被保険者が次の支払事由に該当された場合に、入院給付金、入院療養給付金、手術給付金(20倍)、手術給付金(5倍)、放射線治療給付金をお支払いします。

また、入院給付金、入院療養給付金、手術給付金(20倍)、手術給付金(5倍)、放射線治療給付金の受取人は本人(主たる被保険者)となります。

給付の名称	支払事由	支払額	支払限度(*1)
入院給付金	ケガや病気、または骨髄幹細胞の採取術により1泊2日以上継続して入院をされたとき	入院給付金日額×入院日数	・1回の入院についての限度日数は加入動契パンフレット等にてご確認ください ・通算1,095日
入院療養給付金	入院給付金の支払われた入院をされたとき	入院給付金日額×5	通算して30回を限度
手術給付金(20倍)	1泊2日以上継続した入院中に手術(*2)(*3)を受けたとき	入院給付金日額×20	お支払限度はございません
手術給付金(5倍)	外来または日帰り入院中に手術(*2)(*3)を受けたとき	入院給付金日額×5	通算して30回を限度 (ただし、手術給付金(20倍)が支払われる場合は除きます)

給付の名称	支払事由	支払額	支払限度(*1)
放射線治療給付金	放射線治療(*2)を受けたとき	入院給付金日額×10	お支払限度はございません (ただし、60日の間に1回のお支払いとなります)

- \*1 給付限度については、更新前後のお支払日数(回数)を通算します。  
\*2 公的医療保障制度(別表1)(以下「公的医療保障制度」といいます。)の対象となるものまたは先進医療(別表6)(以下「先進医療」といいます。)に該当するものに限ります。  
\*3 骨髄幹細胞の採取術を含みます。

#### 2. お支払いの対象となる入院について

被保険者が、保険期間中に次の(1)または(2)に定める入院をされたときに、給付金をお支払いします。

- (1)次のすべての条件を満たす入院をしたとき
- ①その被保険者についての加入(増額)日以後に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病(別表2に記載する異常分娩を含みます。)を直接の原因とする入院であること  
(注)被保険者がこの保険契約の更新後に、その被保険者についての加入(増額)日前に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として入院した場合でも、その被保険者についての加入(増額)日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院はその被保険者についての加入(増額)日以後の原因によるものとみなします。
  - ②傷害または疾病の治療を目的とする入院であること  
医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。)または歯科医師による治療(柔道整復師による施術を含みます。)が必要であり、かつ、自宅等(病院または診療所以外の施設を含みます。)での治療または通院による治療によっては治療の目的を達することができないため、病院または診療所に入り、常に医師または歯科医師の管理下において治療に専念することをいいます。  
(注)美容上の処置による入院、治療を主たる目的としない診断のための検査による入院、介護を主たる目的とする入院等は、「治療を目的とする入院」に該当しません。
- ③1泊2日以上の継続した入院であること  
④別表3に定める病院または診療所における入院であること
- (2)次のすべての条件を満たす入院をしたとき
- ①骨髄幹細胞の採取術を直接の目的とする入院であること(ただし、その被保険者についての加入(増額)日からその日を含めて1年を経過した日以後の入院に限るものとし、その入院中に骨髄幹細胞の採取術を受けることを要します。)
  - ②1泊2日以上の継続した入院であること
  - ③別表3に定める病院または診療所における入院であること

#### 3. 入院給付金・入院療養給付金の支払に関するその他の事項

- (1)2回以上入院をされた場合
- ・入院給付金について  
それぞれの入院の原因の如何を問わず、1回の入院とみなします。ただし、入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については新たな入院とみなします。
  - ・入院療養給付金について  
すでに入院療養給付金の支払事由に該当している場合には、入院療養給付金が支払われることとなった最終の入院が開始された日からその日を含めて180日経過後に新たに開始された入院については、新たに入院療養給付金をお支払します。(この場合、いずれの入院についても、入院が開始された日は、入院療養給付金の支払対象となった最初の日とします。)
- (2)入院中に入院給付金日額の減額があった場合  
入院中に入院給付金日額の減額があった場合には、入院給付金の支払額は入院中の各日現在の入院給付金日額に基づいて計算します。
- (3)入院中に保険期間が満了した場合  
入院給付金の支払事由に該当する入院中に保険期間が満了し、ご契約が更新されない場合には、保険期間満了後のその入院については、保険期間中の入院とみなします。この場合の入院給付金日額は、保険期間の満了した日のそれと同額とします。

#### 4. お支払いの対象となる手術について

被保険者が保険期間中に次の(1)または(2)に定める手術を受けたときに、手術給付金をお支払いします。

- (1)次のすべての条件を満たす手術をしたとき
- ①その被保険者についての加入(増額)日以後に生じた不慮の事故または発病した疾病(異常分娩(別表2)を含みます。)を直接の原因とした手術であること  
(注)被保険者がその被保険者の加入(増額)日前に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として手術を受けた場合でも、その被保険者の加入(増額)日からその日を含めて2年を経過した後に手術を受けたときは、その手術は加入(増額)日以後の原因によるものとみなします。

- ②治療を直接の目的とした、病院または診療所における手術であること  
病院または診療所とは、別表3に該当するものをいいます。  
(注)美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査(生検、腹腔鏡検査等)のための手術等は、「治療を直接の目的とした手術」には該当しません。また、移植については、被保険者が受容者となる手術に限るものとします。
- ③次の(a)・(b)いずれかの手術であること
- (a)公的医療保障制度に基づく医科診療報酬点数表(別表4)(以下「医科診療報酬点数表」といいます。))によって手術料の算定対象として列挙されている手術(公的医療保障制度に基づく歯科診療報酬点数表(別表5)(以下「歯科診療報酬点数表」といいます。))によって手術料の算定対象として列挙されている手術については、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている手術以外は含まれません。)。ただし、次に定めるものを除きます。
- (i) 創傷処理
  - (ii) 皮膚切開術
  - (iii) デブリードマン
  - (iv) 骨、軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術
  - (v) 外耳道異物除去術
  - (vi) 鼻内異物摘出術
  - (vii) 抜歯手術
- (b)先進医療に該当する診療行為のうち、器具を用い、生体に切断、摘除、修復等の操作を加える手術。ただし、次に定めるものを除きます。
- (i) 歯、義歯または歯肉の処置に伴う手術
  - (ii) (a)において、支払事由に該当する手術から除いているもの  
なお、検査、診断、計画、測定、試験、解析、検出、評価および検索を主たる目的とした診療行為ならびに輸血、注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為は含まれません。

(2)次の①に定める骨髄移植術または②に定める骨髄幹細胞の採取術のいずれかを受けたとき

- ①(1)の①および②を満たす、医科診療報酬点数表によって輸血料の算定対象として列挙されている骨髄移植術であること
- ②別表3に定める病院または診療所における、その被保険者についての加入(増額)日からその日を含めて1年を経過した日以後に受けた骨髄幹細胞の採取術であること

#### 5. 手術給付金の支払に関するその他の事項

- (1)同一の日に複数回手術を受けた場合(1つの手術を2日以上にわたって受けた場合には、その手術の開始日をその手術を受けた日とみなします。)  
お支払いの対象となる1つの手術についてのみ、手術給付金(20倍)または手術給付金(5倍)をお支払いします。  
この場合、手術給付金(20倍)と手術給付金(5倍)のお支払対象となる手術を同一の日に受けたときには、手術給付金(20倍)をお支払いします。
- (2)一連の手術を受けた場合  
お支払いの対象となる同一の手術を複数回受けた場合で、かつ、その手術が医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術に該当するときは、それらの手術のうち給付金額の高いいずれか1つの手術についてのみ手術給付金(20倍)または手術給付金(5倍)をお支払いします。
- (3)入院中に保険期間が満了した場合  
保険期間中の入院とみなされる場合でも、保険期間満了後の手術については、お支払いの対象とはなりません。

#### 6. お支払いの対象となる放射線治療について

被保険者が保険期間中に次のすべての条件を満たす放射線治療を受けたときに、放射線治療給付金をお支払いします。

- (1)その被保険者についての加入(増額)日以後に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因とする放射線治療であること  
(注)被保険者がその被保険者の加入(増額)日前に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として放射線治療を受けた場合でも、その被保険者の加入(増額)日からその日を含めて2年を経過した後に放射線治療を受けたときは、その放射線治療は加入(増額)日以後の原因によるものとみなします。
- (2)治療を直接の目的とした、病院または診療所における放射線治療であること  
病院または診療所とは、別表3に該当するものをいいます。
- (3)次のいずれかの放射線治療であること
- ①医科診療報酬点数表によって放射線治療料の算定対象として列挙されている施術(歯科診療報酬点数表によって放射線治療料の算定対象として列挙されている施術については、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている施術以外は含まれません。)
  - ②先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による施術
- (4)すでに放射線治療給付金の支払事由に該当している場合  
放射線治療給付金が支払われることとなった最後の施術日からその日を含めて60日経過後に受けた施術であること

#### 7. 放射線治療給付金の支払に関するその他の事項

入院中に保険期間が満了した場合  
保険期間中の入院とみなされる場合でも、保険期間満了後の放射線治療については、お支払いの対象とはなりません。

### III. 給付金をお支払いできない場合等について

1. 次のような場合には、給付金のお支払いはできません。
- (1)被保険者が次のいずれかにより支払事由に該当されたとき
    - ・保険契約者もしくはその被保険者の故意または重大な過失によるとき(注1)
    - ・その被保険者の犯罪行為によるとき
    - ・その被保険者の精神障がいの状態を原因とする事故によるとき
    - ・その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
    - ・その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故によるとき
    - ・その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
    - ・その被保険者の薬物依存によるとき(注2)
    - ・頭部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛でいずれも他覚所見のないもの(原因の如何を問いません。)
  - (注1)家族特約に加入されている配偶者・子どもが、その主契約の被保険者(給付金受取人)の故意または重大な過失により支払事由に該当された場合にも、給付金のお支払いはできません。
  - (注2)「薬物依存」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬・幻覚薬等を含みます。
- (2)入院または手術の原因となる疾病や不慮の事故が加入(増額)日前に生じている場合
- ※ただし、加入(増額)日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始し、または手術を受けたときは、その入院または手術は加入(増額)日以後の原因によるものとみなします。
- (3)保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失により、引受保険会社が告知を求めた事項について、告知の際に事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたため、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が解除されたとき
- (4)保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消されたとき(この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。)
- (5)保険契約者または被保険者が給付金を不法に取得する目的もしくは他人に給付金を不法に取得させる目的をもって、この保険契約の締結・被保険者の加入等を行ったために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が無効とされたとき(この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。)
- (6)保険契約者から保険料の払込みがなくこの保険契約が失効したとき
- (7)次のような事由に該当し、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が解除されたとき(この場合、その事由が生じたときに降に発生した給付金の支払事由については、給付金をお支払いしません。)
- ①保険契約者、被保険者または給付金受取人が、給付金を詐取る目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたとき
  - ②この保険契約の給付金の請求に関し、給付金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があったとき
  - ③保険契約者、被保険者または給付金受取人が、次の(ア)～(オ)のいずれかに該当するとき
    - (ア)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。))に該当すると認められること
    - (イ)反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
    - (ウ)反社会的勢力を不当に利用していると認められること
    - (エ)反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること
    - (オ)その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
  - ④上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または給付金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき

- (8)支払事由に該当された際に、脱退等により被保険者でなくなっているとき
2. 次のような場合、給付金を削減してお支払いするかまたは給付金をお支払しないことがあります。
- 以下のいずれかによって支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に影響を及ぼすとき
- ・地震、噴火または津波によるとき
  - ・戦争その他の変乱によるとき

# 任意生命保険【契約概要】

## 団体定期保険

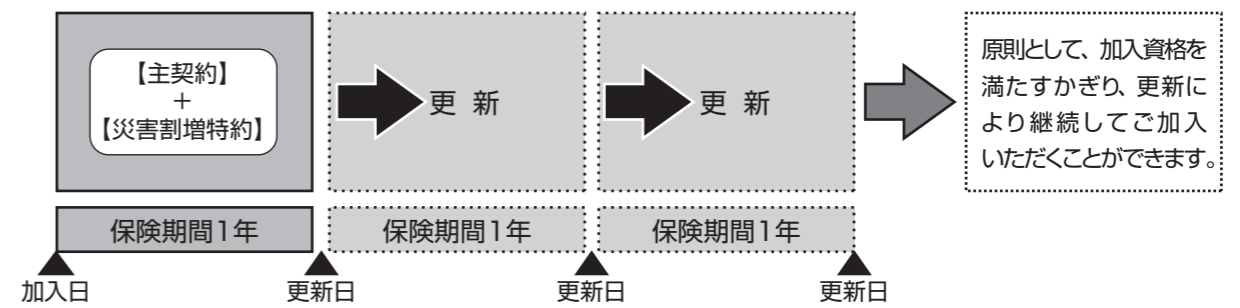
この「契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。また、「契約概要」に記載の保障内容等は、概要を示しています。その他詳細につきましては、パンフレット・「注意喚起情報」・「正しく告知いただくために」等を必ずご参照ください。

ご自身が選択された保障額・掛金、および、その他の商品内容がニーズ(ご意向)に合致しているか、お申込み前に必ずご確認ください。

### 1.この保険の特徴

- この保険は、全国町村会を契約者とし、加入団体に所属する職員とその配偶者・子ども、あるいは加入団体を退職された方とその配偶者のうち、希望される方にご加入いただく団体保険です。
- ご加入者(被保険者)の死亡・高度障がいに対する保障を確保できます。
- 災害割増特約により、ご加入者(被保険者)の不慮の事故による死亡・高度障がいに対する保障が充実しています。
- 保険期間1年の定期保険で、原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により継続してご加入いただくことができます。
- 掛金は毎年算出し、更新日から適用します。掛金は更新時の保険年齢等により変更します。
- 受取人の希望により、保険金を一時金として受取るだけでなく、年金として受取ることもできます。
- 更新日には、加入保険金額を増額あるいは減額いただくことができます。(ただし増額される場合には、「申込書兼告知書」裏面に記載の質問事項に対する答えが全て「いいえ」となる必要があります。)

### しくみ図(イメージ)



### 2.主な保障内容と保障額

以下の場合に、保険金をお支払いします。

#### 【主契約】

死亡保険金	保険期間中に、死亡された場合
高度障がい保険金	保険期間中に、加入日(*)以後の病気またはケガによって、所定の高度障がい状態になられた場合

※死亡保険金・高度障がい保険金のいずれかのお受取りがある場合、保障は終了します。死亡保険金と高度障がい保険金は、重複してお受取りになれません。

#### 【災害割増特約】

災害保険金	保険期間中に、加入日(*)以後の所定の不慮の事故によるケガにより、その事故の日から180日以内に死亡された場合、または加入日(*)以後に発病した所定の感染症により死亡された場合
災害高度障がい保険金	保険期間中に、加入日(*)以後の所定の不慮の事故によるケガにより、その事故の日から180日以内に所定の高度障がい状態になられた場合、または加入日(*)以後に発病した所定の感染症により所定の高度障がい状態になられた場合

(\*)保障額を増額する場合、増額部分については、加入日を増額日と読替えます。

※災害割増特約のお受取りに関する制限につきましては、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

※保障額の詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

### IV. 給付金のご請求について

- 給付金の支払事由が生じたときは、すみやかに保険契約者へご連絡ください。
- 請求書類は、保険契約者である団体に用意してあります。保険契約者を経由して当社へご提出ください。
- 請求書類は、次のとおりです。
  - ・当社所定の『給付金請求書』
  - ・国内の病院または診療所の場合
    - － 当社所定の様式による『入院・手術・3大疾病診断書(証明書)』または所定の要件を満たした診断書

ただし、入院給付金または手術給付金を請求する場合は、以下の条件に該当する場合、『入院・手術・3大疾病診断書(証明書)』に代わり、『治療内容報告書』と『領収証のコピー』をあわせてご提出いただくことでご請求いただけます。

- (1)入院給付金をご請求いただく場合
  - ・入院日数が30日以下、または給付金額が10万円以下であること。
  - ・すでに退院していること。
  - ・病気による入院の場合、ご加入(増額)から2年経過後の入院であること。
- (2)手術給付金をご請求いただく場合
  - ・受けられた手術が1回のみであること。
  - ・病気による手術の場合、ご加入(増額)から2年経過後の手術であること。

#### ＜以下の場合は当社所定の『入院・手術・3大疾病診断書(証明書)』のご提出が必要です。＞

- ・先進医療または放射線治療を受けられた場合。
  - ・労災保険や自賠責保険等の対象となり領収証に手術料の記載がない(健康保険の対象外)が、医科診療報酬点数表で手術料の算定対象として列挙されている手術を受けられた場合。
- ※なお、ご提出いただいた『治療内容報告書』にて、お支払可否が判断できない場合は、当社所定の『入院・手術・3大疾病診断書(証明書)』をご提出いただく場合があります。

- ・不慮の事故を原因とする場合
  - － 事故状況報告書
  - － 交通事故による場合、自動車安全センター発行の交通事故証明書(ただし、入院給付金のみのご請求で、入院日数20日未満かつ退院後の請求の場合は省略可)

- ・海外の病院または診療所の場合
  - － 入院もしくは手術、放射線治療を受けられたとき、海外の医療施設が証明する診断書 ※診断書の和訳文も添付願います。
  - － 不慮の事故を原因とする場合には、不慮の事故であることを証明する書類

#### ＜ご注意＞

- 給付金の請求は、支払事由発生時から3年間をすぎますと、その権利がなくなります。
- ご請求があった場合で、当社が必要と認めるときには事実の確認を行い、また給付金の請求について当社の指定する医師に診断を行わせることがあります。

### V. 法令等の改正に伴う変更について

この保険契約の支払事由、保険料その他この保険契約の内容(以下「支払事由等」といいます。)にかかわる法令等の改正による公的医療保険制度等の改正があり、その改正がこの保険契約の支払事由等に影響を及ぼすと引受保険会社が認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この保険契約の支払事由等を変更することがあります。

### VI. 当社からのお願い

被保険者の改姓・ご家族の異動などの場合には、すみやかに保険契約者を経由して当社へお知らせください。

### VII. 個人情報の取扱いについて

この保険契約の運営にあたっては、保険契約者(以下、団体といいます。)および団体所属の事業所等(加盟企業・子会社等を含みます。以下同じ。)は加入対象者の個人情報(氏名・性別・生年月日・健康状態等)を取扱い、団体が保険契約を締結した引受保険会社へ提出します。団体・事業所等は、この保険契約の運営において入手する個人情報を、この保険契約の事務手続きのため使用します。引受保険会社は受領した個人情報を各種保険の引受け・継続・維持管理、給付金等の支払い、その他保険に関連・付随する業務のため利用し、また、団体・事業所等への目的の範囲内で提供します。また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き団体・事業所等および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。なお、引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。なお、団体等がこの保険契約の事務を委託する場合には、当該事務の受託会社も団体等と同様に個人情報を取扱います。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

### 別表1 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

1. 健康保険法
2. 国民健康保険法
3. 国家公務員共済組合法
4. 地方公務員等共済組合法
5. 私立学校教職員共済法
6. 船員保険法
7. 高齢者の医療の確保に関する法律

### 別表2 対象となる異常分娩

対象となる異常分娩とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものに伴う分娩とし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
妊娠、分娩および産じょく<褥>における浮腫、たんぱく<蛋白>尿および高血圧性障がい	O10～O16
主として妊娠に関連するその他の母体障がい	O20～O29
胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題	O30～O48
分娩の合併症	O60～O75
分娩(単胎自然分娩(O80)を除きます。)	O81～O84
主として産じょく<褥>に関連する合併症	O85～O92
その他の産科的病態、他に分類されないもの	O94～O99

### 別表3 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとし、(1)医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所(患者を入院させるための施設と同等の施設を有する柔道整復師法に定める施術所において、四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に關し施術を受ける場合には、その施術所を含みます。)、ただし、手術給付金および放射線治療給付金については、患者を入院させるための施設を有しないものを含みます。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。(2)前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

### 別表4 医科診療報酬点数表

「医科診療報酬点数表」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

### 別表5 歯科診療報酬点数表

「歯科診療報酬点数表」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。

### 別表6 対象となる先進医療

「先進医療」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、平成18年9月12日厚生労働省告示第495号「厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養」の規定に基づき、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの)に限ります。)をいいます。

### 備考

1. 骨髄幹細胞の採取術  
「骨髄幹細胞の採取術」とは、組織の機能に障がいがある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした骨髄からの骨髄幹細胞の採取術をいい、末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞の採取術を含みます。ただし、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受取者が同一人となる自家移植の場合を除きます。

2. 骨髄移植術  
「骨髄移植術」とは、組織の機能に障がいがある者に対し組織の機能の回復または付与を目的として骨髄幹細胞を輸注することをいい、末梢血幹細胞移植および臍帯血幹細胞移植についても骨髄移植とみなします。ただし、移植はヒトからヒトへの同種移植に限り、異種移植は含みません。

日本生命保険相互会社  
企業保険サービス課  
平成24年8月3日  
K2012-252

## 特にご注意いただきたい事項【注意喚起情報】

### 団体定期保険（災害関係特約付）

この「注意喚起情報」は、ご加入（\*）のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。また、お支払事由等および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、パンフレット・「契約概要」・「正しく告知いただくために」等を必ずご参照ください。

（\*）保障額を増額する場合、増額部分については、ご加入を増額、加入日を増額日と読替えます。

#### 1.クーリング・オフ

- この保険契約は、全国町村会を契約者とする保険契約であり、ご加入（\*）のお申込みにクーリング・オフの適用はありません。

#### 2.告知に関する重要事項

- 「申込書兼告知書」に記載の「質問事項」に対する答えが全て「いいえ」となる方のみご加入（\*）いただくことができます。
- ご加入者（被保険者）となられる方は、ご自身の健康状態等について「質問事項」に対する答えが全て「いいえ」となるかどうかをご確認いただけます。
- 「申込書兼告知書」にて被保険者となられる方ご本人が、ご自身の健康状態等について事実のありのままを、正確にもれなく告知してください。（これを告知義務といいます。）
- 引受保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）、団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことになりません。必ず「申込書兼告知書」にて告知してください。
- 告知義務に違反された場合は、ご加入（\*）を解除させていただきます。保険金・給付金をお支払いできないことがあります。
- 後日、保険金・給付金をご請求の際に、告知内容等を確認させていただくことがあります。  
※告知に関しては、「正しく告知いただくために」にて必ず詳細をご確認ください。

#### 3.責任開始期

- 引受保険会社にご加入（\*）を承諾した場合、所定の加入日（\*）から保険契約上の責任を負います。  
ただし、被保険者の数が引受保険会社の定める数に満たない場合は、保険契約は効力を発生しません。（更新できません。）  
※所定の加入日（\*）については、「申込書兼告知書」・「申込書（退職者用）」、またはパンフレット等に記載された「効力発生日」です。
- 引受保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）には、ご加入（\*）を承諾する権限がありません。

#### 4.保険金・給付金をお支払いしない場合等

- 次のような場合、保険金・給付金をお支払いしないことがあります。  
例えば、  
(1) 次のいずれかにより保険金・給付金の支払事由に該当した場合  
主 加入日（\*）からその日を含めて1年以内の被保険者の自殺によるとき  
契 保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意によるとき  
約 戦争その他の変乱によるとき  
一 被保険者の所定の危険職務または危険競技（練習を含みます。）を原因とする事故によるとき（注1）  
災 保険契約者、被保険者、保険金・給付金受取人の故意または重大な過失によるとき  
害 被保険者の犯罪行為によるとき  
関 被保険者の精神障がいの状態を原因とする事故によるとき  
係 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき  
特 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき  
約 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき  
※ 一 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によるとき  
(2) 高度障がい状態等の原因となる傷病等が加入日（\*）前に生じている場合  
・高度障がい保険金や特約の保険金・給付金のお支払いは、その原因となる傷病や不慮の事故等が加入日（\*）以後に生じた場合に限り  
(3) 告知義務違反による解除（注2）の場合  
・引受保険会社が告知を求めた事項について保険契約者または被保険者から告知していただいた内容が、故意または重大な過失によって事実と相違し、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が告知義務違反により解除されたとき  
(4) 詐欺による取消（注2）の場合  
・保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消されたとき（この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。）  
(5) 不法取得目的による無効（注2）の場合  
・保険契約者または被保険者に保険金・給付金の不法取得目的があつて、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が無効とされたとき（この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。）  
(6) 保険契約が失効（注2）した場合  
・保険契約者から保険料の払込みがなく、この保険契約が効力を失ったとき  
(7) 重大事由による解除（注2）の場合  
次のような事由に該当し、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が解除されたとき  
ただし、以下の③の事由にのみ保険金受取人だけが該当した場合で、複数の保険金受取人のうちの一部の保険金受取人が以下の③の事由に該当したときに限り、保険金のうち、その保険金受取人にお支払いすることとなっていた保険金を除いた額を、他の保険金受取人にお支払いします。

※災害関係特約とは、次の特約のことをいいます。  
・災害保障特約  
・傷害特約  
・災害割増特約  
・交通災害特約  
・労働災害保障特約

#### 3.掛金

- 掛金は、毎年の更新時に、ご加入者（被保険者）の加入状況等に基づき、契約（団体）ごとに算出し、変更します。  
※掛金の詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

#### 4.加入資格

- 本 人： 団体の所属員等で、年齢14歳6カ月超65歳6カ月以下の方。  
継続加入は、年齢85歳6カ月以下の方。
- 配 偶 者： 本人の配偶者で、年齢満16歳以上65歳6カ月以下の方。  
継続加入は、年齢85歳6カ月以下の方。
- こ ども： 本人の扶養するこどもで年齢2歳6カ月超22歳6カ月以下の方。  
※配偶者・こどものみで加入することはできません。  
※年齢は効力発生日現在の年齢です。  
※加入資格の詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

#### 5.保険期間

- 保険期間は効力発生日～令和3年12月31日までです。以降は毎年1月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。  
※実際に加入される方の保険期間、更新の条件の詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

#### 6.受取人

- 受取人の詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

#### 7.配当金

- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。配当金のお受取りがある場合、実質負担額（年間払込掛金から配当金を控除した金額）が軽減されます。  
※ご加入や脱退の時期等により配当金をお受取りにならない場合があります。

#### 8.脱退による払戻金

- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

#### 9.制度運営および引受保険会社

- 当制度は、契約者である団体が生命保険会社と締結した団体定期保険契約に基づいて運営します。  
※引受保険会社の詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

#### 10.ご相談窓口等

- お手続きや当制度の内容に関するご照会につきましては、係の方までお問合せください。  
また、募集期間中のお申込み手続きや当制度の内容に関するご照会につきましては、パンフレット等に記載のニッセイ団体保険コールセンターまでご連絡ください。  
なお、募集期間後の引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じくパンフレット等に記載の日本生命窓口までご連絡ください。
- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。  
（「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/> をご覧ください。）  
なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

- ①保険契約者、被保険者(死亡保険金の場合は被保険者を除きます。)または保険金・給付金受取人が保険金・給付金(死亡保険金の場合は、他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。)を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたとき  
 ②この保険契約の保険金・給付金の請求に関し、保険金・給付金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があったとき  
 ③保険契約者、被保険者または保険金・給付金受取人が、次の(ア)～(オ)のいずれかに該当するとき  
 (ア)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること  
 (イ)反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること  
 (ウ)反社会的勢力を不当に利用していると認められること  
 (エ)反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること  
 (オ)その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること  
 ④上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または保険金・給付金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき  
 (注1)交通災害特約が付保されている場合のみとなります。(注2)解除、取消、無効または失効の場合、ご加入を継続できません。

## 5.この保険契約から脱退いただく場合

- 本人(主たる被保険者)が加入資格を失われた場合には、保険期間の途中であってもその日にこの保険契約から脱退となります。
- 本人の配偶者・子どもが加入されている場合、配偶者は次の①または②に定める日、子どもは次の①または③に定める日にこの保険契約から脱退となります。
  - ①本人の脱退日・死亡日、本人について高度障がい保険金が支払われた場合には、本人が高度障がい状態に該当された日
  - ②加入資格を失われた日
  - ③更新日に子どもが加入資格を失われている場合はその更新日の前日
- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。
- 脱退後の保障を必要とされる方は、2年を超えて継続して被保険者であった場合、所定の条件のもと新たな告知や診査等を省略して個人保険に加入できます。詳細は、申込締切日までに係の方までお問合せください。

## 6.制度内容の変更

- 団体の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、保険料率や付保特約、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

## 7.共同取扱契約

- この団体定期保険契約が共同取扱契約の場合(この団体定期保険契約を複数の引受保険会社でお引受けしている場合は、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。)

## 8.生命保険契約者保護機構

- 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金額・給付金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、保険金額・給付金額等が削減されることがあります。
- 保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。  
 (お問合せ先) 生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820  
 月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～午後5時  
 ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

## 9.保険金・給付金のお支払いに関する留意事項

- お支払事由が発生する事象、保険金・給付金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等については、パンフレット等に記載しておりますので、ご確認ください。なお、保険金・給付金のご請求は、団体経由で行っていただく必要があります。ご請求に応じて、保険金・給付金をお支払いする必要がありますので、保険金・給付金のお支払事由が生じた場合だけでなく、保険金・給付金のお支払いの可能性があると思われる場合や、お支払いに関してご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに団体のご相談窓口にご連絡ください。
- 保険金・給付金のお支払事由が生じた場合、ご加入の契約内容によっては、他の保険金・給付金等のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 保険金・給付金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等の事例については、以下のニッセイのホームページをご参照ください。(https://www.nissay.co.jp/hojin/oshirase/hokinuketori/)

## 10.ご相談窓口等

- お手続きや当制度の内容に関するご照会につきましては、係の方までお問合せください。また、募集期間中のお申込み手続きや当制度の内容に関するご照会につきましては、パンフレット等に記載のニッセイ団体保険コールセンターまでご連絡ください。なお、募集期間後の引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じくパンフレット等に記載の日本生命窓口までご連絡ください。
- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/> をご覧ください。)
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

## 【ご加入の生命保険をご活用いただくために】

### ご加入の商品と保障内容をお受取人の方へお伝えください！

#### 【商品ごとの保障内容】

商品ごとの保障内容(お受取の対象となる保険金・給付金)については、下表のとおりです。なお、保障内容の詳細については、加入勧奨パンフレットや【契約概要】「主な保障内容」をご参照ください。

保 障 内 容		団体定期保険	総合医療保険(団体型)
死亡保険金	被保険者が死亡された場合	○	
災害保険金	被保険者が不慮の事故または所定の感染症により死亡された場合	○	
高度障がい保険金	被保険者が所定の高度障がい状態になられた場合	○	
災害高度障がい保険金	被保険者が不慮の事故または所定の感染症により所定の高度障がい状態になられた場合	○	
入院給付金	被保険者が病気や不慮の事故により所定の入院をされた場合		○
入院療養給付金	被保険者が入院給付金の支払対象となる所定の入院をされた場合		○
手術給付金	被保険者が「公的医療保険制度」の対象となる所定の手術を受けられた場合		○
放射線治療給付金	被保険者が所定の放射線治療を受けられた場合		○

複数の保険金・給付金をお受取りいただける可能性がございます。以下は代表的な事例となりますので、ご請求に際してはご請求もれのないよう、ご加入の商品ごとの保障内容を十分にご確認ください！  
 ※保険金・給付金のご請求手続きは、ご加入の商品ごとに必要となります。

#### 【事例】 病気や不慮の事故が原因で所定の入院をされた場合

たとえば・・・こんな事例の場合  
 A病院にて入院の後、手術のためB病院へ転院した。その後経過良好につきB病院を退院した。

転院により複数の病院でそれぞれ2日以上入院をされた場合、最後のB病院での入院についてのみ入院給付金をご請求され、他の入院について請求を失念されるケースが見られます。転院前のA病院での入院期間(2日以上)についても入院給付金をお受取りいただける可能性がございます。

#### 【事例】 手術をされた場合

たとえば・・・こんな事例の場合  
 入院を伴わない手術は支払いの対象にならないと思い、手術給付金の請求をしなかった。

総合医療保険(団体型)では、入院期間を問わず、「公的医療保険制度」の対象となる手術等を受けられた際には、手術給付金をお受取りいただける可能性がございます。

#### 【事例】 放射線治療を受けられた場合

たとえば・・・こんな事例の場合  
 放射線治療を受けた。

総合医療保険(団体型)では、「公的医療保険制度」の対象となる放射線治療等を受けられた際には、放射線治療給付金をお受取りいただける可能性がございます。

上記内容は、給付金等を適切にお受取りいただくためにご確認ください。代表的な事例をあげたものです。保険金・給付金等のお受取りについては所定の要件を満たす必要がありますので、保障内容の詳細は必ず加入勧奨パンフレットや【契約概要】「主な保障内容」をご参照ください。

# 正しく告知いただくために

- ◆任意生命保険および任意医療保険は、加入される方が掛金を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態のよくない方等が無条件にご加入されると、掛金負担の公平性が保たれません。
- ◆任意生命保険および任意医療保険への新たなご加入もしくは保険金額等の増額のお申込みをお引受けできるのは、「申込書兼告知書」裏面に記載の「質問事項」に対する答えが全て「いいえ」となる方です。  
以下に、被保険者となられる方に正しく告知いただくための重要な事項について記載しておりますので、お申込みいただく前に必ずご確認ください。

## 1 健康状態等について、被保険者ご本人がありのままを告知してください。(告知義務)

- 申込日現在および過去の健康状態等について、事実をありのままお知らせいただくことを「告知」といいます。
- この保険に新たにご加入もしくは保険金額等の増額をお申込みいただく際には、加入申込者ご本人に「申込書兼告知書」の裏面に記載されている「質問事項」について、告知いただく義務（告知義務）があります。
- 過去の傷病歴（傷病名・手術の有無、治療期間等）、現在の健康状態等について、「申込書兼告知書」でおたずねすることを十分確認のうえ、「質問事項」に対する答えが全て「いいえ」となる場合のみ、お申込みください。
- 告知にあたり、生命保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）が、傷病歴や健康状態等について、事実を告知いただかないよう依頼や誘導をすることはありません。

## 2 生命保険会社の職員等に口頭でお伝えいただいただけでは、告知されたことになりません。

- この保険は、「申込書兼告知書」をご提出いただくことで、健康状態等について「告知」いただくこととなります。
- 告知をお受けできる権限（告知受領権）は、生命保険会社が有しています。必ず「申込書兼告知書」にて告知いただくようお願いいたします。
- 生命保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）・団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことになりませんので、ご注意ください。

## 3 傷病歴等があった場合でも、全てのご加入・増額等のお申込みをお断りするものではありません。

- 「質問事項」には過去の傷病歴等について記載しておりますが、質問事項に記載の「医師の治療・投薬」には、次のもの（\*）は含まれませんので、傷病歴等があった場合でも、すべてのご加入・増額等のお申込みをお断りするものではありません。  
詳細については、「6『申込書兼告知書』の質問事項とその補足説明」を合わせてご確認ください。
- （\*）医師の治療・投薬には、一過性の軽微な疾患（かぜ、アレルギー性鼻炎、歯治療）、妊娠（正常）、手足の骨折によるものは含まれません。

## 4 告知義務に違反された場合は、ご加入・増額等のお申込内容を解除させていただき、保険金等をお支払いできないことがあります。

- 告知いただく事項は、「申込書兼告知書」裏面に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知いただけなかったり、事実と異なることを告知された場合、責任開始日から1年以内であれば、生命保険会社は「告知義務違反」としてお申込みいただいた内容を解除することがあります。（\*）
- 責任開始日から1年を経過していても、保険金等のお支払事由が1年以内に発生していた場合には、お申込みいただいた内容を解除することがあります。
- お申込みいただいた内容を解除した場合には、保険金等のお支払事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、すでにお申込みいただいた掛金は払戻しません。（ただし、保険金等のお支払事由発生が解除の原因となった事実にもとづかない場合には、保険金等のお支払いをいたします。）
- （\*）告知にあたり、生命保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）が、傷病歴や健康状態等について告知をすることを妨げた場合、告知をしないことを勧めた場合、または事実と異なることを告げることを勧めた場合、生命保険会社はお申込みいただいた内容を解除することはできません。  
こうした、生命保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）の行為がなかった場合でもご契約者または被保険者が、生命保険会社が告知を求めた事項について、事実を告知しなかったかまたは事実と異なることを告知したと認められる場合、生命保険会社は、お申込みいただいた内容を解除することがあります。
- 「告知義務違反」としてお申込内容を解除させていただく場合以外にも、保険金等をお支払いできないことがあります。  
たとえば、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、上記にかかわらず、詐欺による取消を理由として、保険金等をお支払いできないことがあります。この場合、すでにお申込みいただいた掛金は払戻しません。また、高度障がい保険金、災害保険金、給付金等については、原因となる傷病や不慮の事故等が責任開始日前に生じている場合は、その傷病や不慮の事故等について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません。  
ただし、任意医療保険の給付金等のお支払いにあたっては、責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したとき、手術を受けたとき等は、告知義務違反等によりご契約または特約が解除される場合を除き、その入院・手術等は責任開始日以降の原因によるものとみなします。

## 5 後日、告知内容等を確認させていただくことがあります。

- 生命保険会社の職員または生命保険会社で委託した者が、保険金等のご請求の際、お申込内容、告知内容、請求内容について、確認させていただくことがあります。また、被保険者を診察した医師等に対し、病状等について照会・確認させていただくことがあります。

## 6 「申込書兼告知書」の質問事項とその補足説明

- 新規加入・増額する申込者それぞれがパンフレット等に記載の加入資格を満たしていること、および「申込書兼告知書」の裏面（※）に記載されている質問事項をご確認のうえ、告知ください。  
（※）「申込書兼告知書」によっては、質問事項が裏面ではなく表面に記載されている場合もあります。
- 主たる被保険者（本人）が新規加入・増額する申込者の告知内容（質問事項に対する答え）をとりまとめのうえ、「申込書兼告知書」の該当箇所にとりまとめ結果を記入のうえ、ご提出ください。
- 「申込書兼告知書」をご提出いただく際には、加入勧奨時に通知・配付された説明資料等に記載された重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」を含む）、医療保障保険契約内容登録制度ならびに個人情報の取扱い等を必ずご確認ください。告知内容が事実と相違ないことを確認のうえ、「申込印（告知印）」欄に押印ください。
- 「申込書兼告知書」に記載の「質問事項」は以下のとおりです。

### 【質問事項】

#### 任意生命保険（団体定期保険）

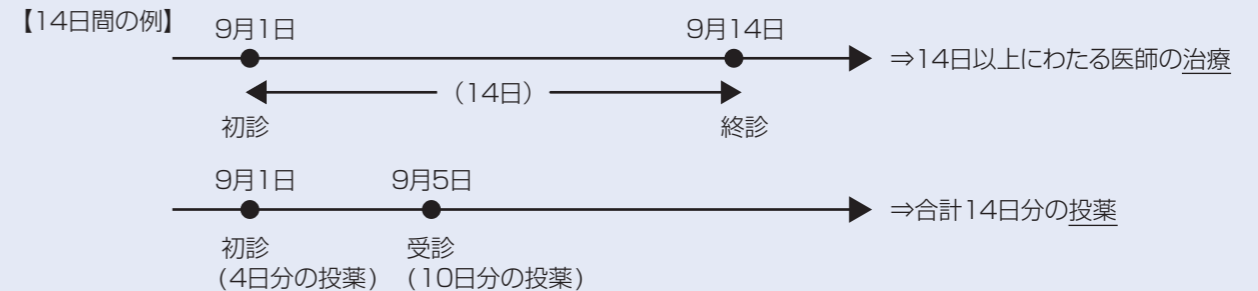
- （ア）申込日現在、職員は健康上の理由で就業制限（\*1）を受けていますか。  
（配偶者および子どもは、申込日から過去3カ月以内に、医師の治療・投薬（\*2）を受けたことがありますか。）
- （イ）申込日から過去1年以内に、病気またはけがで手術を受けたこと、連続14日以上入院をしたことがありますか。
- （ウ）申込日から過去1年以内に、病気またはけがで、14日以上にわたり（\*3）医師の治療・投薬（\*2）を受けたことがありますか。

#### 任意医療保険（総合医療保険（団体型））

- （ア）申込日から過去3カ月以内に、医師の治療・投薬（\*2）を受けたことがありますか。
- （イ）申込日から過去5年以内に、病気またはけがで手術を受けたことがありますか。
- （ウ）申込日から過去5年以内に、病気で連続7日以上入院もしくは7日以上にわたり（\*4）医師の治療・投薬（\*2）を受けたことはありますか。

### 【補足説明】

- \*1 「就業制限」とは、勤務先または医師等により欠勤（公休・普通休暇等によるものも含む）を指示されている場合などをいいます。
- \*2 「医師の治療・投薬」とは、医師による治療・投薬のほか、診察・検査・指示・指導を含みます。  
（注）一過性の軽微な疾患（かぜ、アレルギー性鼻炎、歯治療）、妊娠（正常）、手足の骨折によるものは含まれません。
- \*3 「14日以上にわたり」とは、初診から終診までの期間が14日以上の場合をいいます。  
たとえば、受診は2日でも、その間が14日以上の場合や、合計14日分以上の投薬を受けた場合は、「14日以上」となります。
- \*4 「7日以上にわたり」とは、初診から終診までの期間が7日以上の場合をいいます。  
たとえば、受診は2日でも、その間が7日以上の場合や、合計7日分以上の投薬を受けた場合は、「7日以上」となります。



○なお、以下のような場合は告知事項に当てはまりませんので、質問事項に記載の内容からは除かれます。

- ・医師の指示ではなく、自分で市販のかぜ薬を服用した
- ・健康増進のため、ビタミン剤を飲んでいる
- ・歯科医師による虫歯の治療、抜歯を受けた
- ・妊娠（正常）で入院した

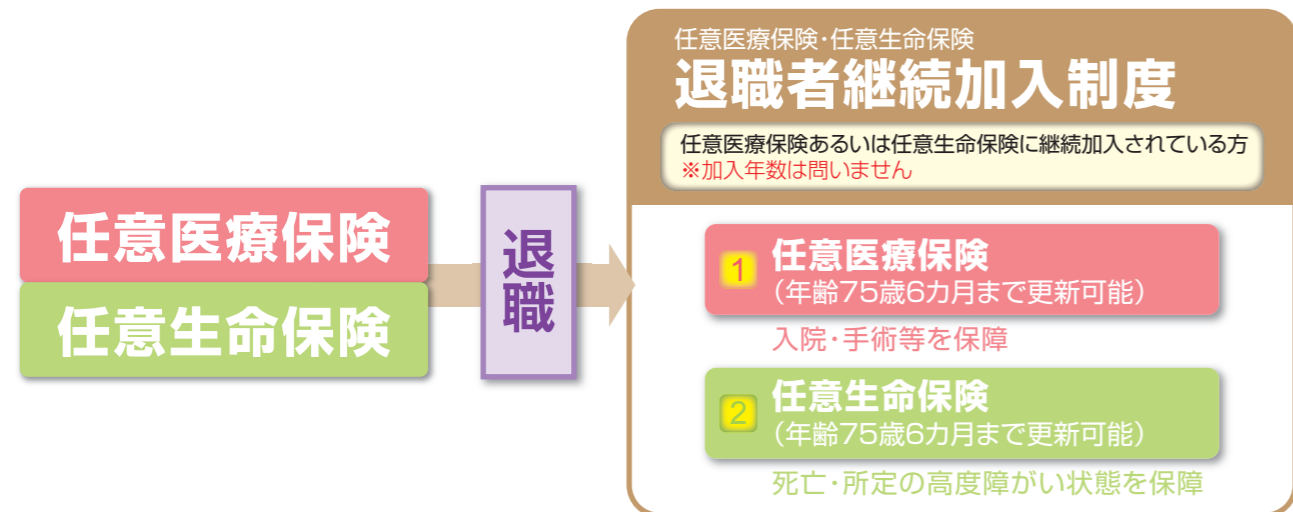
- 「申込書兼告知書」等への記入の有無にかかわらず、当社で保有するお客様情報により、ご加入もしくは増額等をお断りすることがあります。



# 退職者継続加入制度 〔任意医療保険・任意生命保険〕

●退職後加入者の事務は事務代行会社(株式会社日本共同システム)への外部委託(退職者直轄制度)となっております。

## 退職後における制度の取扱いについて 〈退職後に継続してご加入になれる制度〉



### 退職者継続加入制度について (任意医療保険・任意生命保険)

- 入院給付金日額・保険金額は、退職直前に加入していた金額以下で選ぶことができます。
- 退職者継続加入制度への移行時およびその後の更新時に入院給付金日額・保険金額を増額することはできません。

## 加入資格

### 1 任意医療保険

任意医療保険に加入されていた職員・配偶者の方は、退職後も「任意医療保険 退職者継続加入制度」に年齢75歳6カ月まで継続加入できます。(S20.7.2以降生まれの方)  
ただし、配偶者のみで継続加入することはできません。  
本人が令和2年1月1日以降に加入団体を退職後、令和2年12月31日まで任意医療保険に引き続き加入中である場合、そのごどもは令和2年12月31日までの加入となります。  
※本人が退職後、本人・配偶者・ごどもの新規加入・増額はできません。  
※詳細は係の方までお問合せください。

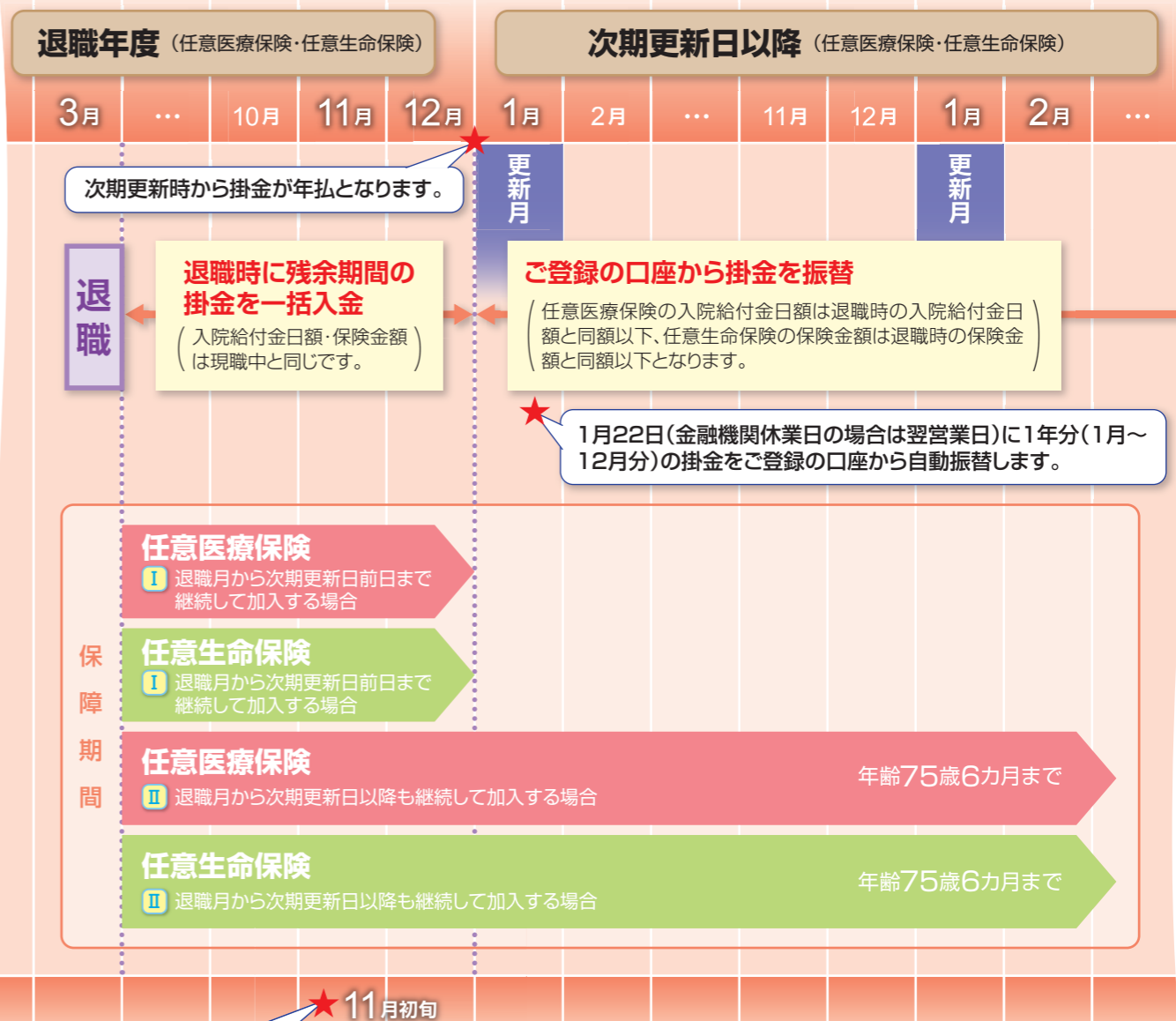
### 2 任意生命保険

任意生命保険に加入されていた職員・配偶者の方は、退職後も「任意生命保険 退職者継続加入制度」に年齢75歳6カ月まで継続加入できます。(S20.7.2以降生まれの方)  
ただし、配偶者のみで継続加入することはできません。  
本人が令和2年1月1日以降に加入団体を退職後、令和2年12月31日まで任意生命保険に引き続き加入中である場合、そのごどもは令和2年12月31日までの加入となります。  
※本人が退職後、本人・配偶者・ごどもの新規加入・増額はできません。  
※詳細は係の方までお問合せください。

## 退職時のお取扱い ① 任意医療保険 ② 任意生命保険 共通項目

退職月から次期更新日(1月1日)以降も継続してご加入を希望される方は、退職時に退職翌月から次期更新日前月(当年12月)までの残余期間の掛金を一括でご入金いただくとともに、「退職者継続加入通知書兼預金口座振替依頼書」を11月初旬までに係の方へご提出ください。

(例) 3月末日をもって退職され、退職後も継続してご加入を希望された場合



●「退職者継続加入通知書兼預金口座振替依頼書」のご提出のタイミングにより、口座振替および「申込書(退職者用)」の印字がされる場合とされない場合があります。

	提出時期	口座振替	「申込書(退職者用)」の印字
①	7月末	○	○
②	8月以降11月初旬	○	×
③	11月初旬以降	×	×

※上記の「提出時期」において、いずれも生命保険会社での受付・手続きが完了している必要があります。  
※②(8月以降11月初旬)、③(11月初旬以降)の場合は、以下の書類を必ずセットでご提出する必要があります。

	提出書類	記入内容等
1	退職者継続加入通知書兼預金口座振替依頼書	記入・(金融機関お届け印)押印
2	申込書兼告知書	加入区分「脱退」に○印、申込印を押印
3	申込書(退職者用)	白紙に必要事項を記入・押印(同額または減額のみ)

●退職者継続加入の意思がありながら、申込締切日(11月初旬)に間に合わなかった方や締切日以降に退職された方は、各加入団体から掛金が徴収されます。申込締切日(11月初旬)以降、年度内に「退職者継続加入通知書兼預金口座振替依頼書」を提出された方は、翌年度から退職者直轄扱として取扱われますが、口座振替は翌々年度からになります。



全国町村会のみなさまへ



(企業保険商品付帯サービス)のご案内

任意医療保険・任意生命保険  
[総合医療保険(団体型)・団体定期保険]  
ご加入者特典!

N-コンシェルジュは、対象商品のご加入者のみなさまがご利用になれるサービスです。健康管理から趣味に至るまで豊富なメニューをご用意。

### 生活に役立つ情報・特典がいっぱい!!

#### 1 ベネフィットN



生活、レジャー・エンタメ、グルメ等の豊富なメニューを優待価格でご利用になれます

#### 2 バリューサービス



日本生命グループおよび提携先より、各種商品・サービスを期間限定で特別優待価格にてご提供します。

#### 3 ヘルスケアサポート



健康、介護、メンタルヘルスに関してのご相談を専門家がお受けいたします。ご加入者のみならず、同居のご家族も無料でご利用になれます。

コンビニ商品  
が当たる!

### N-コンシェルジュ 利用者限定キャンペーン 開催中!

10月



11月



12月



1月



※キャンペーンは予告なく変更または中止する場合がございます。 ※キャンペーンの応募期間等の詳細は、N-コンシェルジュのサイト内でご確認ください。

### N-コンシェルジュへのアクセス方法は簡単!!

【URL】 <https://nlp.smktg.jp/public/seminar/view/55>

「お気に入り」に登録されたみなさまへ

ログイン後のTOPページを「お気に入り(ブックマーク)」に追加されると、再アクセス時にログイン画面が表示されず、ログインIDには「zenkokuchouson」を入力してください。



#### 【ご留意点】

●「N-コンシェルジュ」(加入者向けサービス)をご利用になれるのは、日本生命対象商品にご契約されている団体の加入者となります。新規に加入された場合、加入月(効力発生日)の第4日曜日の翌日午前8時からご利用可能です。ご加入日はパンフレットをご確認ください。なお、お手続き状況によっては、ご利用が1カ月遅れる場合がございます。 <対象商品> 所定の要件を満たす(新)団体定期保険、総合医療保険(団体型)、3大疾病保障保険(団体型)、または団体長期障害所得補償保険 ●「ヘルスケアサポート」は、加入者の同居の家族もご利用になれます。 ●「N-コンシェルジュ」の特典である商品・サービスのうち、各提携先が提供する商品・サービスのご利用に関して生じた損害について、日本生命は責任を負いません。 ●12月31日～1月3日、5月3日～5月5日、3月・6月・9月・12月の25日直前の日曜日は定期メンテナンスのため、当サービスはご利用できません。定期メンテナンス日以外も、定期または不定期にご利用を停止する場合があります。 ●記載の情報は、2019年3月現在の情報です。サービスは予告なく、変更または終了する場合があります。

## ベネフィットN のご紹介

お得な割引・特典がいっぱい!

生活、レジャー・エンタメ、グルメ等の豊富なメニューを優待価格でご利用になれます

#### 宿泊

### ベネフィット・ステーション おもてなしの宿

優雅に楽しむくつろぎの空間 全国5施設  
くつろぎの部屋、きめ細やかなおもてなしと四季折々の自慢の料理を納得のプライスで! ご家族やお仲間との大切なひとときを、心ゆくまでお楽しみください。

#### ベネフィット・ステーション 蓼科の森

鳥の囀りと高原の爽やかな風に誘われ深呼吸を味わう贅沢な時間  
和室 素泊まり  
2名以上1室/お1人様 平日・休日  
**5,130円**  
※休前日・特定日は2食付のみ  
9,200円～12,970円

#### ベネフィット・ステーション 箱根宮城野

緑深い箱根の露天で思う存分温泉に戯れる  
和室 素泊まり  
2名以上1室/お1人様 平日・休日  
**5,630円**  
※休前日・特定日は2食付のみ  
10,050円～13,370円

#### グルメ

### 食バタイム



全国  
28,000店

最大  
50%  
Off

掲載の加盟店で20～50% off 等になるグルメクーポンサイト。



東京城豆腐



etc...

#### レジャー・エンタメ

映画

ミッドランドスクエア  
シネマ・ミッドランドシネマ名古屋空港  
共通映画鑑賞券  
1,300円

シネマイクスピアリ

映画鑑賞券  
1,300円

カラオケ

カラオケ本舗まねきねこ

最大  
500円  
off

カラオケルーム歌広場

最大  
30%  
off

最大  
30%  
off

最大  
30%  
off

最大  
30%  
off

#### カー

レンタカー  
ニッポンレンタカー

WEB申込で一般料金より  
20～55%OFF  
(※24時間利用の場合) 等

レンタカー  
タイムズカーレンタル

クーポンで一般料金より  
10～50%OFF



## バリューサービス のご紹介

日本生命ならではの!

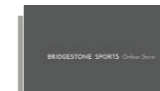
日本生命グループおよび提携先より、各種商品・サービスを期間限定で特別優待価格にてご提供!

H.I.S. ベネフィットデスク



・会員限定の商品・割引をご紹介!  
・添乗員同行ツアーに会員限定割引!  
・指定の駐車場を無料または優待価格にてご提供!

BRIDGESTONE SPORTS ゴルフアイテム



BRIDGESTONE SPORTSの直営オンラインストアです。TOUR B・Paradisoブランドなどの多彩なゴルフアイテムをご紹介しています。

## ヘルスケアサポート のご紹介

専門家がサポート!

あなたのお悩み・・・ **健康** **介護** **メンタルヘルス** **育児** **禁煙** など

お電話やメール等でいつでもご相談になれます!

任意医療保険

任意生命保険

任意医療保険

任意生命保険

# 任意収入補償保険のご案内

【団体長期障害所得補償保険】

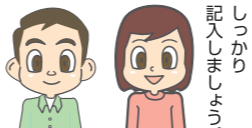
## 健康状態告知についてのご案内

健康状態告知書質問事項回答欄の記入にあたり重要な事項

告知の内容が正しくないと、ご契約が解除され保険金をお支払いできない場合があります。以下の説明をすべてご確認・ご理解のうえ正しい告知をお願いします。なお、被保険者ご本人とは、加入申込書の被保険者欄に記載された方をいいます。

### 1 告知の重要性

健康状態告知は公平な保険契約の引受判断のための重要な事項ですから、**必ず被保険者ご本人が、「事実を」「ありのまま」「もれなく」お答えください。**



しっかりと  
記入しましょう。

### 2 正しく告知しなかった場合の取扱い

告知する事項は加入申込書裏面「健康状態告知書質問事項」に記載しています。もし、故意または重大な過失によって、これらについて事実を告知しなかったり、事実と異なることを告知した場合、告知を受領した保険契約の保険期間の開始時(補償の開始時)(注)から1年以内であれば、引受保険会社は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります。

保険期間の開始時から1年を経過していても、告知のなかった事実、または告知の内容と異なる事実に基づく保険金支払事由が保険期間の開始時から1年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。また、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、保険期間の開始時からの経過期間に関係なく保険契約を「詐欺による取消し」とすることがあります。

(注)継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険期間の開始時となります。



正しく告知しないと、  
保険金を受け取れない  
場合もあるんだね。

告知義務違反により  
ご契約が解除された場合

○解除後の補償はなくなり、たとえ保険金支払事由が発生していても保険金をお支払いすることはできません。  
※ただし、「解除前に発生した保険金支払事由」と「解除の原因となった事実」との因果関係の有無によっては、保険金をお支払いすることがあります。

「詐欺による取消し」  
となった場合

○保険期間の開始時期から補償がなくなるため、たとえ保険金支払事由が発生していても保険金をお支払いすることはできません。  
○既に払い込んだ保険料は返還できません。

### 3 書面によるご回答のお願い

質問事項へのご回答は、保険会社の引受判断上、重要な事項のため、取扱代理店への口頭によるご回答ではなく、**書面にてご回答くださるようお願いいたします。**

※健康状態告知書質問事項回答欄は加入申込書の一部となっています。取扱代理店は保険契約の告知受領権を有していますが、取扱代理店に口頭でご回答されても告知をしたことになりませんのでご注意ください。



加入申込書の回答  
欄へ記入してくだ  
さい。

### 4 傷病歴等を告知した場合の取扱い

引受保険会社では、ご加入者間の公平性を保つため、お客さまのお身体の状態すなわち保険金等のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っています。

告知内容によってはご加入をお断りすることや**特定疾病等を補償対象外とする等の特別な条件を付けてお引き受けすることがあります**(傷病歴等がある方をすべてお断りするものではなく、また、傷病の状況によっては特別な条件を付けずにお引き受けできる場合があります)。

●傷病歴等を告知した場合の取扱い(加入条件について、告知の内容から、以下のいずれかとさせていただきます)

- 1 特別な条件なしでお引き受けします。
- 2 特定疾病等を補償対象外とする条件でお引き受けします。
- 3 お引き受けできませんのでご了承ください。



告知したら、  
契約はどうなるの？

### 5 告知内容を確認させていただく場合があります。

お申込み後または保険金請求の際、告知内容について確認させていただく場合があります。



告知内容を  
確認させて  
ください。

### 6 お客さまによるご契約内容の確認について

ご加入後、ご加入内容について記載した「加入者証」をご覧ください、告知内容に誤りがないかのご確認をお願いいたします。

※特定疾病等を補償対象外とする条件での加入については、加入申込書の健康状態告知書質問事項回答欄の記載によって決定されます(加入時に決定し、個別に引受保険会社から引受条件を通知するわけではありませんのでご注意ください)。  
※万一、告知内容が事実と異なる場合には、ただちに取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。



加入後の確認も  
大切なね。

をご説明します。

健康状態告知書質問事項回答欄を記入する前に必ずご覧ください。

※本紙はお客さまご自身で確認するための帳票です。ご提出の必要はありません。  
※「加入申込書コピー」と「健康状態告知についてのご案内」(本紙)、「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」はお客さまの控えとなりますので、大切に保管してください。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

団体長期障害  
所得補償保険

全力 サポート  
宣言

### 7 健康状態の告知が必要な方

健康状態告知書質問事項回答欄に回答いただく必要のある方は、以下のいずれかに該当する方です。

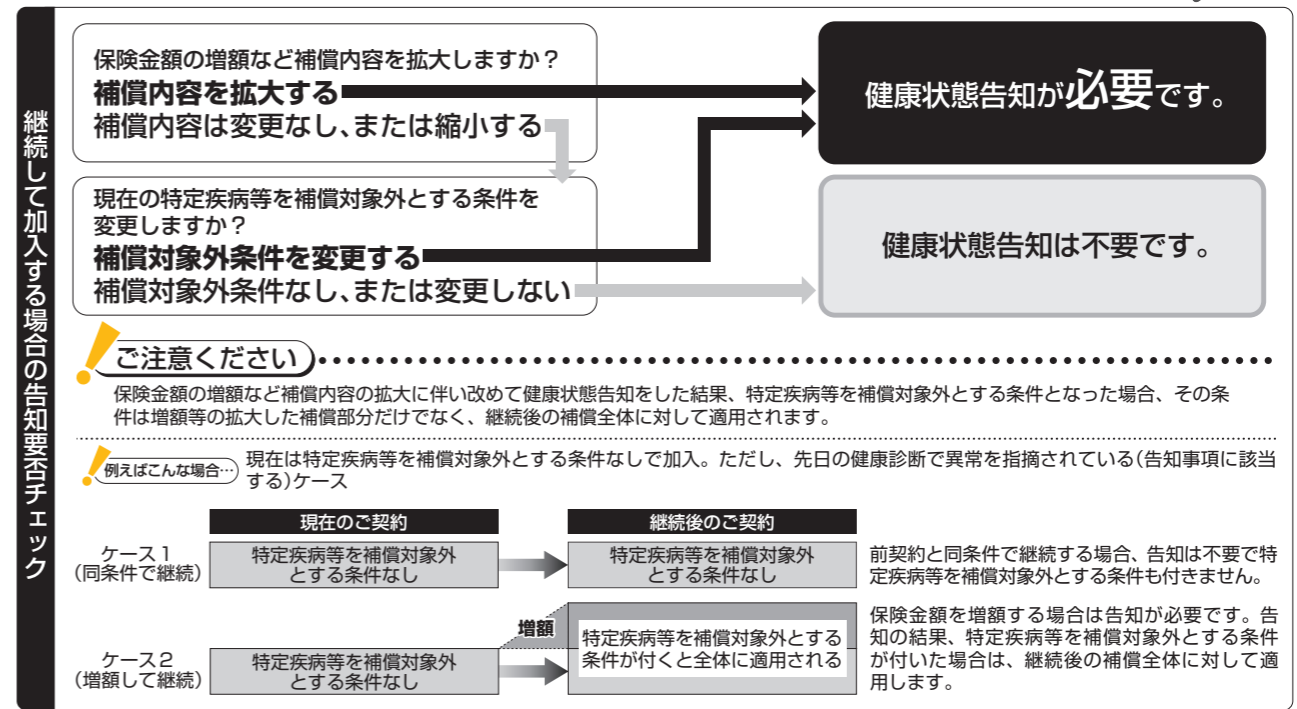
- 今回新たに加入する方
- 継続して加入する際に、補償項目の追加などの変更(注)をする方

(注)健康状態に関する告知の対象となる補償項目について、新たな補償を追加する場合、保険金額を増額する場合、てん補期間を延長する場合、特定疾病等を補償対象外とする条件を変更する場合などが該当します。

※前契約からすべての条件を変更することなく継続して加入する方は、新たに告知する必要はありません。



しっかりと確認して  
告知しないとな。



### 8 再告知の取扱い

特定疾病等を補償対象外とする条件で加入する方は、新たに告知しなおすこと(再告知)によって、継続後の加入条件を変更できることがあります。継続して加入する際には現在の加入条件をご確認ください。

【例えばこんな場合...】  
数年前に告知した際、健康状態告知書質問事項に該当したため特定疾病等を補償対象外とする条件となったが、その後一切病気をすることもなく健康を保ち、現時点で告知すればすべての告知回答が「いいえ」となるケース

※加入申込書の「特定疾病等対象外欄」の「疾病コード」欄に「A1」～「Y1」のコードが印字されている場合の補償対象外とする疾病の範囲は加入申込書裏面「健康状態告知書質問事項および健康状態告知書質問事項回答欄記入要領」または次ページ「健康状態告知書質問事項回答欄の解説」の「病気・症状一覧表の解説」をご参照ください。

※継続後の引受条件を変更する場合は、現在の引受条件にかかわらず、加入申込書裏面「健康状態告知書質問事項および健康状態告知書質問事項回答欄記入要領」または次ページ「健康状態告知書質問事項回答欄の解説」「病気・症状一覧表の解説」を参照し、再告知をしてください。

※再告知をした場合は、上記1～7が適用されますので、ご注意ください。

### 9 その他ご注意いただきたい事項

正しく告知をした場合でも、保険期間の開始日より前に病気、ケガの原因となった事由が生じた場合は、引受保険会社は保険金をお支払いできません(始期前治療について協定書に定めのある場合、その規定により保険金をお支払いできることがあります)。

【例えばこんな場合...】  
加入申込み時点では健康だったが、その後保険期間の開始日より前に発病と診断され、保険期間の開始日より後にその病気によって就業障害となったケース

そのほかにも、「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」には、ご加入に際して特に確認いただきたいことを記載しています。お申込みの前に必ずお読みください。



## お支払いする保険金のご説明【団体長期障害所得補償保険】

団体長期障害所得補償保険の普通保険約款、特約または協定書の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）または協定書をご参照ください。

※ご契約のしおり（普通保険約款・特約）は保険契約者にお渡しいたします。また、協定書は保険契約者と引受保険会社との間で取り交わしております。

### ■普通保険約款の補償内容

#### <ご注意>

被保険者またはそのご家族が加入されている他の保険契約等（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます）により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。

補償が重複すると、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金がお支払いできない場合があります。

補償内容の差異や保険金額等を確認し、契約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

※ 複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

1. 被保険者（補償の対象となる方）が身体障害を被り、その直接の結果として保険期間中に就業障害が開始した場合に限り、てん補期間中の就業障害である期間に対して、保険金の算出の基礎となる支払基礎所得額を基に協定書記載の方法により算出した額を保険金としてお支払いします。
2. 被保険者は協定書に規定された方となります。
3. 保険金支払対象外の身体障害の影響などにより、保険金を支払うべき身体障害の程度が大きくなった場合は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
身体障害により、就業障害となった場合	$\text{支払基礎所得額} \times \text{所得喪失率} \times \text{約定給付率 (100\%)}$ <p>※ お支払いする保険金の額は、てん補期間中の就業障害である期間1か月について、協定書に定める最高保険金支払月額を限度とします。</p> <p>※ 協定書に定めるてん補期間を限度とします。</p> <p>※ 支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額が平均月間所得額を超える場合は、平均月間所得額を約定給付率で割った額を支払基礎所得額とします。</p> <p>※ てん補期間中における就業障害である期間が1か月に満たない場合または1か月未満の端日数が生じた場合は、1か月を30日とした日割計算により保険金の額を決定します。</p> <p>※ 同一の身体障害により、免責期間を超える就業障害が終了した日からその日を含めて6か月以内に再び就業障害となった場合は、前の就業障害と同一の就業障害として取り扱います。</p> <p>※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(*)の合計額が、平均月間所得額に所得喪失率を乗じた額を超えるときは、下記の額を就業障害である期間1か月あたりの保険金としてお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の就業障害である期間1か月あたりの支払責任額(*)</li> <li>・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、平均月間所得額に所得喪失率を乗じた額から、他の保険契約等から支払われた就業障害である期間1か月あたりの保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の就業障害である期間1か月あたりの支払責任額(*)を限度とします。</li> </ul> <p>(*)他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。</p>	(1) 新規加入日から12か月以内に就業障害になった場合、就業障害の原因となった身体障害について、新規加入日前12か月以内に、医師等の治療、診察、診断を受けたとき、治療のために服薬していたとき、または、通常は医師に診察を受けるような症状が現れていたときは、保険金をお支払いできません。 (2) 次のいずれかの就業障害に対しては、保険金をお支払いできません。 ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失によって被った身体障害による就業障害 ② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって被った身体障害による就業障害 ③ 治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用によって被った身体障害による就業障害 ④ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動によって被った身体障害による就業障害※1 ⑤ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被った身体障害による就業障害※2 ⑥ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性によって被った身体障害による就業障害 ⑦ 上記⑥以外の放射線照射または放射能汚染によって被った身体障害による就業障害 ⑧ むちうち症または腰痛等で医学的他覚所見のないものによる就業障害※3 ⑨ 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故によって被ったケガによる就業障害 ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ⑩ 被保険者が被った精神障害を原因として発生した就業障害※4 ⑪ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産によって被った身体障害による就業障害※5 ⑫ 発熱等の他覚的症候のない感染による就業障害※6 など (3) 健康に関する告知の回答内容等により補償対象外とする病気等（保険証券等に記載されます。）による就業障害に対しては、保険金をお支払いできません。  ※1 テロ行為によって発生した身体障害に関しては、自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※2 「天災危険補償特約」がセットされた場合、保険金お支払いの対象となります。 ※3 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。 ※4 「精神障害補償特約」がセットされた場合、平成6年10

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
		月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目(*)中の次の分類番号に該当する精神障害(統合失調症、躁(そう)病、うつ病等)を原因として発生した就業障害は保険金のお支払い対象となります。 (1) F 04～F 09 (2) F 20～F 51 (3) F 53～F 54 (4) F 59～F 63 (5) F 68～F 69 (6) F 84～F 89 (7) F 91～F 92 (8) F 95 (9) F 99 (*)分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD - 10(2003年度版)準拠」によります。 ※5 「妊娠に伴う身体障害補償特約」(*)がセットされた場合、保険金のお支払い対象となります。 (*)女性の被保険者にのみセット可能です。 ※6 病原体が生体内に侵入、定着、増殖することをいいます。

#### <用語の説明>

【回復所得額】とは

免責期間開始以降に業務に復帰して得た所得の額をいいます。ただし、免責期間開始時点と比べて物価の変動があった場合には、物価の変動による影響がなかったものとして算出します。

【最高保険金支払月額】とは

1被保険者について、1か月あたりの保険金支払の最高限度となる協定書に記載された金額をいいます。

【支払基礎所得額】とは

保険金の算出の基礎となる額をいい、 $\text{1口あたり保険金額} \times \text{加入口数}$ によって算出した額となります。

【所得】とは

業務に従事することによって得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から、就業障害となることにより支出を免れる金額を差し引いたものをいいます。ただし、就業障害の発生にかかわらず得られる収入は所得に含みません。

【所得喪失率】とは

次の算式によって算出された割合をいいます。

$$\text{割合} = 1 - \frac{\text{免責期間終了日の翌日から起算した各月における回復所得額}}{\text{免責期間が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得の額}}$$

ただし、所得の額につき給与体系の著しい変動その他の特殊な事情の影響があった場合、または身体障害の程度や収入の状況の勘案が必要な場合は、所得喪失率の算出につき公正な調整を行うものとします。

【就業障害】とは

被保険者が身体障害を被り、その直接の結果として就業に支障が発生している協定書に記載された状態をいいます。

てん補期間開始後においては、身体障害により、被保険者が身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができず、かつ所得喪失率が20%超であることをいいます。

免責期間中においては、被保険者の経験・能力に応じたいかなる業務にも従事できない状態をいいます。

なお、被保険者が死亡した後は、いかなる場合でも就業障害とはいいません。

【身体障害】とは

傷害(「ケガ」といいます)および疾病(「病気」といいます)をいいます。また、ケガにはケガの原因となった事故を含みます。

【他の保険契約等】とは

この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

【てん補期間】とは

引受保険会社が保険金をお支払いする限度とする期間で、免責期間終了日の翌日からその日を含めて協定書に記載された期間をいいます。「精神障害補償特約」がセットされた場合、この特約による保険金のお支払いは、基本契約のてん補期間にかかわらず、免責期間終了日の翌日から起算して「24か月」が限度です。

【免責期間】とは

保険金をお支払いできない協定書に記載された就業障害が継続する期間をいいます。

【平均月間所得額】とは

被保険者の就業障害が開始した日の属する月の直前12か月について、以下のとおり計算した額をいいます。ただし、就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により計算します。

$$\text{平均月間所得額} = \frac{\text{(年間収入額※1)} - \text{(働けなくなったことにより支出を免れる金額※2)}}{12(\text{か月})}$$

※1 給与所得、事業所得または原稿料等の雑所得に係る税引き前の収入で、利子所得、配当所得、不動産所得等は含みません。就労の有無にかかわらず得られる役員報酬等がある場合にはこれも含みません。

※2 被保険者が事業所得者の場合は、その事業に要する経費のうち、接待交際費・旅費交通費などをいいます。

【約定給付率】とは

保険金の算出の基礎となる協定書に記載された率をいいます。

重要事項のご説明	契約概要のご説明(団体長期障害所得補償保険)	平成 29 年 10 月
<p>■ご加入に際して保険商品の内容をご理解いただくための事項をこの「契約概要のご説明」に記載しています。加入前に必ずお読みになり、お申込みくださいますようお願いいたします。</p> <p>■この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細はパンフレット、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）、保険証券および協定書（注）などをご確認ください。また、ご不明な点につきましては、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。</p> <p>（注）ご契約のしおり（普通保険約款・特約）、保険証券は保険契約者に交付されます。また、協定書は引受保険会社と保険契約者との間で取り交わしています。</p> <p>■申込人と被保険者（補償の対象となる方）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。</p>		

この書面における主な用語について説明します。

危険	身体障害の発生の可能性をいいます。
協定書	保険契約締結の際、引受保険会社と保険契約者との間で協議のうえ保険契約の内容を定める書類をいいます。
最高保険金支払月額	1被保険者について、1か月あたりの保険金支払の最高限度となる協定書に記載された金額をいいます。
支払基礎所得額	保険金の算出の基礎となる協定書に記載された所得の額をいいます。
就業障害	身体障害を被り、就業に支障が発生している協定書に記載された状態をいいます。なお、死亡した後は就業障害とはいいません。
所得	業務に従事することによって得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から、就業障害となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業障害の発生にかかわらず得られる収入は所得に含みません。
身体障害	傷害（「ケガ」といいます）または疾病（「病氣」といいます）をいいます。また、ケガにはケガの原因となった事故を含みます。
てん補期間	引受保険会社が保険金をお支払いする限度とする期間で免責期間終了日の翌日からその日を含めて協定書に記載された期間をいいます。
免責期間	保険金をお支払いできない協定書に記載された就業障害が継続する期間をいいます。
平均月間所得額	就業障害が開始した日の属する月の直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。ただし、就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により計算します。
約定給付率	保険金の算出の基礎となる協定書に記載された率をいいます。

## 1 商品の仕組み

### （1）商品の仕組み

団体長期障害所得補償保険は、身体障害による就業障害時の損失を補償する保険です。

※基本となる補償部分を解約し、補償が終了した場合等は、その契約にセットされた特約の補償も終了します。

### （2）被保険者の範囲

基本となる補償部分の被保険者は、会社員の方など、働いて収入（所得）を得ている方で、事前に保険契約者と協定した範囲の方のうち、始期日時点における年齢が満15才から満64才までの方となります。詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

## 2 基本となる補償、支払基礎所得額および保険金額の設定等

### （1）保険金をお支払いする場合

主なものを記載しています。詳細はパンフレット等の該当箇所、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）および協定書をご確認ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合
基本となる補償の保険金	<p>身体障害を被り、その直接の結果として保険期間中に就業障害が開始した場合に、てん補期間中の就業障害である期間1か月について、支払基礎所得額を基に協定書に記載の方法により算出した額を保険金としてお支払いします。ただし、てん補期間中の就業障害である期間1か月について、被保険者1名につき最高保険金支払月額を限度とします。</p> <p>※てん補期間中における就業障害である期間が1か月に満たない場合または1か月未満の日数がある場合、その日数については1か月を30日とした日割計算により保険金の額を決定します。</p>

※保険金支払対象外の身体障害の影響などにより、保険金を支払うべき身体障害の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。

### （2）保険金をお支払いできない主な場合

主なものを記載しています。詳細はパンフレット等の該当箇所、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）および協定書をご確認ください。

保険金の種類	保険金をお支払いできない主な場合
基本となる補償の保険金	<p>①保険期間開始時（注1）より前に就業障害の原因となった身体障害を被っていた場合（注2）は保険金をお支払いできません。ただし、協定書に別の定めがある場合を除きます。</p> <p>②次のいずれかによって被った身体障害による就業障害に対しては保険金をお支払いできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失</li> <li>・闘争行為、自殺行為または犯罪行為</li> <li>・治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用</li> <li>・むちうち症、腰痛等で医学的他覚所見のないもの（注3）</li> <li>・自動車等の無資格運転中、酒気帯び運転中のケガ</li> <li>・発熱等の他覚的症候のない感染</li> </ul> <p>③健康状態告知の回答内容等により補償対象外とする病氣等（保険証券に記載されます）による就業障害は保険金をお支払いできません。</p>

（注1）継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険期間開始時となります。

（注2）この取扱いは、「ご契約時に正しく告知をして契約した場合」または「ご契約時に自覚症状がない身体障害であってもそれが保険期間開始時（注1）よりも前に被ったものである場合」にも適用されますのでご注意ください。

（注3）被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

### （3）セットできる主な特約とその概要

ご希望によりセットできる主な特約の詳細については、パンフレット等の該当箇所、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）および協定書をご確認ください。

#### （4）保険期間

お客さまの保険期間については、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

#### （5）支払基礎所得額および保険金額の設定

支払基礎所得額および保険金額の設定については、以下の点にご注意ください。詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。また、お客さまの支払基礎所得額および保険金額については、パンフレット、加入申込票等をご確認ください。支払基礎所得額は次のとおり設定してください。なお、支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額が平均月間所得額を超える場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

定額型の場合	所得の平均月間額に対して次の範囲内となるよう設定してください。 ・健康保険、共済保険の加入者（給料所得者など）：50%
--------	--

## 3 保険料の決定の仕組みと払込方法等

### （1）保険料の決定の仕組み

保険料は、支払基礎所得額、保険金額、年齢、性別、免責期間、てん補期間等によって決まります。お客さまの保険料については、パンフレット、加入申込票等をご確認ください。

### （2）保険料の払込方法

お客さまの保険料の払込方法等については、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

## 4 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

## 5 解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合は、保険契約者を通じ、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。なお、解約に際しては、契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還する場合があります。詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

重要事項のご説明	注意喚起情報のご説明(団体長期障害所得補償保険)	平成 29 年 10 月
<p>■ご加入に際して申込人・被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報のご説明」に記載しています。加入前に必ずお読みになり、お申込みくださいますようお願いいたします。</p> <p>■この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細はパンフレット、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）、保険証券または協定書（注）などをご確認ください。また、ご不明な点につきましては、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。</p> <p>（注）ご契約のしおり（普通保険約款・特約）、保険証券は保険契約者に交付されます。また、協定書は引受保険会社と保険契約者との間で取り交わしています。</p> <p>■申込人と被保険者（補償の対象となる方）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。この書面における主な用語は「契約概要のご説明」に記載していますのでご確認ください。</p>		

#### 1告知義務（ご加入時にお申し出いただく事項）

- （1）申込人または被保険者になる方には、ご加入時に危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めた項目（加入申込票上の「※」印の項目（告知事項））について、事実を正確に告知する義務（告知義務）があります。
- （2）故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合、ご契約を解除することや保険金をお支払いできないことがあります（次の③に該当した場合は、ご契約を解除することがあります）ので、今一度、告知内容をご確認ください。

告知事項	①被保険者の生年月日、年齢、性別 ②被保険者の健康状態告知（注1）（注2）（注3） ③同じ被保険者について身体障害による就業障害に対して保険金が支払われる他の保険契約等（注4）の有無
------	---

（注1）健康状態告知は、質問事項をよくお読みになったうえ、回答を「回答欄」に正しくご記入ください。その際、必ず被保険者ご自身が回答内容について事実と相違ないことを確認のうえ、ご署名ください。また、回答内容により、契約をお引受けできない場合や、特別な条件付きでお引受けする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

（注2）継続契約については、補償内容が拡大しない契約内容で継続する場合は告知事項とはなりません。

（注3）保険契約者または被保険者の故意または重大な過失により、回答がなかった場合や回答内容が事実と異なっている場合には、保険期間の開始時（＊）から1年以内であれば、ご契約を解除することがあります。また、保険期間の開始時（＊）から1年を経過していても、回答がなかった事実または回答内容と異なる事実に基づく保険金支払事由が、保険期間の開始時（＊）から1年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。

（＊）継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険期間の開始時となります。

（注4）所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等をいい、いずれも団体契約、生命保険、共済契約を含みます。

#### 2クーリングオフ説明書（ご契約のお申込みの撤回等について）

この保険は、ご契約のお申込みの撤回または解除（クーリングオフ）はできません。ご契約内容をお確かめのうえ、お申込みください。

#### 3複数のご契約があるお客さまへ

被保険者またはそのご家族が加入されている他の保険契約等（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます）により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。

補償が重複すると、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

補償内容の差異や保険金額等を確認し、加入の要否を判断のうえ、ご加入ください。

※1 複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

※2 補償が重複する可能性のある主な補償は、別紙「お支払いする保険金のご説明」をご確認ください。

#### 4現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約

- （1）現在のご契約について解約、減額などをする場合の不利益事項  
多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込み保険料の合計額よりも少ない金額となります。
- （2）新たな契約（団体長期障害所得補償保険）の申込みをする場合のご注意事項
  - ①被保険者の健康状態などにより、新たな契約をお引受けできない場合があります。
  - ②新たな契約の保険期間の開始時より前に就業障害の原因となった身体障害を被っていた場合、保険金をお支払いできないことがあります。
  - ③新たな契約の始期日における被保険者の年齢により計算した保険料（注）を適用し、新たな契約の普通保険約款・特約を適用します。そのため、新たな契約の商品内容が、現在のご契約と異なることがあります。（注）保険料の改定により、同じ年齢でも保険料が異なることがあります。

#### 5通知義務等（ご加入後にご連絡いただく事項）

ご加入後、次の事項が発生した場合には、ご契約内容の変更等が必要となります。遅滞なく取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。

①ご契約時に支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額を保険契約締結直前12か月における被保険者の所得の平均月間額より高く設定していたことが判明した場合
②ご契約後に被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合

#### 6補償の開始・終了時期

- （1）補償の開始：始期日の午後4時（保険申込書に異なる時刻が記載されている場合はその時刻）に始まります。
- （2）補償の終了：満期日の午後4時に終わります。

#### 7保険金をお支払いできない主な場合

「契約概要のご説明」**2基本となる補償、支払基礎所得額および保険金額の設定等**（2）保険金をお支払いできない主な場合をご確認ください。

#### 8解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合は、保険契約者を通じ、取扱代理店または引受保険会社までお申し出ください。

- （1）解約の条件によって、解約日から満期日までの期間等に応じて、解約返れい金を返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- （2）始期日から解約日までの期間に応じて払い込むべき保険料の払込状況により、追加の保険料を請求する場合があります。追加で請求したにも関わらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。

#### 9被保険者からの解約

被保険者が保険契約者以外の方の場合、保険契約者との間に別段の合意があるときを除き、被保険者は保険契約者に対しこの保険契約の解約を求めることができません。この場合、保険契約者は、引受保険会社に対する通知をもって、その保険契約を解約しなければなりません。

※解約する範囲はその被保険者にかかる部分に限ります。

#### 10保険会社破綻時の取扱い

この保険契約は3社による共同保険契約であり、各引受保険会社は分担割合に応じて連帯することなく単独別個に責任を負います。

●引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があります。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返れい金等は90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。

●共同引受保険会社のうち日本生命保険相互会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。共同引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、保険金額等が削減されることがあります。

保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合わせください。

##### 生命保険契約者保護機構 03-3286-2820

※受付時間【平日AM9：00～AM12：00、PM1：00～PM5：00（土日祝日および年末年始を除きます）】

※詳細は、生命保険契約者保護機構のホームページをご覧ください（<http://www.seihohogo.jp/>）。

#### 11個人情報の取扱いについて

本保険契約に関する個人情報について、各引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。

##### 【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社（海外にあるものを含む）が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則（第53条の10）により、利用目的が限定されています。

詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険（株）のホームページ（<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>）および共同引受保険会社のホームページをご覧ください。

#### <その他ご注意ください>

##### ■ご契約内容および事故報告内容の確認について

事故について保険金のお支払いが迅速かつ確実に行われるよう同一事故にかかるご契約の状況や保険金請求の状況等について、損害保険会社等の間で確認をさせていただく場合がありますのであらかじめご了承ください。

##### ■無効・取消し・失効について

- （1）保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約を締結した場合、この保険契約は無効となり、既に払い込んだ保険料は返還できません。
- （2）保険契約者、被保険者または保険金受取人の詐欺または強迫によって契約を締結した場合は、この保険契約は取消しとなることがあります。この場合、既に払い込んだ保険料は返還できません。
- （3）次のいずれかの場合は、この保険契約は失効となります。この場合、普通保険約款・特約に定める規定により保険料を返還または請求します。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
  - ①被保険者が死亡した場合
  - ②身体障害以外の原因で業務に従事できなくなった場合

##### ■重大事由による解除

次のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除することがあります。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできません。

- （1）保険契約者、被保険者、保険金受取人が、保険金を支払わせることを目的として身体障害等が発生させた場合
- （2）保険契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- （3）被保険者または保険金受取人が保険金の請求について詐欺を行った場合

など

##### ■税法上の取扱い（令和2年6月現在）

保険料負担者が個人の場合、払い込んだ保険料のうち、ご契約内容により所定の金額について、税法上の生命保険料控除の対象となります。

※上記「税法上の取扱い」は、今後の税制改正により変更となる場合がありますので、ご注意ください。

##### ■請求権等の代位について

保険金について、損失が発生したことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、引受保険会社はその損失に対して保険金をお支払いしたときは、その債権は引受保険会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- （1）引受保険会社が損失の額的全額を保険金としてお支払いした場合：被保険者が取得した債権の全額
- （2）上記（1）以外の場合：被保険者が取得した債権の額から、保険金をお支払いしていない損失の額を差し引いた額

（注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

※保険金のお支払いの前に、被保険者が第三者から損害賠償を受け、その損害賠償に保険金に相当する額が含まれている場合は、引受保険会社はその額を差し引いた損失の額に対して保険金をお支払いします。

##### ■共同保険について

あいおいニッセイ同和損害保険（株）および他の損害保険会社等との共同保険契約となる場合には、各引受保険会社は分担割合に応じて、連帯することなく単独別個に責任を負います。あいおいニッセイ同和損害保険（株）は、引受幹事保険会社として、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の受領、保険証券の発行、保険金のお支払いその他の業務または事務を行っています。

##### ■事故が発生した場合



- 1 事故の発生**
- (1) 事故が発生した場合には、30 日以内に取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡が遅れた場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- (2) 他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申し出ください。
- (3) 補償が重複する他の保険契約等がある場合、発生した損失に対して既に支払われた保険金の有無によって、引受保険会社がお支払いする保険金の額が異なります。詳細はご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

<引受保険会社がお支払いする保険金の額>（注1）

- ①他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の就業障害である期間1か月あたりの支払責任額（注2）をお支払いします。
- ②他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、平均月間所得額に所得喪失率を乗じた額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた額をお支払いします。ただし、この保険契約の就業障害である期間1か月あたりの支払責任額（注2）を限度とします。
- (注1) お支払いする保険金の額や他の保険契約等の保険金の支払条件によっては、上記と異なる場合があります。詳細はご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。
- (注2) 他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

- 2 保険金の支払請求時に必要となる書類等**
- 被保険者または保険金受取人は、<別表「保険金請求書類」>のうち引受保険会社が求める書類を提出する必要があります。なお、必要に応じて<別表「保険金請求書類」>以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

- 3 保険金のお支払時期**
- 引受保険会社は被保険者または保険金受取人より保険金請求書類の提出受領後その日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要となる事項の確認を終えて、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、引受保険会社は普通保険約款・特約に定める期日までに保険金をお支払いします。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

- 4 保険金の代理請求**
- 被保険者に保険金を請求できない次のような事情がある場合に、下記【被保険者の代理人となりうる方】が被保険者の代理人として保険金を請求することができる制度（「代理請求制度」といいます）があります（被保険者に法定代理人がいる場合や第三者に保険金の請求を委任している場合は、この制度は利用できません）。
- 保険金等のご請求を行う意思表示が困難であると引受保険会社が認めた場合
  - 引受保険会社が認める傷病名等の告知を受けていない場合 など
- 【被保険者の代理人となりうる方】**

- ①被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
- ②上記①の方がいない場合や、上記①の方が保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③上記①および②の方がいない場合や、上記①および②の方が保険金を請求できない事情がある場合には、上記①以外の配偶者（注）または上記②以外の3親等内の親族

(注) 法律上の配偶者に限ります。

万一、被保険者が保険金を請求できない場合に備えて、上記に該当する方々にご契約の存在や代理請求制度の概要等をお知らせくださるようお願いいたします。被保険者の代理人からの保険金の請求に対して引受保険会社が保険金をお支払いした後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、引受保険会社は保険金をお支払いできません。

- 5 保険金請求権の時効**
- 保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権が発生する時期等、詳細はご契約のしおり（普通保険約款・特約）および協定書をご確認ください。

**<別表「保険金請求書類」>**

(1)	保険金請求書（個人情報の取扱いに関する同意を含みます）		
(2)	引受保険会社の定める傷害（疾病・損害など）状況報告書 ※事故日時、発生場所、原因等を申告する書類をいいます。また、事故状況を確認するためにこの報告書の他、(4)に掲げる書類も必要な場合があります。		
(3)	保険金の請求権をもつことの確認書類		
	書類の例	・印鑑証明書、資格証明書	・戸籍謄本
		・委任状	・未成年者用念書
			など
(4)	所得に関する保険金を請求する場合に必要な書類		
	① 保険事故の発生を示す書類		
	書類の例	・公的機関が発行する証明書（事故証明書など）	
	② 保険金支払額の算出に必要な書類		
	書類の例	・引受保険会社の定める診断書	
		・所得確認書類（源泉徴収票、確定申告書、決算書など）	
			など
	③ その他の書類		
	書類の例	・調査同意書（事故またはケガ・病気などの調査を行うために必要な同意書）	
			など

**<ご加入いただく内容に関する確認事項(ご意向の確認)>**

この保険商品およびご契約プランは、引受保険会社で把握したお客さま情報およびご意向に基づき提案させていただいております。加入申込票にご記入の内容が、最終的にお客さまのご意向に沿った内容であるか再度ご確認、ご了解のうえご加入ください。また、払い込む保険料が正しいものとなるよう保険料算出に関わる事項などについてもご確認ください。その結果、修正すべき点があった場合は、加入内容を訂正させていただきます。なお、ご不明な点などございましたら保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

- 今回お申込みのご契約についてご確認をお願いします。
  1. 被保険者に関する「生年月日」「年令」「性別」について、すべて正しい内容となっていることをご確認ください。
  2. 「他の保険契約等」について、正しい内容となっていることをご確認ください。
  3. 下記項目について、お客さまのご意向どおりとなっていることをご確認ください。
    - ①補償の内容（お支払いする保険金、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない場合など）
    - ②支払基礎所得額・最高保険金支払月額・約定給付率・保険金額
    - ③被保険者の範囲（ご本人のみの補償）
 ※保険期間、保険料に関する事項および契約者配当金制度の有無については「契約概要のご説明」に記載のとおりのご設定であることをご確認ください。
  4. 支払基礎所得額が平均所得額の範囲内で設定されていることをご確認ください。
 ※支払基礎所得額の設定については「契約概要のご説明」②基本となる補償、支払基礎所得額および保険金額の設定等（5）支払基礎所得額および保険金額の設定をご確認ください。
  5. 補償の重複する可能性のある他のご契約の有無をご確認いただき、ご契約の可否をご確認ください。
- 現在ご加入のご契約（満期を迎えるご契約）にご不明な点がある場合には、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお申し出ください。

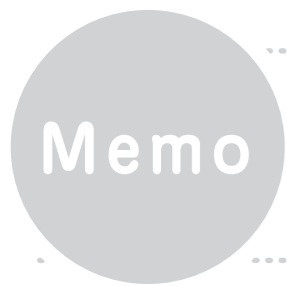
お問い合わせ窓口	
保険商品・契約内容に関するお問い合わせ	
【取扱代理店】	株式会社千里
【電話番号】	0120-797-978 ※おかけ間違いにご注意ください。

引受保険会社等との連絡・相談・苦情窓口	
引受保険会社へのご相談・苦情がある場合は	事故が起こった場合は
<p><b>0120-101-060</b> (無料)</p> <p>【受付時間】 平日 9:00～17:00 (土・日・祝日および年末年始は休業させていただきます) ※ご加入の団体名(会社・官公庁・学校・組合・会等)をお知らせください。 「加入者証」等をお持ちの場合、お手元にご用意ください。 ※一部のご用件は営業店等からのご対応となります。</p>	<p>遅滞なくご契約の取扱代理店または下記にご連絡ください。</p> <p>あいおいニッセイ同和損保 あんしんサポートセンター <b>0120-985-024</b> (無料)</p> <p>●受付時間 24時間 365日 ●おかけ間違いにご注意ください。 ●IP電話からは 0276-90-8852(有料)におかけください。</p>

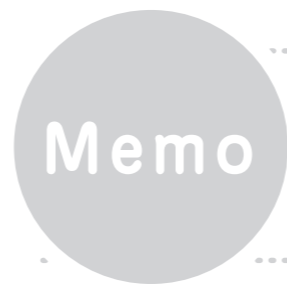
指定紛争解決機関
引受保険会社との間で問題を解決できない場合は
<p>引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。</p>
<p><b>一般社団法人 日本損害保険協会そんぽADRセンター</b></p> <p><b>[ナビダイヤル] 0570-022-808</b></p> <p>(全国共通・通話料有料)</p> <p>※受付時間[平日 9:15～17:00(土・日・祝日および年末年始を除きます)] ※おかけ間違いにご注意ください。 ※携帯電話からも利用できます。 ※詳細は、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 ※IP電話からは <b>03-4332-5241</b>におかけください。 http://www.sonpo.or.jp/efforts/adr/</p>

- <引受保険会社および分担割合>
- (幹事保険会社) あいおいニッセイ同和損害保険株式会社（分担割合76%）
- (非幹事保険会社) 損害保険ジャパン株式会社（分担割合20%） 日本生命保険相互会社（分担割合4%）

実際に引受けを行う保険会社およびその分担割合は変更になる可能性があります。これらに係る確定内容を知りたい場合には、取扱代理店または、引受保険会社にお問い合わせください。



Memo



Memo

## ご相談窓口等

### 任意医療保険 任意生命保険 のお問合せ

- お手続きや当制度の内容に関するご照会につきましては、係の方までお問合せください。
- 保険金・給付金請求方法に関しては、係の方へご確認ください。
- また、募集期間中のお申込み手続きや当制度の内容に関するご照会につきましては、以下「制度内容・お申込み手続きに関するお問合せ先」に記載のニッセイ団体保険コールセンターまでご連絡ください。
- なお、募集期間後の引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、下記の日本生命窓口までご連絡ください。  
<東京都・千葉県・神奈川県・埼玉県・栃木県・群馬県・茨城県・山梨県>

日本生命保険相互会社 TEL:0120-563-925  
法人サービスセンター 【受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00 (祝日・12/31～1/3はお取り扱いしておりません。)]

#### <上記以外の道府県>

日本生命保険相互会社 TEL:0120-123-840  
企業保険サービス課 【受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00 (祝日・12/31～1/3はお取り扱いしておりません。)]

※お問合せの際には、記号証券番号(任意医療保険は900-95060、任意生命保険は931-1988)をお申し出ください。

※支払業務全般のお問合せ先 日本生命保険相互会社 団体保険支払サービス課 TEL:0120-302-438

- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。  
(「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/> をご覧ください。)  
なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

### 任意収入補償保険 のお問合せ

- お手続きや当制度の内容に関するご照会につきましては、係の方までお問合せください。
- また、募集期間中の申込手続きや当制度の内容に関するご照会につきましては、表紙に記載のあいおいニッセイ同和損保 専用コールセンターまでご連絡ください。

#### <保険金の請求に関する連絡先>

事故が起こった場合は、ただちにあんしんサポートセンターまでご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損保 TEL:0120-985-024(無料)  
あんしんサポートセンター 【24時間・365日受付】

※おかけ間違いにご注意ください。

※IP電話からは0276-90-8852(有料)におかけください。

## 制度内容・お申込み手続きに関するお問合せ先

任意医療保険・  
任意生命保険

### ニッセイ団体保険コールセンター

通話料無料 **0120-375-696**

※保険金・給付金請求方法に関しては、係の方へご確認ください。

〈受付期間〉

令和2年10月1日(木)～  
令和2年11月4日(水)

任意  
収入補償保険

### あいおいニッセイ同和損保 専用コールセンター

通話料無料 **0120-500-826**

〈受付時間〉

月曜日～金曜日 9:00～17:00  
(祝日はお取り扱いしておりません。)

※お問合せの際には団体名「全国町村会」をお申し出ください。受付期間外のご照会については係の方へお問合せください。

※ご家族からいただくご照会内容によっては、個人情報保護の観点からご回答を制限させていただく場合がございます。